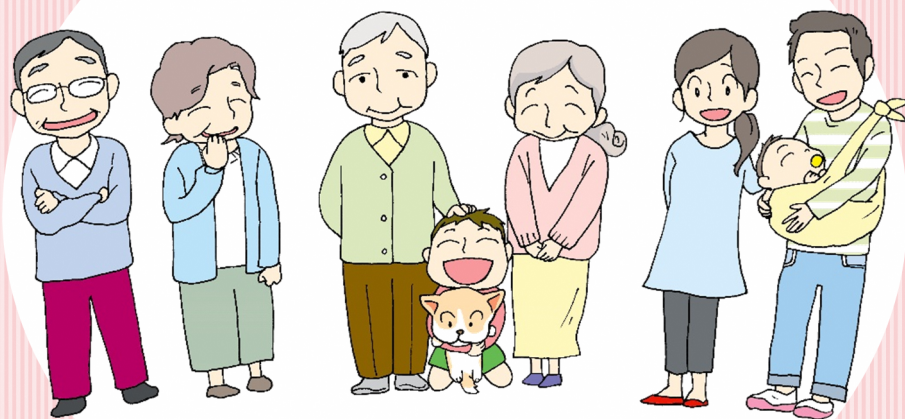


# 十日町市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月  
十日町市



## はじめに

十日町市は、総人口における高齢化率が4割を超え、全国平均を上回るペースで少子高齢化が進んでいます。更に、65歳以上人口は令和2年(2020年)をピークに減少に転じる一方で、介護需要が高まる75歳以上人口やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯はこれからも増加する見込みです。

このような状況の中、前第8期の計画では、新潟大学寄附講座「十日町いきいきエイジング講座」の先生方による熱心なご指導の下、在宅医療・介護の充実の観点から「出向くケアと医療」の仕組づくりに取り組み、市立の訪問看護ステーション「おむすび」を開設しました。利用者も年々増加しており、その需要の高さを実感しております。



そして、このたび策定した「十日町市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、「地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまちづくり～地域包括ケアシステムの深化・推進～」を基本理念とし、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、これまで以上に地域包括ケアシステムを根付かせることを目標に据えています。

目標を達成するための重点取組として、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を迎え、介護サービスを必要とする人が増加する一方で、生産年齢人口(15～64歳)が大きく減少し、介護の現場では深刻な人材不足が課題となっていることから、介護従事者の確保や育成、職場定着に関する有効な施策を検討し展開してまいります。

また、誰もが年齢を重ね高齢になっても、これまで培ってきた知識や経験を活かし、高齢者自身が担い手となり地域の活動などに参加することで、フレイル予防や要介護状態等への重度化防止につながることも期待できることから、高齢者自らの生きがいくくりとなる事業を推進してまいります。

市民の皆様をはじめ、各分野における関係機関の皆様におかれましても、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました十日町市介護保険運営協議会の委員各位をはじめ、各種調査、パブリックコメントなどにご協力をいただきました多くの市民の皆様にご心から御礼を申し上げますとともに、医療、介護、福祉などの現場で、日々奮闘いただいている皆様に敬意を表し、巻頭のあいさつといたします。

令和6年3月

十日町市長

関 芳史



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
5. 国の基本指針	6
6. SDGs を踏まえた計画の推進	7
第2章 高齢者を取り巻く現状	8
1. 高齢者の人口・世帯の現状	8
2. 要支援・要介護認定者の現状	13
3. 高齢者の福祉サービスの現状	15
4. 介護保険サービスの現状	16
5. アンケート調査結果の概要	26
6. 取り組むべき課題	42
第3章 計画の基本的な考え方	45
1. 計画の基本理念	45
2. 計画の基本目標	46
3. 施策の体系	48
4. 日常生活圏域の設定	49
第4章 施策の展開	51
基本目標1 介護予防・生きがいづくりの推進	51
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり	63
基本目標3 認知症施策の推進	84
基本目標4 介護保険事業の適正な運営	92
第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料推計	100
1. 高齢者人口及び要支援・要介護認定者の将来推計	100
2. 介護サービス等の基盤整備	102
3. 介護保険事業の見込み	103
4. 介護保険料の設定	110

第6章 計画の推進に向けて .....	114
1. 計画の進行管理 .....	114
2. 連携体制の強化 .....	115
3. 市民への情報提供 .....	115
資料編 .....	116
1. 十日町市介護保険運営協議会委員名簿 .....	116
2. 計画策定までの経緯 .....	117
3. 用語集 .....	118

「\*」がついている用語については、資料編の「用語集」に解説しています。



## (1) 介護保険制度の主な改正の経緯

平成12年に介護保険法が施行され、その間、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しが行われてきました。第6期介護保険事業計画（平成27年～平成29年）以降は、「地域包括ケアの推進」に向けた取組が進められ、「地域共生社会への実現」を目指した計画策定が行われました。

第9期計画では、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年を迎えることを受け、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みなどを踏まえた介護サービス基盤の整備や、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上を図るための施策について定めることが求められています。

### ■介護保険制度の主な改正の経緯

年度	期	介護保険制度の改正概要
平成12(2000)	1	平成12年4月 ・介護保険法施行
平成13(2001)		
平成14(2002)		
平成15(2003)	2	改正なし
平成16(2004)		
平成17(2005)		
平成18(2006)	3	平成17年改正(平成18年4月施行) ・介護予防の重視(地域包括支援センター*の創設、地域支援事業の創設) ・地域密着サービスの創設
平成19(2007)		
平成20(2008)		
平成21(2009)	4	平成20年改正(平成21年5月施行) ・介護サービス事業者の業務管理体制整備
平成22(2010)		
平成23(2011)		
平成24(2012)	5	平成23年改正(平成24年4月施行) ・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設 ・介護予防・日常生活支援総合事業*の創設
平成25(2013)		
平成26(2014)		
平成27(2015)	6	平成26年改正(平成27年4月施行) ・地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等) ・訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行し、多様化
平成28(2016)		
平成29(2017)		
平成30(2018)	7	平成29年改正(平成30年4月施行) ・自立支援*・重度化防止に向けて取組む仕組みの制度化 ・介護医療院*の創設
令和元(2019)		
令和2(2020)		
令和3(2021)	8	令和2年改正(令和3年4月施行) ・市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ・医療・介護のデータ基盤の整備の推進
令和4(2022)		
令和5(2023)		
令和6(2024)	9	令和5年改正(令和6年4月施行) ・介護サービス基盤の計画的な整備 ・地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 (地域共生社会の実現、医療・介護情報基盤の整備、保険者機能の強化) ・地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
令和7(2025)		
令和8(2026)		



## (2) 地域包括ケアシステムについて

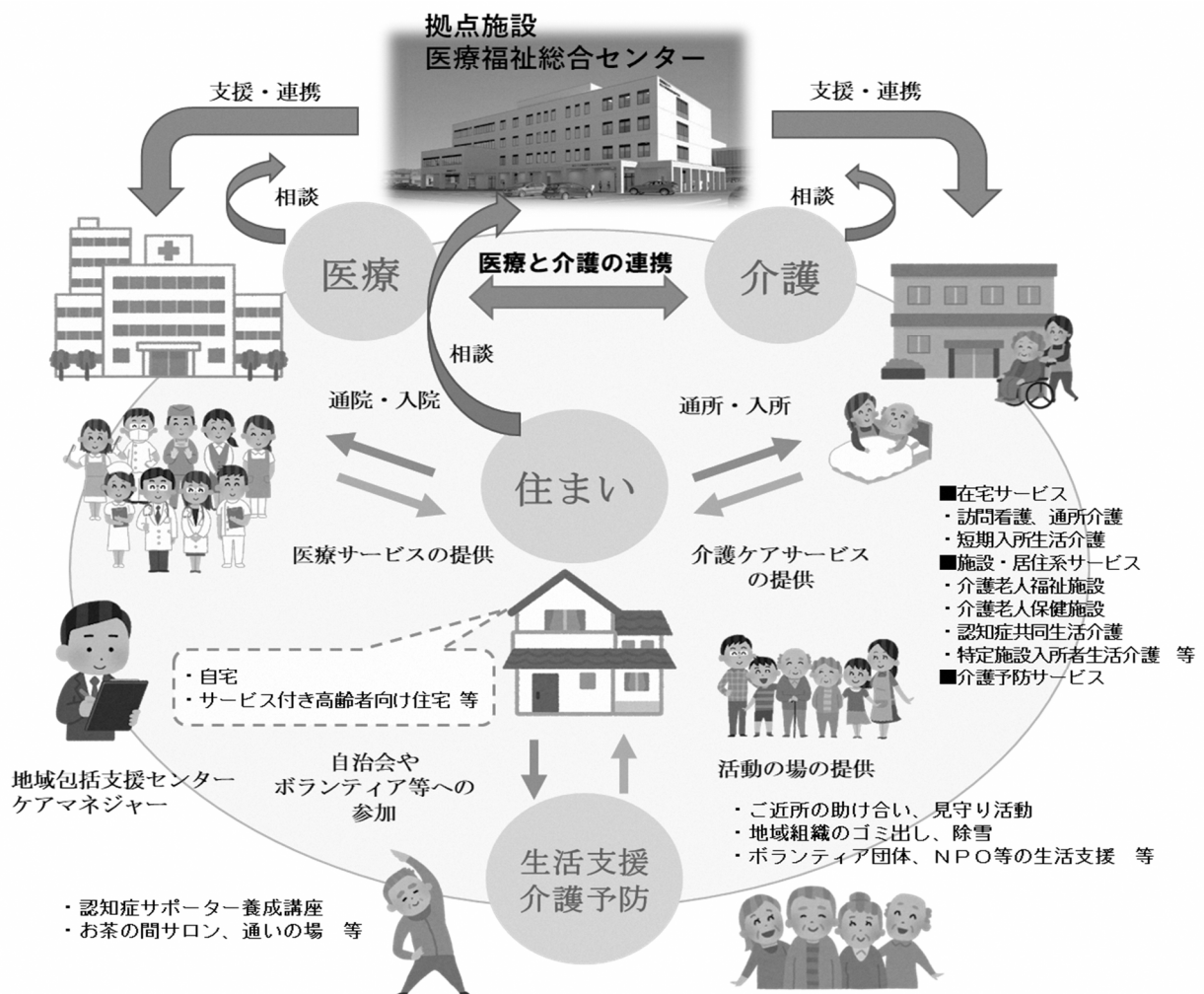
国では、第9期介護保険事業計画の基本指針として、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組について示しています。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

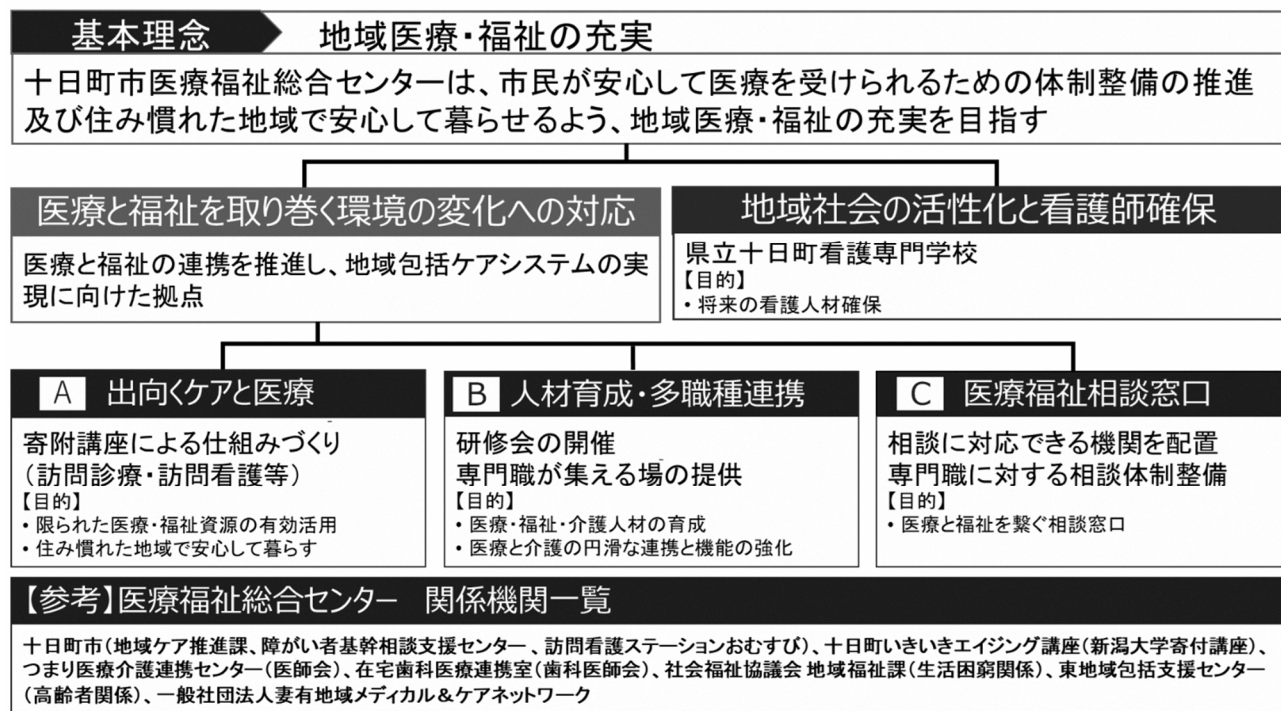
急速な人口減少や高齢化の進行に伴う社会環境の変化を背景に、高齢者はもとより、障がい者・子供などすべての人々が地域でより良く暮らしていけるよう、制度・分野の枠や、支える側と支えられる側の関係を超えて「地域共生社会」を実現していく上で、地域包括ケアシステムは中核的な基盤となり得るものです。

本市では、十日町市医療福祉総合センターを拠点として、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた仕組みづくりを行っています。

■十日町市「地域包括ケアシステム」イメージ図



■十日町市医療福祉総合センター機能の体系図



## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」\*として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

■老人福祉法（一部抜粋）

（市町村老人福祉計画）  
第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

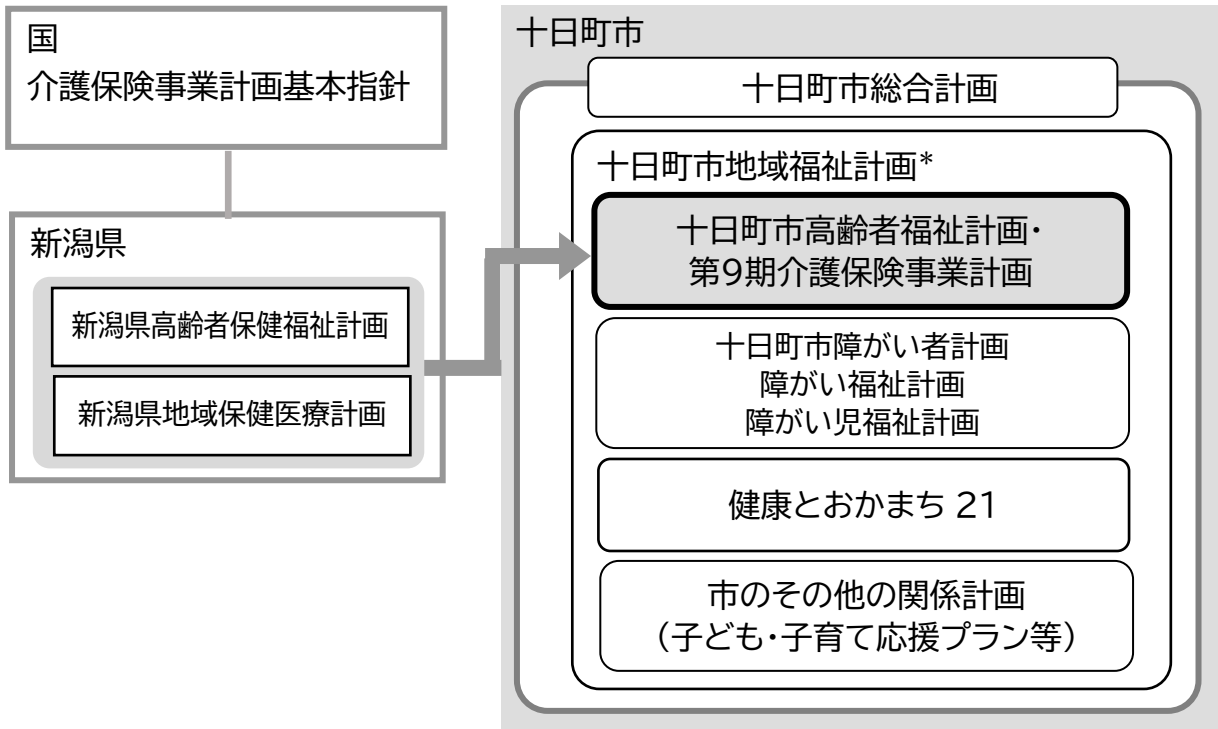
■介護保険法（一部抜粋）

（市町村介護保険事業計画）  
第一百七十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

## (2) 他の計画との関係

本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、「十日町市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。市の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。

■本計画の位置づけ



## 3. 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。計画期間の3年目にあたる令和8年度には、計画の見直しを行います。また、団塊の世代が75歳以上に到達する令和7年や、現役世代が急減すると見込まれる令和22年の姿も視野に入れて計画を策定します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和22年度
第9期計画									
			第10期計画						
						第11期計画			...

▲ 団塊世代が75歳到達

▲ 団塊ジュニア世代\*が65歳到達  
現役世代の人口急減

## 4. 計画の策定体制

### (1) 市内の策定体制

市内の策定体制については、市民福祉部福祉課が中心となり、関連する市内の関係部門と連携を取り、計画を策定する体制を確保しました。

### (2) 県との調整の実施

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき作成し、新潟県の関連計画との整合性を図りながら、新潟県の意見を聴取した上で策定しました。

### (3) 十日町市介護保険運営協議会での審議・検討

学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、公募委員で構成する「十日町市介護保険運営協議会」において計画内容を審議・検討しました。

### (4) 住民等の参加

住民意見等を把握し、本計画に反映するため、上記運営協議会に公募委員兼被保険者代表を置くとともに、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護人材実態調査及びパブリックコメント等を実施しました。

## 5. 国の基本指針

第9期計画の策定にあたって示された基本指針のポイントは、以下のとおりです。

### ■基本的な考え方

- ・第9期計画期間中には、いわゆる団塊の世代\*が75歳以上となる令和7年を迎えることになる。
- ・高齢者人口がピークを迎える令和22年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、さまざまなニーズのある要介護高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- ・都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となる。

## 6. SDGs を踏まえた計画の推進

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17ゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

「第二次十日町市総合計画 後期基本計画」においても、十日町市の目指すまちの姿はSDGsの目指す方向性と合致することから、本計画においてもその方針に準拠することとします。

本計画に掲げる取組や事業を進めるにあたり、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れて、高齢者福祉施策と介護保険施策を推進していきます。

### ■SDGsの17の目標

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章

### 高齢者を取り巻く現状

#### 1. 高齢者の人口・世帯の現状

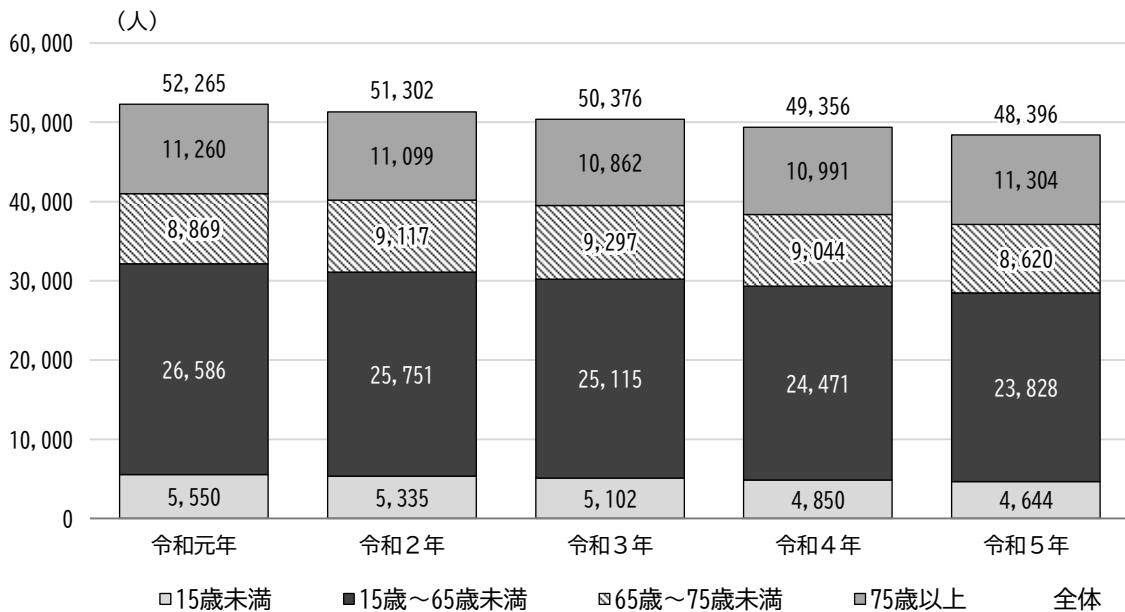
##### (1) 総人口と高齢化率の推移

本市の総人口と高齢化率の推移をみると、総人口は減少傾向となっています。

高齢者人口をみると、これまで増加していた前期高齢者（65～74歳）が、令和4年から減少に転じています。後期高齢者（75歳以上）は令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年から増加に転じ、令和5年は11,304人となっています。

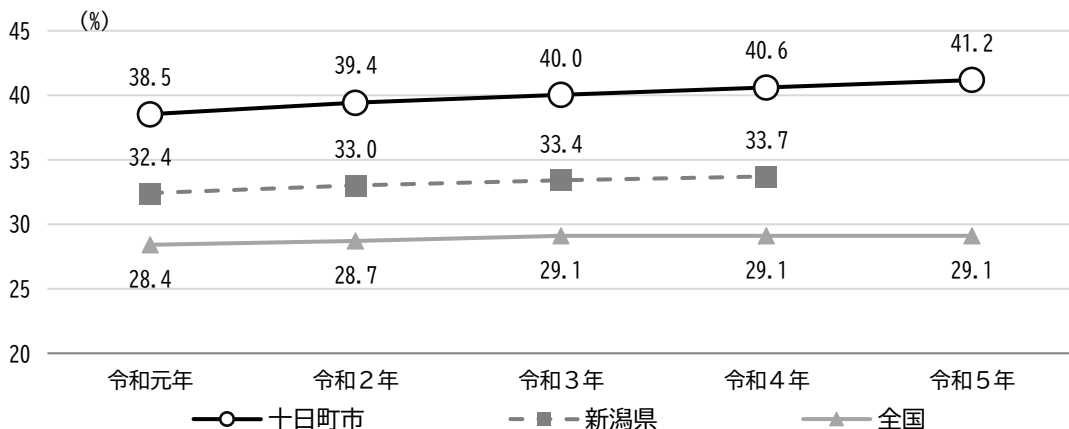
また、高齢化率は増加傾向にあり、国・県を上回って推移しています。

■総人口の推移



資料：十日町市：住民基本台帳(各年9月末現在)

■高齢化率の推移

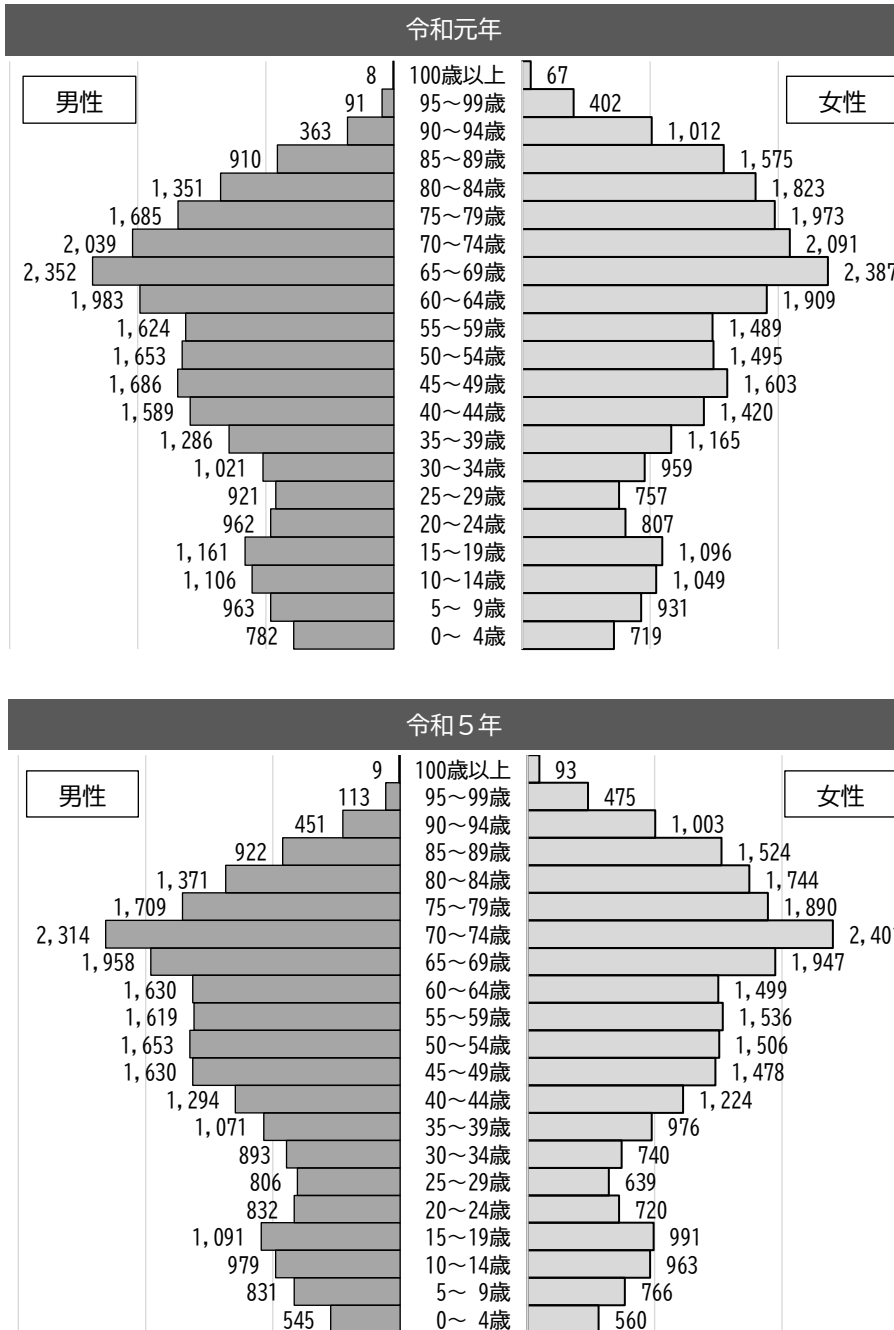


資料：十日町市：住民基本台帳(各年9月末現在)、県・国：総務省統計局による人口推計(各年10月1日現在)

令和元年と令和5年の人口ピラミッドを比較すると、令和元年は、男女ともに65～69歳が最も多くなっていますが、令和5年は、男女ともに70～74歳が多くなっています。

また、65歳以上をみると、男性では70歳以上の年齢層において、女性では70～74歳と95歳以上の年齢層において、令和元年よりも多くなっています。

■人口ピラミッド（人）

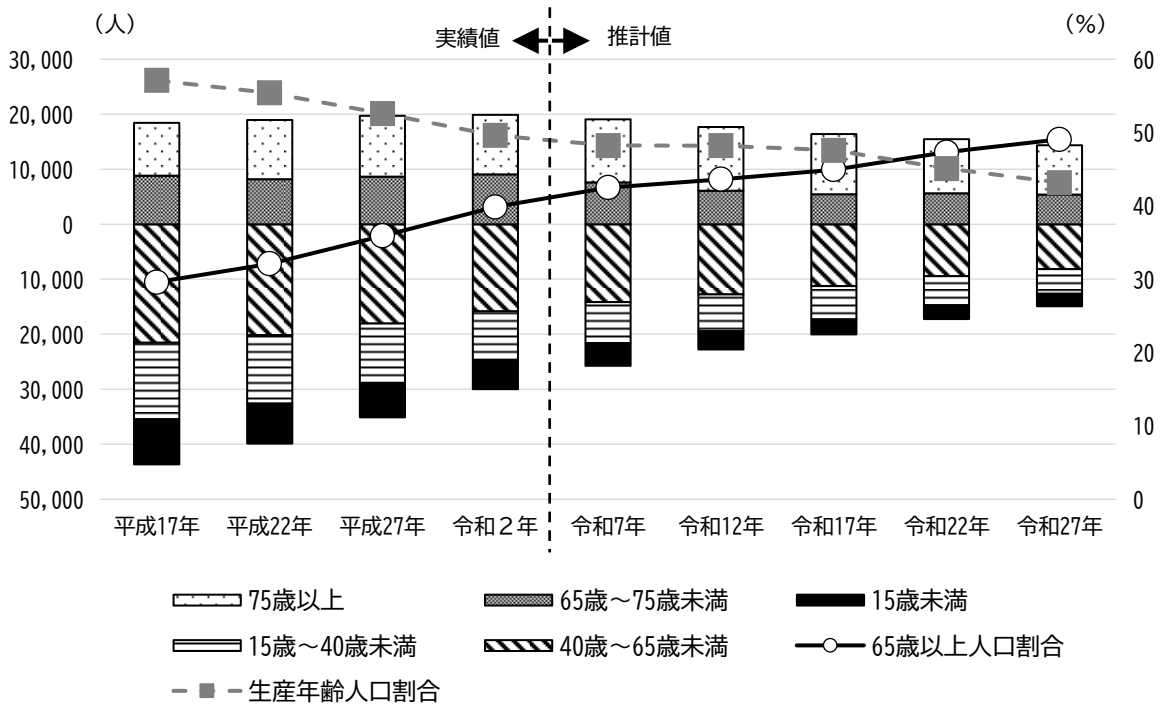


資料：十日町市：住民基本台帳(各年9月末現在)

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

本市の高齢化率は、令和27年まで増加し、介護サービスを必要とする人は増加する一方で、15～64歳の生産年齢人口は急減し、令和22年には生産年齢人口割合が高齢化率を下回る推計となっています。このため、介護の人材不足がさらに深刻化することが想定されます。

■人口の推移



	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 7年	令和 12年	令和 17年	令和 22年	令和 27年
人口（単位：人）	62,058	58,911	54,917	49,820	44,799	40,416	36,402	32,702	29,262
15歳未満	8,179	7,282	6,266	5,258	4,159	3,302	2,732	2,486	2,278
15歳～40歳未満	13,897	12,495	10,811	8,875	7,416	6,692	6,046	5,298	4,472
40歳～65歳未満	21,560	20,128	18,055	15,831	14,185	12,789	11,270	9,444	8,160
65歳～75歳未満	8,836	8,187	8,641	9,030	7,610	6,056	5,467	5,590	5,363
75歳以上	9,562	10,750	11,084	10,826	11,429	11,577	10,887	9,884	8,989
生産年齢人口	35,457	32,623	28,866	24,706	21,601	19,481	17,316	14,742	12,632
高齢者人口	18,398	18,937	19,725	19,856	19,039	17,633	16,354	15,474	14,352
生産年齢人口割合 （単位：％）	57.1	55.4	52.6	49.6	48.2	48.2	47.6	45.1	43.2
65歳以上人口割合 （単位：％）	29.6	32.1	35.9	39.9	42.5	43.6	44.9	47.3	49.0

資料：平成17年～令和2年まで：総務省「国勢調査」、令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

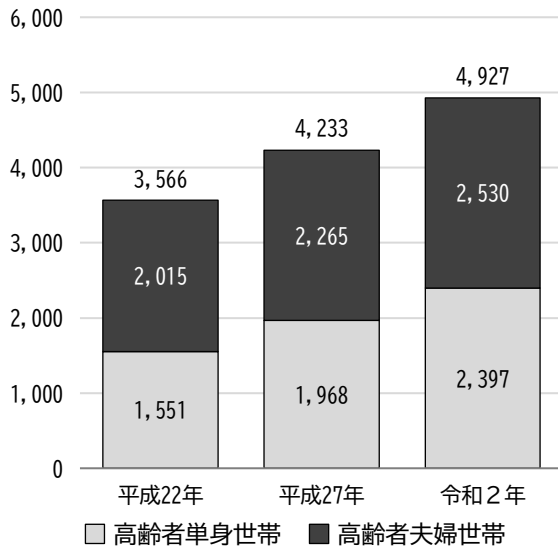


## (2) 高齢者のみ世帯数の推移

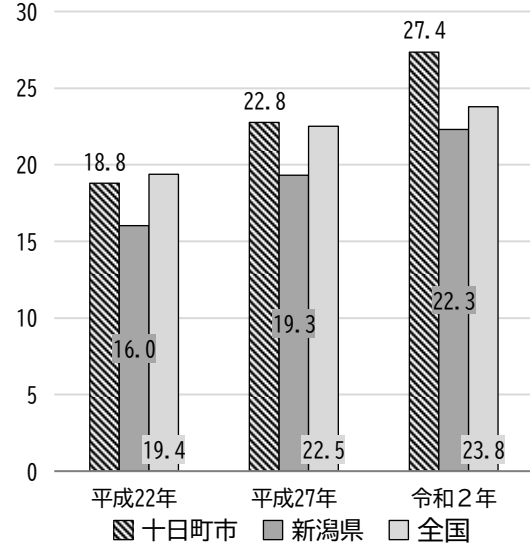
本市の高齢者のみ世帯数は増加傾向にあり、令和2年には高齢者単身世帯は2,397世帯、高齢者夫婦世帯は2,530世帯となっています。

令和2年の一般世帯に占める高齢者のみ世帯の比率は国、県を上回っています。

■ 高齢者のみ世帯数の推移  
(世帯)



■ 一般世帯に占める高齢者のみ世帯の比率  
(%)



資料:国勢調査

■ 【参考】 高齢者世帯数の推移 (市独自調査)

単位：世帯	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
① 全世帯	19,747	19,638	19,709	19,620	19,512
② 高齢者世帯	4,801	5,065	5,129	5,218	5,265
ひとり暮らし高齢者世帯	2,140	2,328	2,326	2,414	2,416
高齢者のみ世帯 <sup>※1</sup>	2,659	2,736	2,801	2,801	2,845
高齢者と児童のみ世帯	2	1	2	3	4
高齢者世帯比率 (②/①)	24.3%	25.8%	26.0%	26.6%	27.0%

資料:高齢者現況調査(各年4月1日現在)

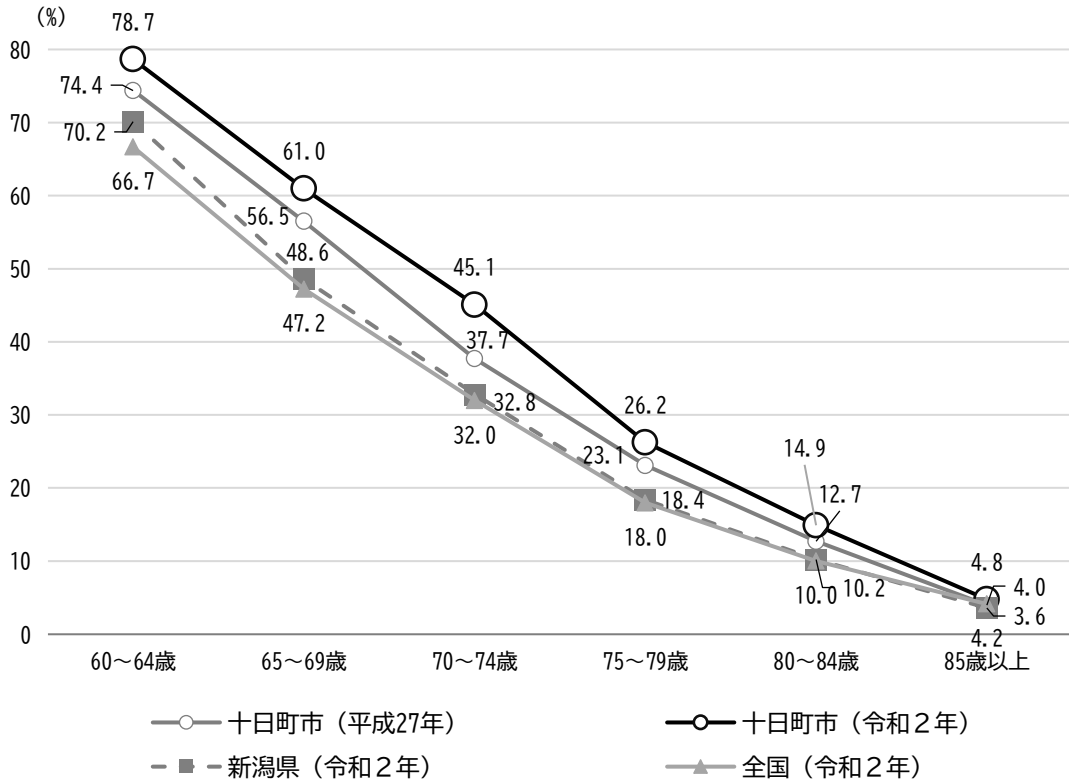
※1:高齢者夫婦世帯や65歳以上の高齢者のみで構成される世帯

### (3) 高齢者の就労状況

本市の就労状況について、60歳以上の就業率を平成27年と令和2年を比較してみると、すべての年齢層において上昇がみられます。

また、新潟県と全国の値と比較してみても、本市の就業率は高くなっています。

■60歳以上の就業率の比較（※就業率は5歳階級別人口に対する就業者の割合）



単位：%	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上
十日町市 (平成27年)	74.4	56.5	37.7	23.1	12.7	4.0
十日町市 (令和2年)	78.7	61.0	45.1	26.2	14.9	4.8
新潟県 (令和2年)	70.2	48.6	32.8	18.4	10.2	3.6
全国 (令和2年)	66.7	47.2	32.0	18.0	10.0	4.2

資料：国勢調査

## 2. 要支援・要介護認定者の現状

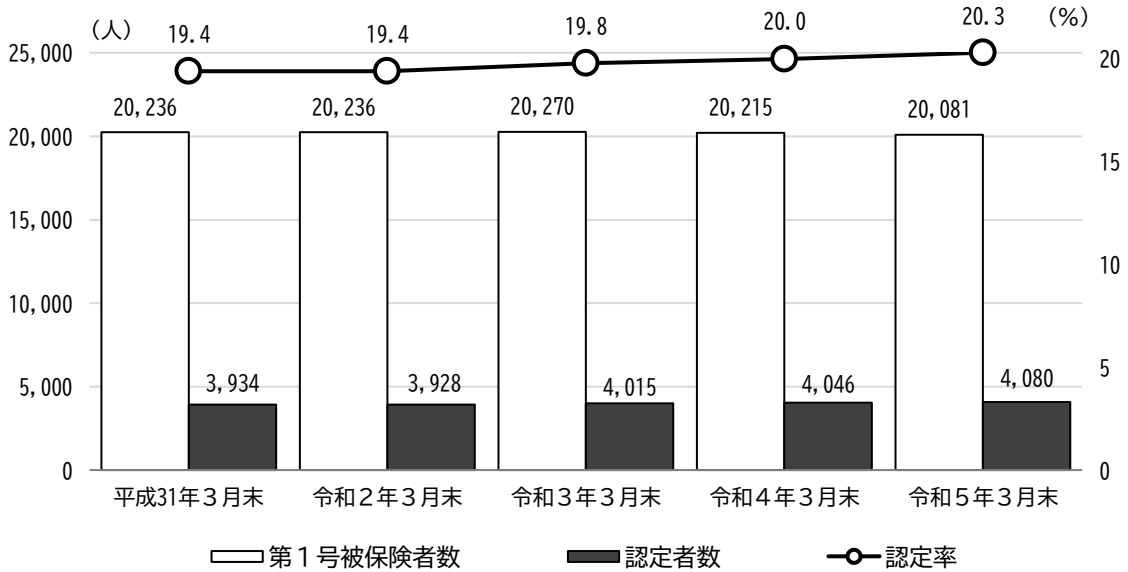
### (1) 第1号被保険者数と認定者数及び認定率の推移

本市の要支援・要介護認定者数\*（第1号被保険者のみ）は、令和3年以降増加しており、令和5年には4,080人となっています。

また、要支援・要介護認定率は、令和4年に20%を超え、令和5年には20.3%と国・県の水準を上回って推移しています。

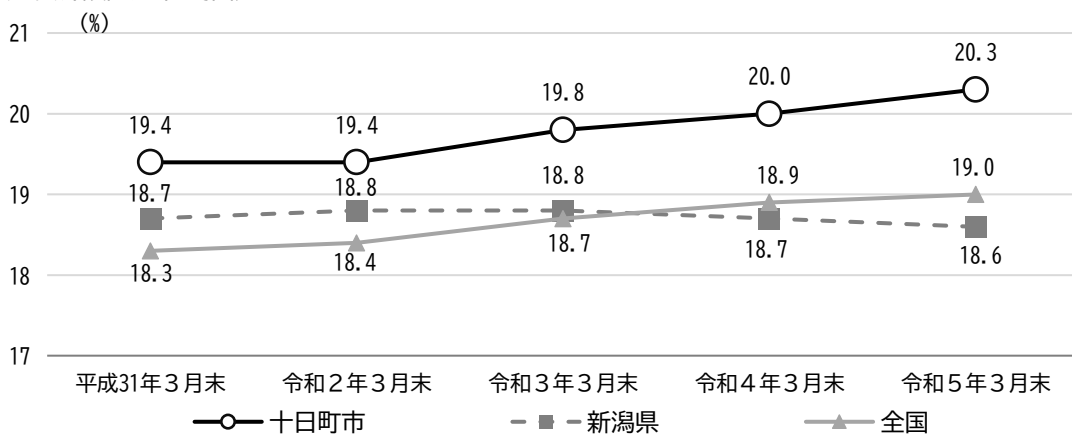
#### ■第1号被保険者数と要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

（※要介護認定率は、第1号被保険者の要支援・要介護者\*数を第1号被保険者数で除して算出しています。）



資料：地域包括ケア「見える化」システム\*

#### ■要支援・要介護認定率の推移



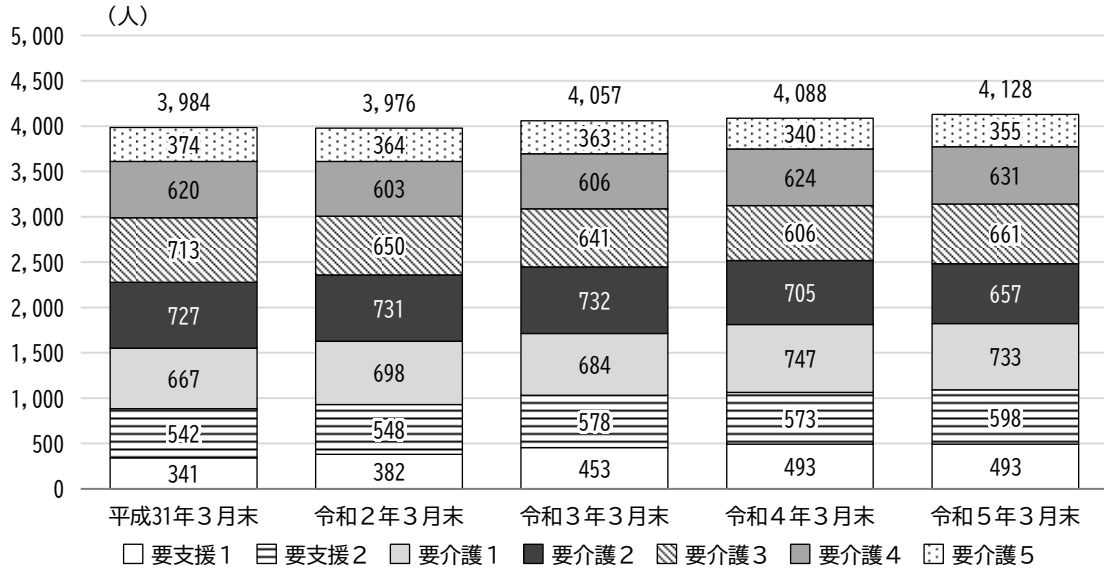
資料：地域包括ケア「見える化」システム

## (2) 要支援・要介護度別認定者の状況

本市の要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者含む）は、平成31年に要介護2・3がいずれも700人台と最も多かったものの、令和5年には600人台まで減少しています。

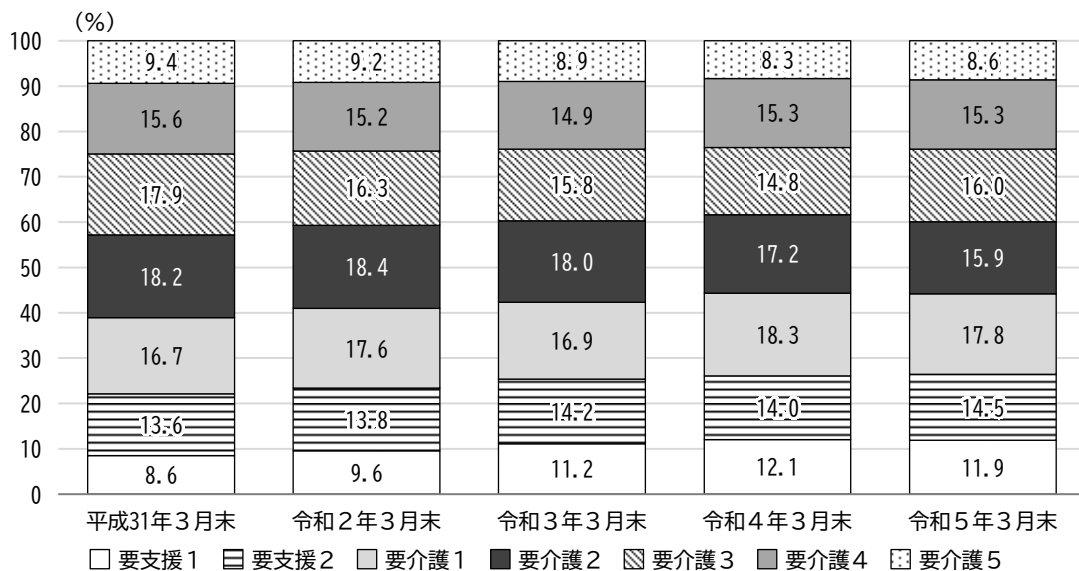
また、要支援・要介護度別構成比について、要介護1・2の中度者、要介護3～5は横ばいで推移しているのに対し、要支援1・2の軽度者は増加傾向にあります。

■要支援・要介護度別認定者数の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

■要支援・要介護度別構成比の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

### (3) 要支援・要介護認定の原因疾患

新規申請では、認知症、骨折関節疾患、脳血管疾患が多く、特に認知症が多い傾向がありました。令和4年度には骨折関節疾患が認知症を上回りました。

全体的に介護度は軽度の方が多い傾向にあります。

#### ■要支援・要介護認定の原因疾患

疾患名	単位	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		軽度	重度	合計	軽度	重度	合計	軽度	重度	合計	軽度	重度	合計
認知症	(人)	121	14	135	128	8	136	111	8	119	117	34	151
	(%)	89.6	10.4	100	94.1	5.9	100	93.3	6.7	100	77.5	22.5	100
骨折関節疾患	(人)	95	15	110	115	19	134	99	10	109	163	27	190
	(%)	86.4	13.6	100	85.8	14.2	100	90.8	9.2	100	85.8	14.2	100
脳血管疾患	(人)	39	32	71	31	13	44	40	25	65	51	31	82
	(%)	54.9	45.1	100	70.5	29.5	100	61.5	38.5	100	62.2	37.8	100
その他	(人)	230	37	267	264	41	305	286	31	317	270	51	321
	(%)	86.1	13.9	100	86.6	13.4	100	90.2	9.8	100	84.1	15.9	100

※軽度：要支援1～要介護2、重度：要介護3～要介護5

資料：地域ケア推進課

### 3. 高齢者の福祉サービスの現状

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、また高齢者の家族が安定した生活を送ることができるよう、各種サービスを実施しています。

#### ■高齢者福祉サービス事業の実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者生きがい活動支援通所事業	5,302人	6,018人	6,400人
要介護世帯除排雪援助事業	1,466世帯	1,418世帯	1,640世帯
高齢者等緊急通報システム貸与事業	187台	181台	190台
高齢者・障がい者安心サービス事業	1,089回	2,046回	1,600回
高齢者・障がい者向け安心住まいの整備事業	16件	4件	5件
寝たきり老人等介護手当支給事業 ※注1	564人	546人	150人
紙おむつ等購入費支給事業 ※注1	1,009人	999人	850人
高齢者外出支援サービス事業	306人	306人	310人

※令和5年度は見込み

※注1：令和5年度に制度改正（対象者の見直し）あり

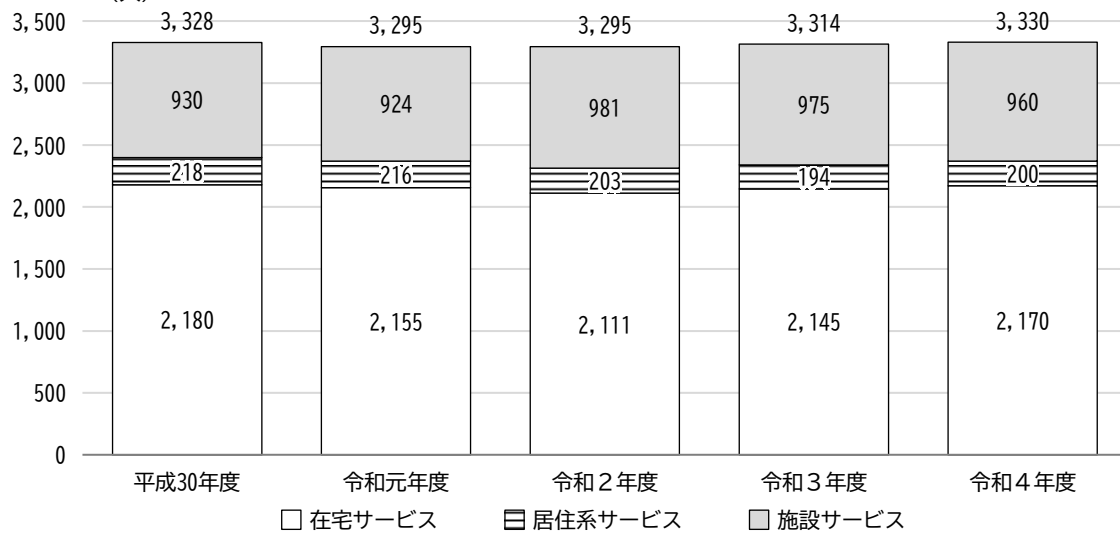
## 4. 介護保険サービスの現状

### (1) 介護保険サービスの受給者の現状

サービス別の受給者数の推移をみると、令和3年度から令和4年度にかけて増加しており、特に在宅サービスで高くなっています。

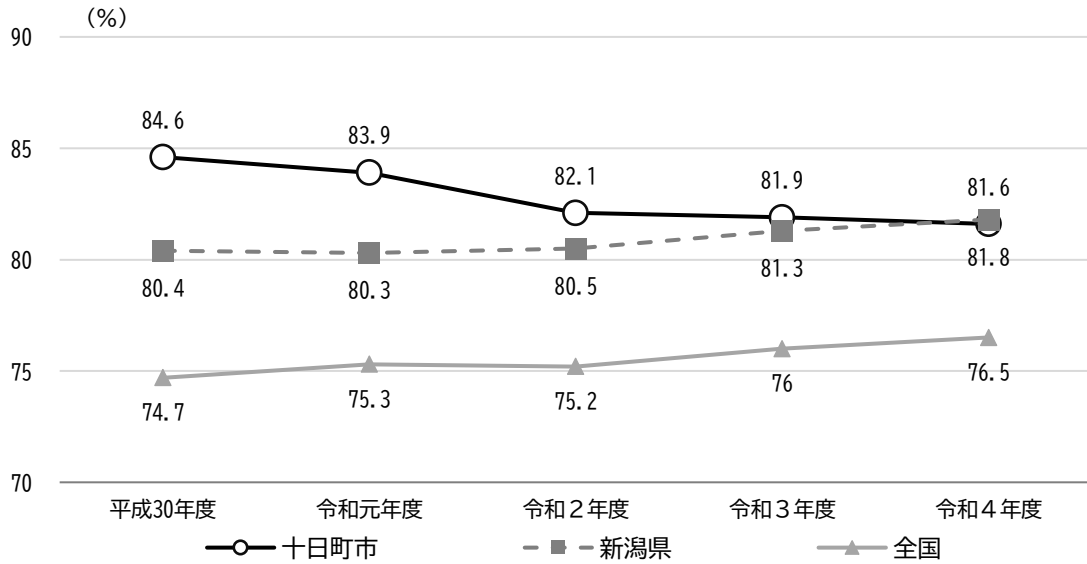
また、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者のみ）に占める介護サービス受給者割合の推移をみると、これまで国・県の水準を上回って推移していましたが、令和4年度には県の水準を下回り81.6%となっています。

■介護サービス受給者の推移  
(人)



資料：地域包括ケア「見える化」システム(12か月分の平均値)

■要支援・要介護認定者数（第1号被保険者のみ）に占める介護サービス受給者割合の推移



単位：人		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定者	十日町市	3,934	3,928	4,015	4,046	4,080
	新潟県	133,617	134,882	135,501	134,682	133,823
	全国	6,452,585	6,558,324	6,688,653	6,765,995	6,814,344
サービス受給者	十日町市	3,328	3,295	3,295	3,314	3,330
	新潟県	107,370	108,330	109,072	109,544	109,498
	全国	4,819,031	4,939,029	5,027,995	5,140,134	5,213,628
認定者数に占める受給者数の割合	十日町市	84.6%	83.9%	82.1%	81.9%	81.6%
	新潟県	80.4%	80.3%	80.5%	81.3%	81.8%
	全国	74.7%	75.3%	75.2%	76.0%	76.5%

資料：地域包括ケア「見える化」システム

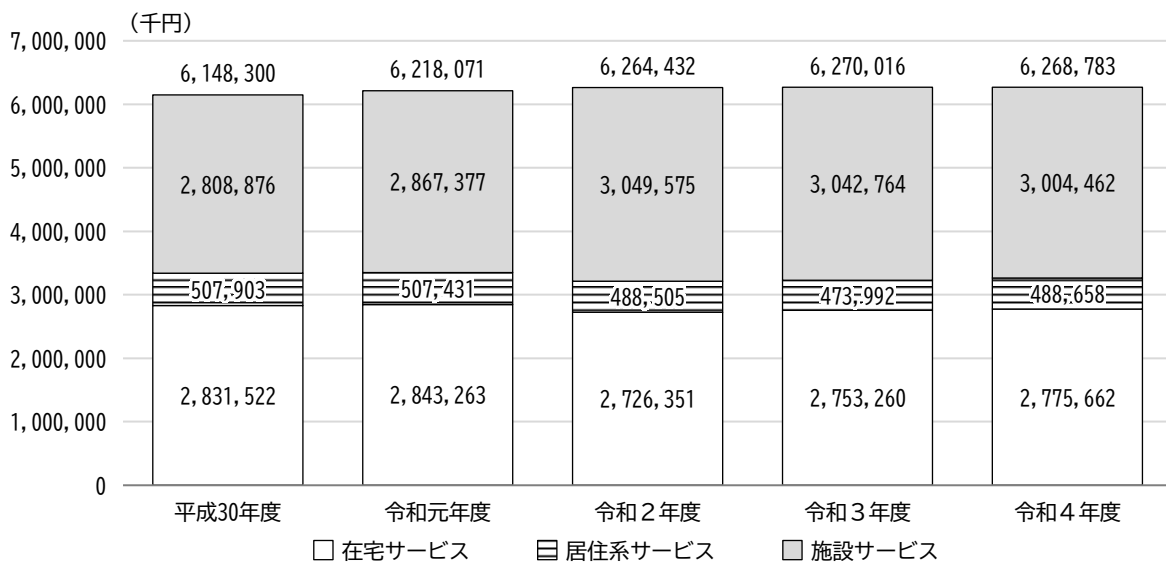
## (2) 総給付費及び第1号被保険者1人当たりの給付費

介護サービス総給付費の推移をみると、令和2年度以降ほぼ横ばいとなっています。

在宅サービスと居住系サービスは減少傾向にあり、施設サービスは緩やかな増加傾向となっています。

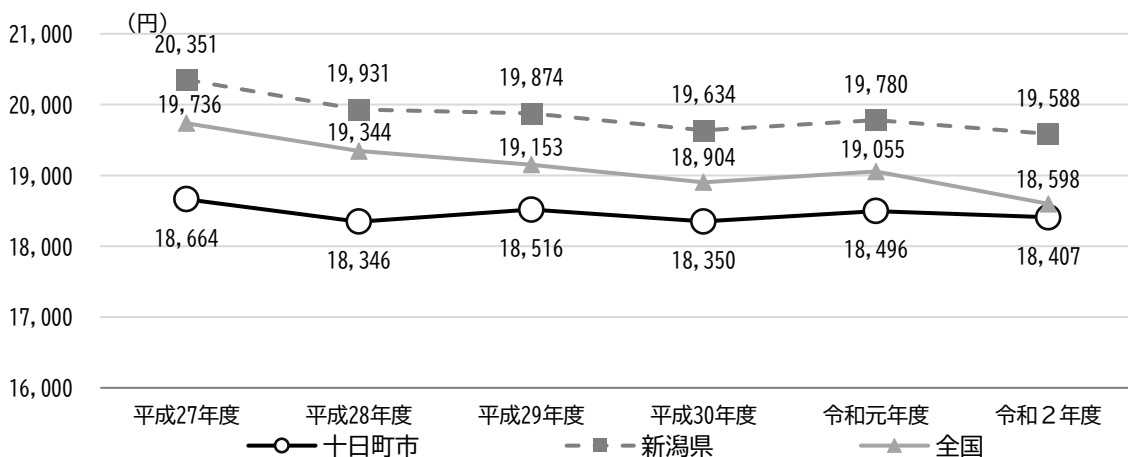
また、第1号被保険者1人当たりの給付費全体をみると、国・県より低い水準で推移しています。一方、サービス区分別でみると、在宅サービスでは国・県を下回っており、施設サービスでは国より高く、県よりやや低い水準、居住系サービスでは国より低く、県よりやや低い水準で推移しています。

■介護サービス総給付費の推移



※千円単位のため、足し合わせた数値と合計が異なっている場合があります。  
資料：地域包括ケア「見える化」システム

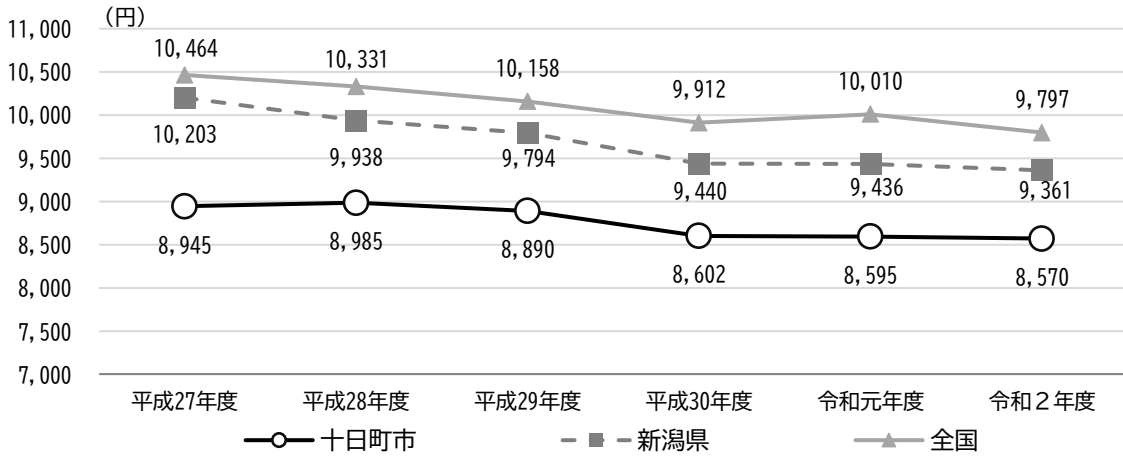
■第1号被保険者1人当たりの給付月額



資料：地域包括ケア「見える化」システム

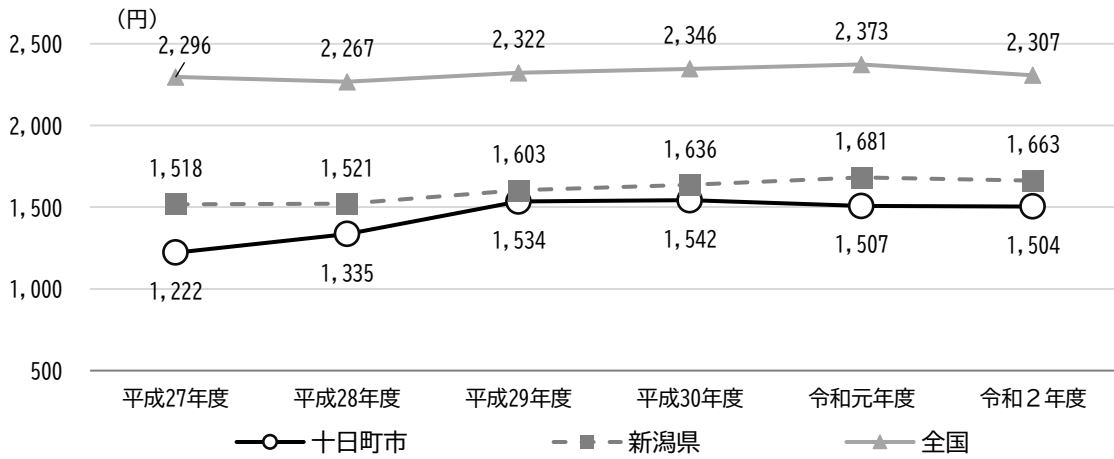


■第1号被保険者1人当たりの給付月額（在宅サービス）



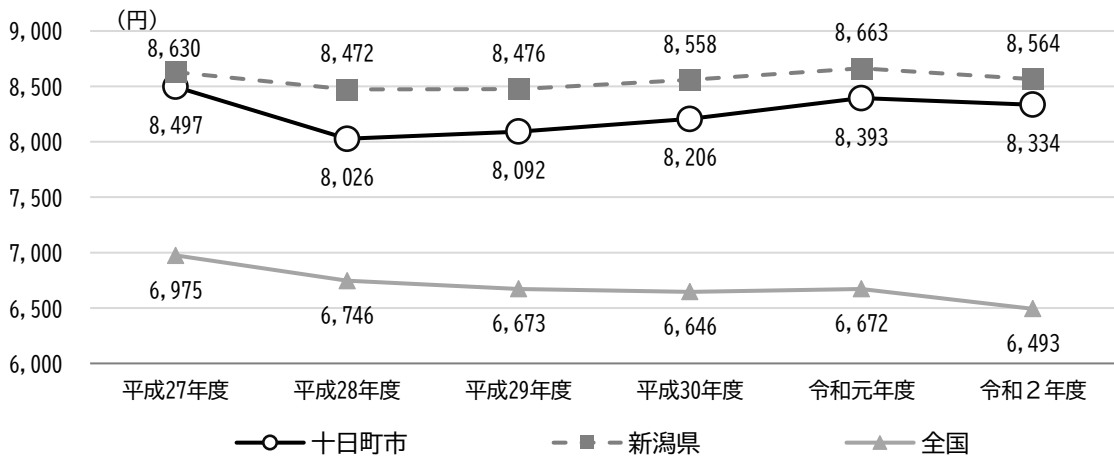
資料：地域包括ケア「見える化」システム

■第1号被保険者1人当たりの給付月額（居住系サービス）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

■第1号被保険者1人当たりの給付月額（施設サービス）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) サービス別の利用実績及び給付費の推移

■介護予防給付\* (給付費は年間累計の金額、回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数)

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護*	給付費(千円)	100	134	0
	回数(回)	0.9	1.3	0.0
	人数(人)	0	1	0
介護予防訪問看護*	給付費(千円)	8,765	9,800	10,485
	回数(回)	192.3	209.2	199.4
	人数(人)	30	36	36
介護予防訪問リハビリテーション*	給付費(千円)	622	946	608
	回数(回)	19.3	29.2	20.2
	人数(人)	3	3	2
介護予防居宅療養管理指導*	給付費(千円)	2,119	1,792	2,553
	人数(人)	18	17	19
介護予防通所リハビリテーション*	給付費(千円)	9,540	11,625	6,246
	人数(人)	21	24	13
介護予防短期入所生活介護*	給付費(千円)	7,612	10,446	15,865
	日数(日)	90.8	123.9	183.0
	人数(人)	16	24	36
介護予防短期入所療養介護* (老健)	給付費(千円)	49	0	0
	日数(日)	2.3	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防福祉用具貸与*	給付費（千円）	28,789	32,343	34,896
	人数（人）	420	453	482
特定介護予防福祉用具購入費*	給付費（千円）	1,857	2,211	2,194
	人数（人）	7	8	7
介護予防住宅改修*	給付費（千円）	5,595	6,256	5,945
	人数（人）	5	6	8
介護予防特定施設入居者生活介護*	給付費（千円）	14,775	12,135	11,110
	人数（人）	16	14	14
介護予防認知症対応型通所介護*	給付費（千円）	0	59	0
	回数（回）	0.0	0.9	0.0
	人数（人）	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護*	給付費（千円）	10,722	7,708	7,784
	人数（人）	13	9	9
介護予防認知症対応型共同生活介護*	給付費（千円）	1,720	2,890	0
	人数（人）	1	1	0
介護予防支援*	給付費（千円）	23,963	26,340	27,875
	人数（人）	444	488	518
介護予防サービス*合計	給付費（千円）	116,228	124,684	125,561

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年度は見込み値）

※人数は1月当たりの利用者数を示しているため、各サービスで1年間の利用者数が12人に満たない場合、給付費や回数が計上されているものの、人数が「0」となっています。

※千円単位のため、足し合わせた数値と合計が異なっている場合があります。

要支援認定者の各種サービスの給付費は「介護予防福祉用具貸与」が最も多く、コロナ禍での外出控えによる体力低下を起因した転倒等により、福祉用具をレンタルするケースが増えています。

また、令和3年度から令和5年度にかけて増加率が最も高いサービスは「介護予防短期入所生活介護」であり、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯の増加により、需要が伸びたことが要因と考えられます。

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

■介護給付（給付費は年間累計の金額、回数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護*	給付費（千円）	264,479	292,945	275,903
	回数（回）	6,944.4	7,798.1	7,309.8
	人数（人）	401	398	381
訪問入浴介護*	給付費（千円）	35,407	35,069	29,128
	回数（回）	243	243	202
	人数（人）	62	62	55
訪問看護*	給付費（千円）	79,622	92,886	93,556
	回数（回）	957.5	1,095.1	1,105.0
	人数（人）	207	232	237
訪問リハビリテーション*	給付費（千円）	1,256	1,212	1,552
	回数（回）	37.6	35.8	45.6
	人数（人）	4	4	6
居宅療養管理指導*	給付費（千円）	7,761	9,970	18,237
	人数（人）	106	131	197
通所介護*	給付費（千円）	867,603	835,605	889,982
	回数（回）	8,644	8,438	8,847
	人数（人）	1,043	1,033	1,056
通所リハビリテーション*	給付費（千円）	70,536	53,795	33,581
	回数（回）	645.6	488.3	293.6
	人数（人）	76	59	35
短期入所生活介護*	給付費（千円）	498,383	461,398	472,219
	日数（日）	5,016.8	4,623.8	4,653.6
	人数（人）	449	434	434
短期入所療養介護* （老健）	給付費（千円）	5,919	7,294	12,279
	日数（日）	53.6	64.0	109.9
	人数（人）	9	11	18

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与*	給付費(千円)	168,778	171,223	172,332
	人数(人)	1,095	1,107	1,122
特定福祉用具購入費*	給付費(千円)	4,500	4,628	4,601
	人数(人)	15	16	15
住宅改修費*	給付費(千円)	10,662	9,401	9,020
	人数(人)	9	9	9
特定施設入居者生活介護*	給付費(千円)	263,769	284,543	343,407
	人数(人)	114	122	146
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護*	給付費(千円)	53,280	72,082	97,373
	人数(人)	28	33	42
夜間対応型訪問介護*	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型通所介護*	給付費(千円)	14,896	16,930	20,663
	回数(回)	177.9	209.7	281.1
	人数(人)	21	30	57
認知症対応型通所介護*	給付費(千円)	26,512	30,226	29,107
	回数(回)	205.2	233.3	207.1
	人数(人)	24	24	22
小規模多機能型居宅介護*	給付費(千円)	253,969	285,261	320,383
	人数(人)	110	119	127
認知症対応型共同生活介護*	給付費(千円)	193,728	189,090	204,361
	人数(人)	63	62	65
地域密着型特定施設入居者生活 介護*	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護*	給付費(千円)	387,287	391,286	407,931
	人数(人)	114	116	117
看護小規模多機能型 居宅介護*	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護老人福祉施設*	給付費(千円)	2,226,350	2,235,577	2,330,196
	人数(人)	733	731	748
介護老人保健施設*	給付費(千円)	379,084	361,424	365,810
	人数(人)	120	113	112
介護医療院	給付費(千円)	14,087	15,110	28,344
	人数(人)	3	3	6
介護療養型医療施設	給付費(千円)	35,955	1,067	0
	人数(人)	9	0	0
居宅介護支援*	給付費(千円)	289,900	286,086	283,662
	人数(人)	1,578	1,554	1,543
介護サービス合計	給付費(千円)	6,153,724	6,144,109	6,443,625

資料:地域包括ケア「見える化」システム(令和5年度は見込み値)

※人数は1月当たりの利用者数を示しているため、各サービスで1年間の利用者数が12人に満たない場合、給付費や回数が計上されているものの、人数が「0」となっています。

※千円単位のため、足し合わせた数値と合計が異なっている場合があります。

要介護認定者の各種サービスの給付費は、「介護老人福祉施設」が最も多くなっています。市内の入所定員数667人に対して、令和5年度(見込値)の利用人数は748人となり、80人程度が市外の施設を利用しています。次いで「通所介護」が多く、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度の利用回数は落ち込みましたが、令和5年度は回復傾向にあります。

また、令和3年度から令和5年度にかけて増加率が高いサービスのうち「居宅療養管理指導」、「特定施設入居者生活介護」については、有料老人ホーム等の施設において、日常生活上の世話や療養上の世話または管理及び指導を受ける人が増えたことが要因です。

さらに、「地域密着型通所介護」は、マシントレーニングを取り入れた機能訓練専門の施設が令和4年に開設され、需要が伸びています。

#### (4) 地域支援事業費の実績

##### ■介護予防・日常生活支援総合事業

区 分	事業費 (単位：千円)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス	15,986	14,919	15,634
訪問型サービスA	211	0	206
訪問型サービスB	7,246	5,547	7,030
訪問型サービスC	0	0	912
通所介護相当サービス	114,131	114,973	127,726
通所型サービスA	15,269	14,793	16,434
介護予防ケアマネジメント*	17,419	16,844	19,000
介護予防普及啓発事業	10,804	12,358	15,606
地域介護予防活動支援事業	5,769	7,011	7,808
一般介護予防事業評価事業	0	7,215	0
地域リハビリテーション活動支援事業	24	21	155
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	651	655	1,227
小 計	187,508	194,336	211,738

##### ■包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

区 分	事業費 (単位：千円)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	114,154	113,018	115,476
任意事業	4,298	11,008	14,653
小 計	118,452	124,026	130,129

##### ■包括的支援事業（社会保障充実分）

区 分	事業費 (単位：千円)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療・介護連携推進事業	11,507	10,631	10,668
生活支援体制整備事業	6,565	6,518	7,070
認知症総合支援事業	5,068	5,960	7,997
地域ケア会議*推進事業	758	727	975
小 計	23,898	23,836	26,710

資料：地域包括ケア「見える化」システム(令和5年度は見込み値)

※千円単位のため、足し合わせた数値と合計が異なっている場合があります。

介護保険の被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する地域包括ケアシステムを推進するための事業です。要支援者の増加に伴い、事業費は増加傾向にあります。

地域支援事業の全体像

■地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の者）

○介護予防・生活支援サービス事業\*

・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防支援事業（ケアマネジメント\*）

○一般介護予防事業

・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業

・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

○地域包括支援センターの運営

・介護予防ケアマネジメント ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・ケアマネジメント支援

○任意事業

・家族介護支援事業 ・その他任意事業（成年後見制度利用支援事業 等）

包括的支援事業（社会保障充実分）

○在宅医療・介護連携推進事業 ○生活支援体制整備事業

○認知症総合支援事業（認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等）

○地域ケア会議推進事業

5. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。調査の概要及び調査結果からの課題は以下のとおりです。

■調査の実施概要

調査名	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護人材実態調査
調査対象者	65歳以上の 要介護認定者以外	在宅の要介護（要支援） 認定者とその主な介護者	市内の介護保険事業所
調査目的	生活実態や必要な 支援等の把握	生活実態やサービスの 利用意向、介護者の 状況の把握	事業所の運営、介護人材 等の状況の把握
調査の範囲	標本調査	標本調査	標本調査
調査方法	郵送による配布・回収	認定調査員による 聞き取り調査	メールによる 配布・回収
調査時期	令和4年12月	令和4年11月～ 令和5年3月	令和5年1月～ 令和5年2月
回収状況	配布数	9,020件	599件
	回収数	7,227件 (うち有効回答数7,186件)	596件
	回収率	80.1%	99.5%
			84.8%



## (2) 調査結果の概要

### ① 要介護のリスクについて(介護予防・日常生活圏域二ーズ調査)

「フレイル\*あり」を年代別にみると、年齢が上がるにつれ、各リスクが高まる傾向があります。

日常生活圏域別にみると、北圏域では「物忘れが多い者」が、中圏域では「口腔機能低下者」「認知機能低下者」が全体に比べてやや高くなっている一方で、東圏域では「物忘れが多い者」「認知機能低下者」が全体に比べてやや低くなっています。

#### ■リスク判定結果(単位：%)

項目	全体	年齢別			日常生活圏域別				
		65～74歳	75～84歳	85歳以上	北	東	中	南	西
フレイルあり	19.3	11.6	21.6	40.3	18.6	20.6	19.7	20.8	15.6
運動機能低下者	12.1	4.5	14.3	33.1	11.3	11.0	13.0	12.9	13.6
1年間の転倒あり	28.7	23.4	30.9	41.6	28.1	26.0	30.5	30.2	30.3
物忘れが多い者	45.9	40.2	49.2	57.9	48.0	43.5	46.8	45.2	46.2
閉じこもり者	5.5	2.7	5.8	14.9	5.7	4.4	5.6	6.5	5.5
うつ	31.1	24.3	34.8	45.7	29.7	33.6	31.5	32.7	26.4
口腔機能低下者	21.7	17.5	23.9	30.6	21.4	22.6	24.5	22.1	15.6
低栄養の傾向	8.0	6.8	8.2	11.9	7.6	8.7	7.2	7.9	8.5
認知機能低下者	35.3	30.0	36.8	49.7	35.4	32.8	37.6	35.9	35.2
IADL(自立度)低下者	11.9	5.6	12.4	32.1	11.6	12.1	11.6	13.6	9.9
幸福感がある者	48.1	44.5	49.0	58.7	48.4	47.0	47.3	47.2	52.2

※日常生活圏域：北…中条地域・下条地域・川西地域、東…十日町地域・新座地域・大井田地域、中…川治地域・六箇地域・吉田地域、南…水沢地域・中里地域、西…松代地域・松之山地域

② 地域とのつながりについて(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

現在、何らかの地域活動への参加状況等については、「現在、既に何らかの地域活動を行っている」「現在は行っていないが、近く始めたいと思っている」をあわせると36.0%となっています。一方で、「現在は行っていないし、今後始めるつもりもない」が38.5%となっています。

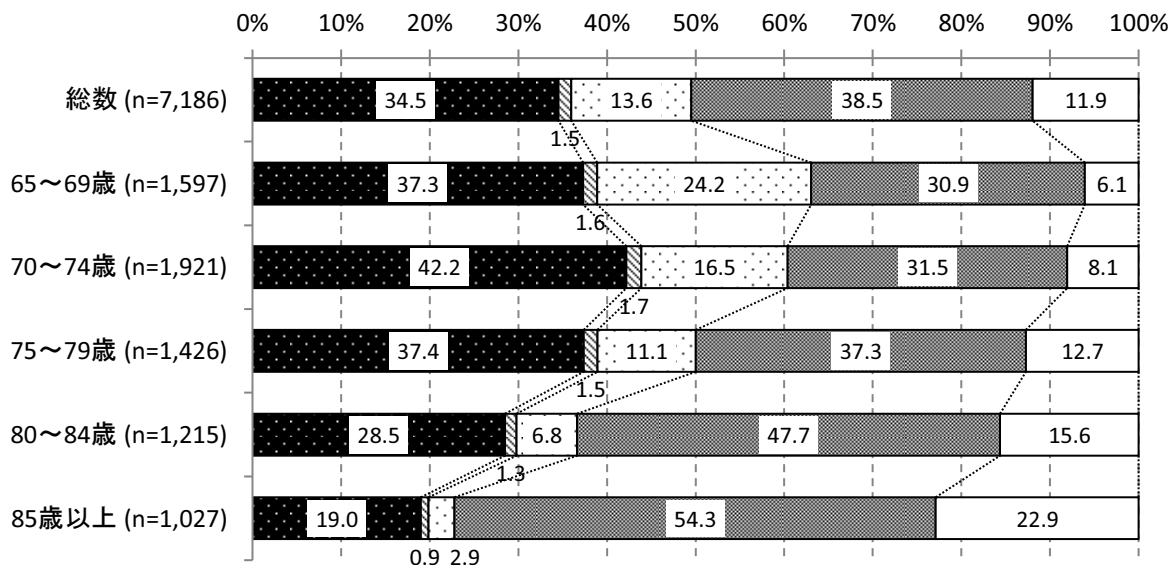
年齢別にみると、70歳以上では、年齢が上がるにつれ、「現在は行っていないが、いずれは始めたいと思っている」が減少し、「現在は行っていないし、今後始めるつもりもない」が増加する傾向があります。

地域活動に対しての関心については、「非常に関心がある」「関心がある」「まあ関心がある」をあわせると49.9%となっています。一方で「あまり関心がない」「関心がない」「全く関心がない」をあわせると41.3%となっています。

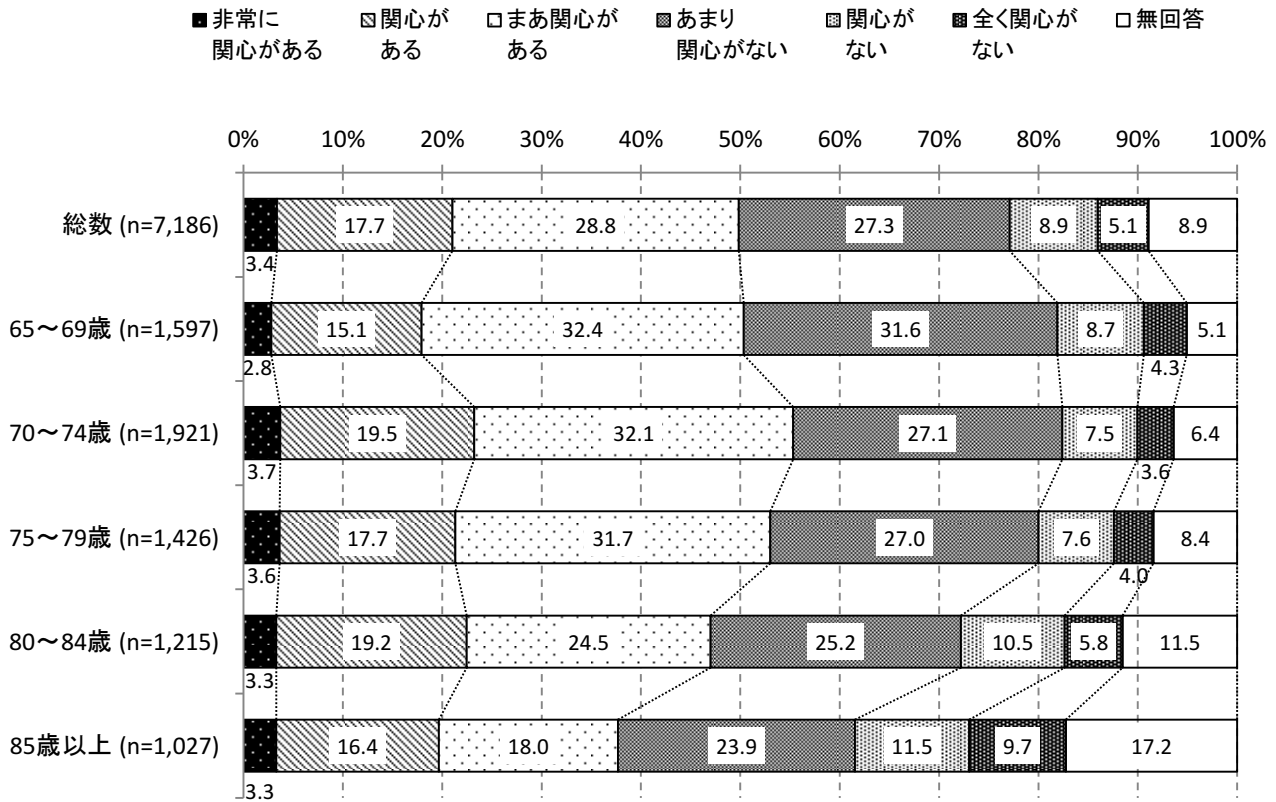
年齢別にみると、70歳以上では、年齢が上がるにつれ、「関心がある」傾向が減少し、「関心がない」が増加する傾向があります。

■地域活動への参加状況

■現在、既に何らかの地域活動を行っている  
 □現在行っていないが、近く始めたいと思っている  
 □現在行っていないが、いずれは始めたいと思っている  
 ■現在行っていないし、今後始めるつもりもない  
 □無回答



■地域活動への関心

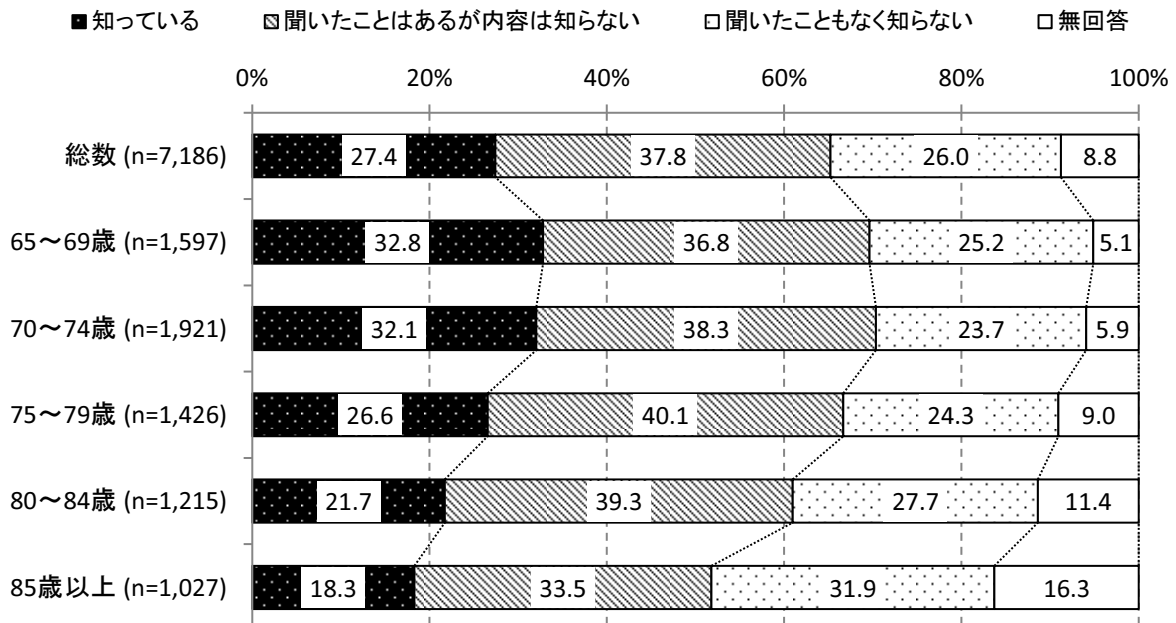


③ 成年後見制度\*について(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

成年後見制度の認知度について、「知っている」は27.4%、「聞いたことはあるが内容は知らない」は37.8%、「聞いたこともなく知らない」は26.0%となっています。

年齢別にみると、「知っている」は年齢が上がるほど低く、「聞いたこともなく知らない」は85歳以上で特に高くなっています

■成年後見制度の認知度

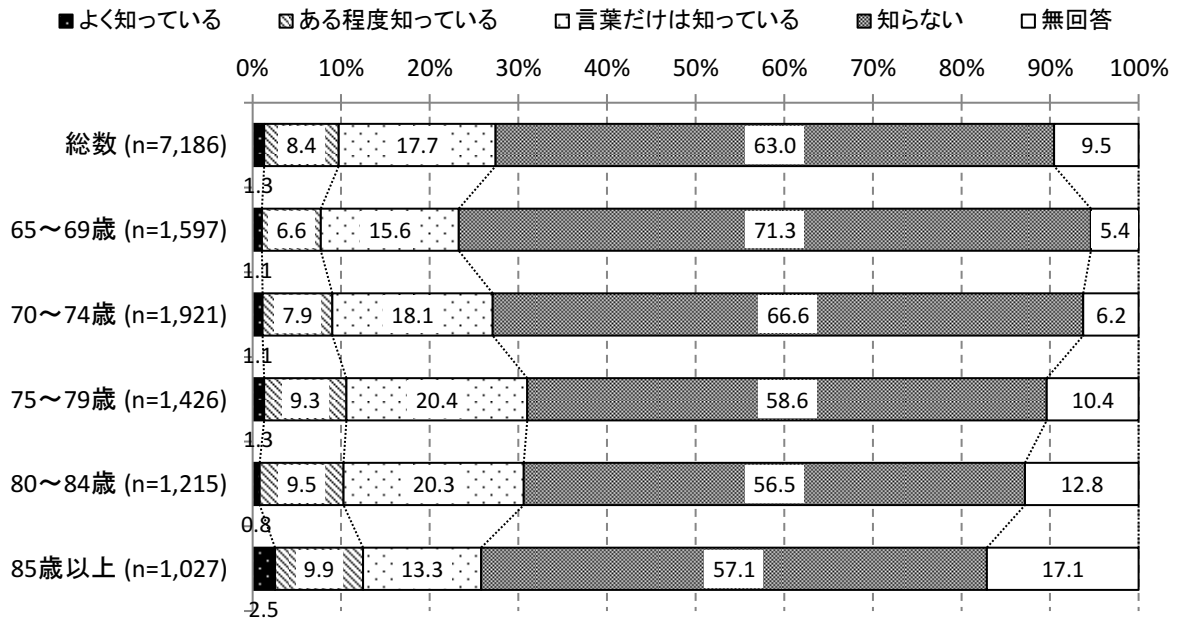


④ 人生会議\*(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)について(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

人生会議の認知度について、「よく知っている」は1.3%、「ある程度知っている」は8.4%、「言葉だけは知っている」は17.7%、「知らない」は63.0%となっています。

年齢別にみると、「知らない」は「65-69歳」で高くなっています。

■人生会議の認知度

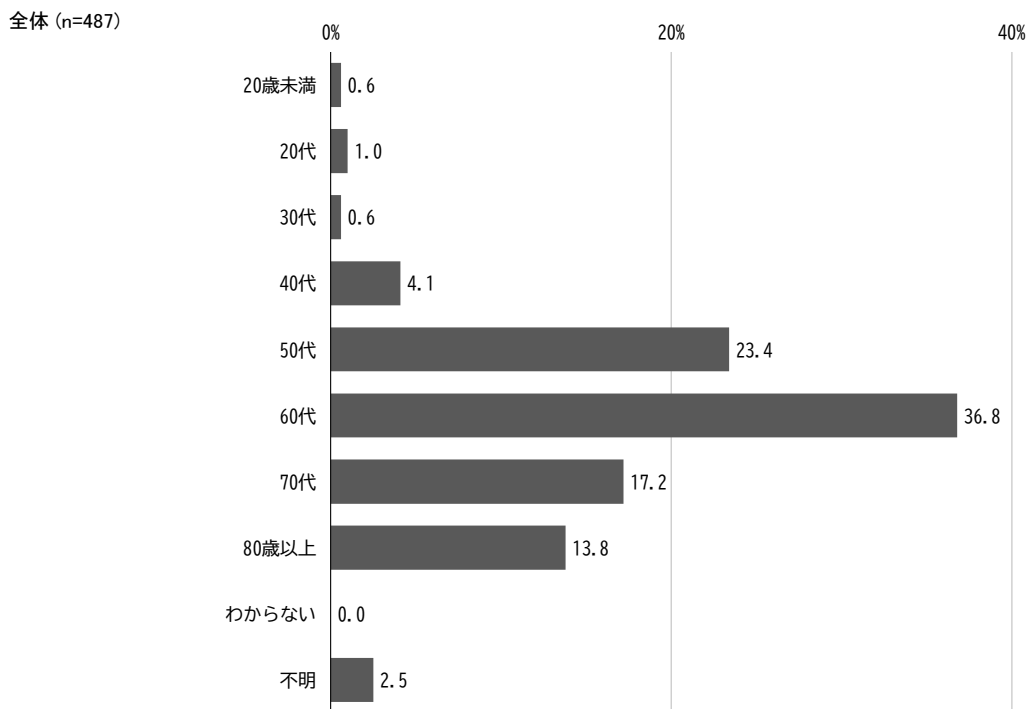


⑤ 介護者の状況(在宅介護実態調査)

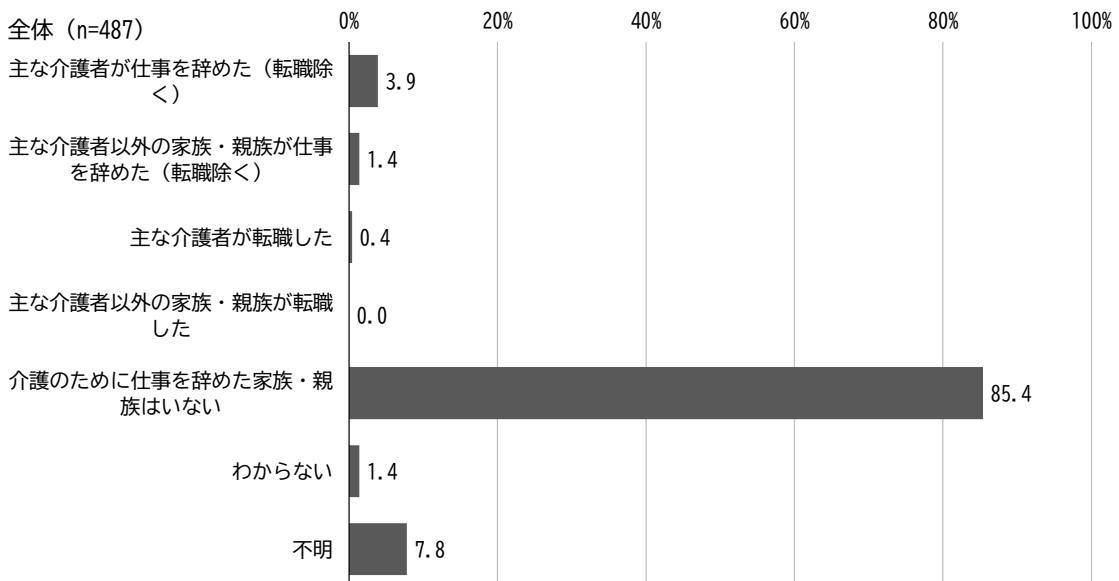
主な介護者の年齢についてみると、「60代」が36.8%で最も多く、次いで「50代」が23.4%、「70代」が17.2%となっています。

家族・親族の中で介護を主な理由として仕事を辞めたかについてみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が85.4%で最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が3.9%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)」が1.4%となっています。

■主な介護者の年齢



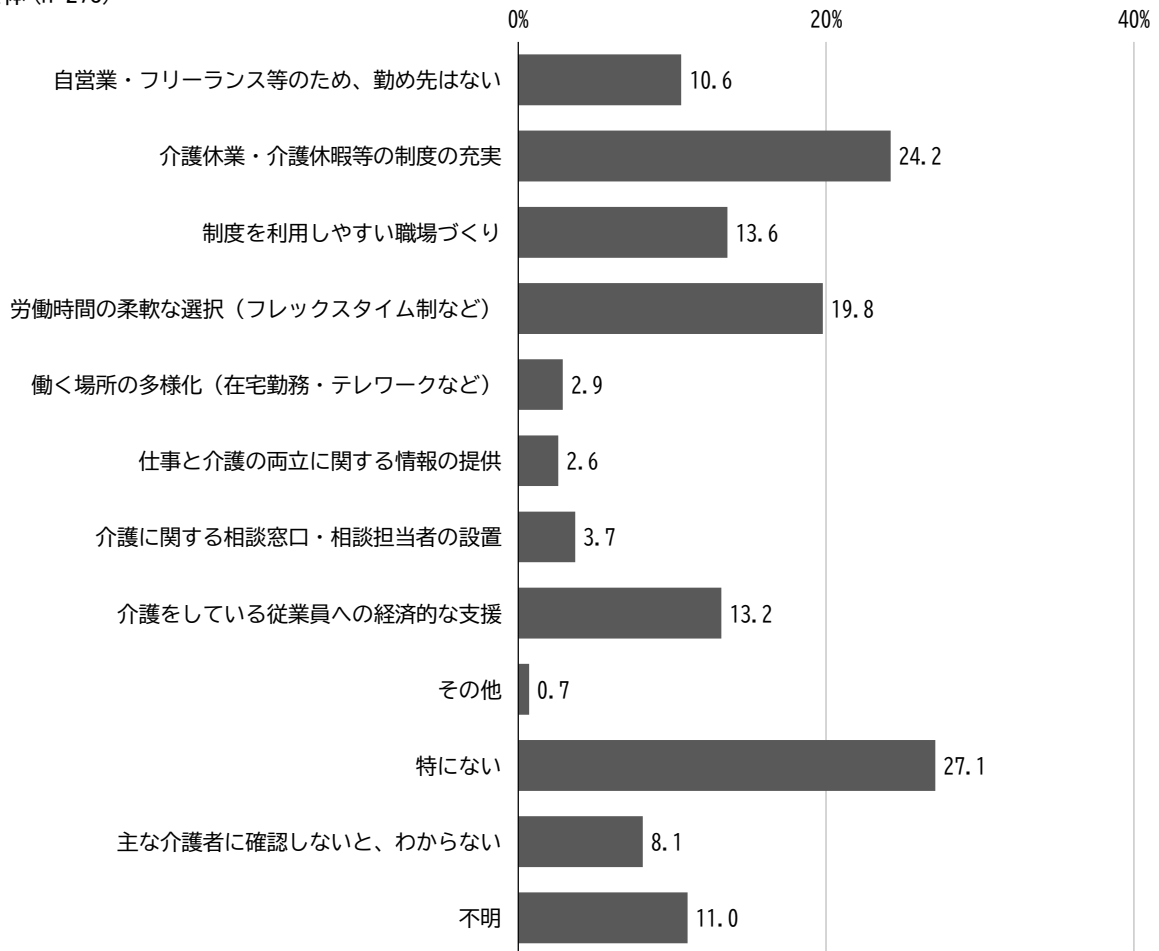
■家族・親族の中で介護を主な理由として仕事を辞めたか



仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援についてみると、「特にない」が27.1%で最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が24.2%、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が19.8%となっています。

■仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援

全体 (n=273)

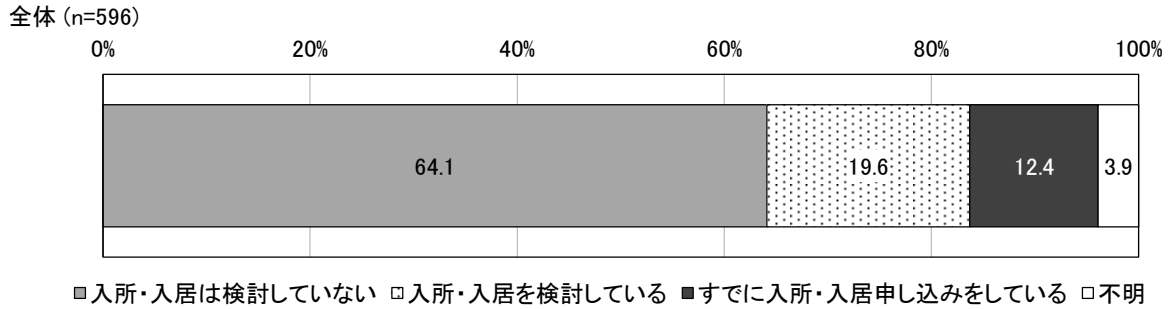


⑥ 在宅生活に向けた支援について(在宅介護実態調査)

現時点での、施設等への入所・入居の検討状況についてみると、「入所・入居は検討していない」が64.1%で最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が19.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が12.4%となっています。

要介護度別にみると、要介護3以上で「すでに入所・入居申し込みをしている」が他と比べて高くなっています。

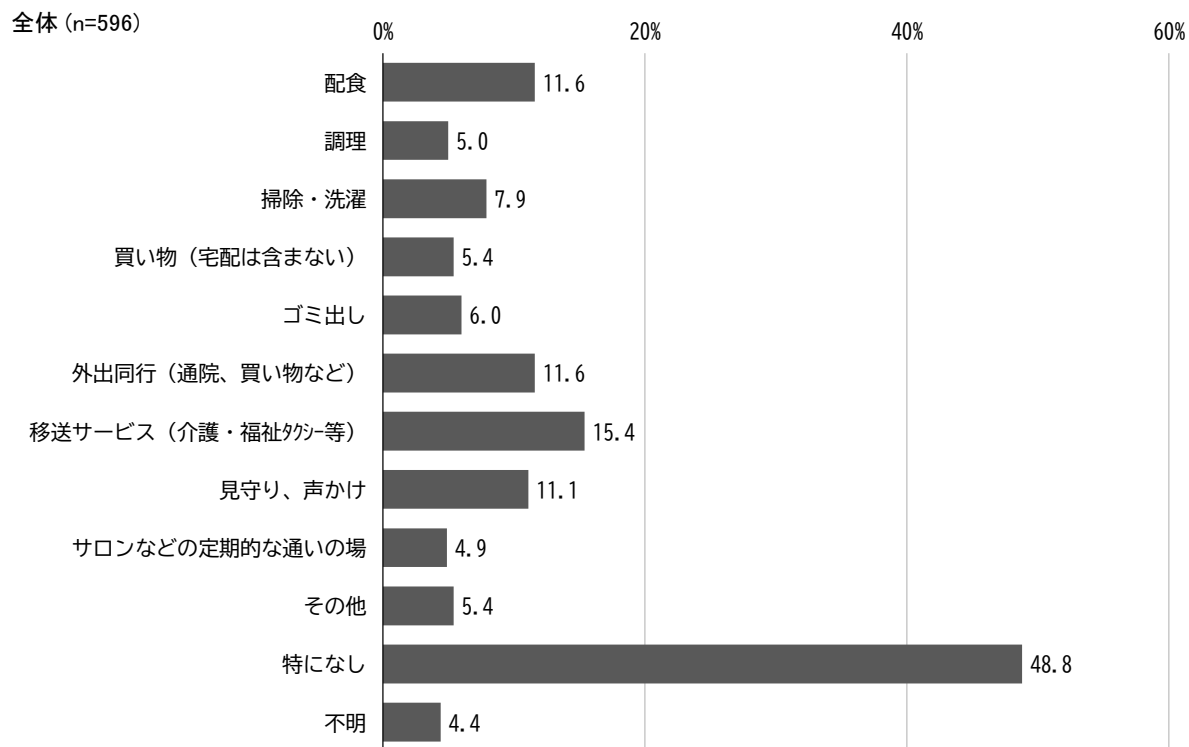
■現時点での、施設等への入所・入居の検討状況



	要介護度別						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
回答者数 (n) (人)	72	121	152	110	68	36	8
入所・入居は検討していない (%)	66.7	86.0	66.4	61.8	32.4	50.0	50.0
入所・入居を検討している (%)	13.9	10.7	23.7	27.3	17.6	16.7	25.0
すでに入所・入居申し込みをしている (%)	2.8	1.7	6.6	9.1	48.5	33.3	25.0
不明 (%)	16.7	1.7	3.3	1.8	1.5	0.0	0.0

また、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、「特になし」が48.8%で最も多く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が15.4%、「配食」「外出同行（通院、買い物など）」がそれぞれ11.6%となっています。

■今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

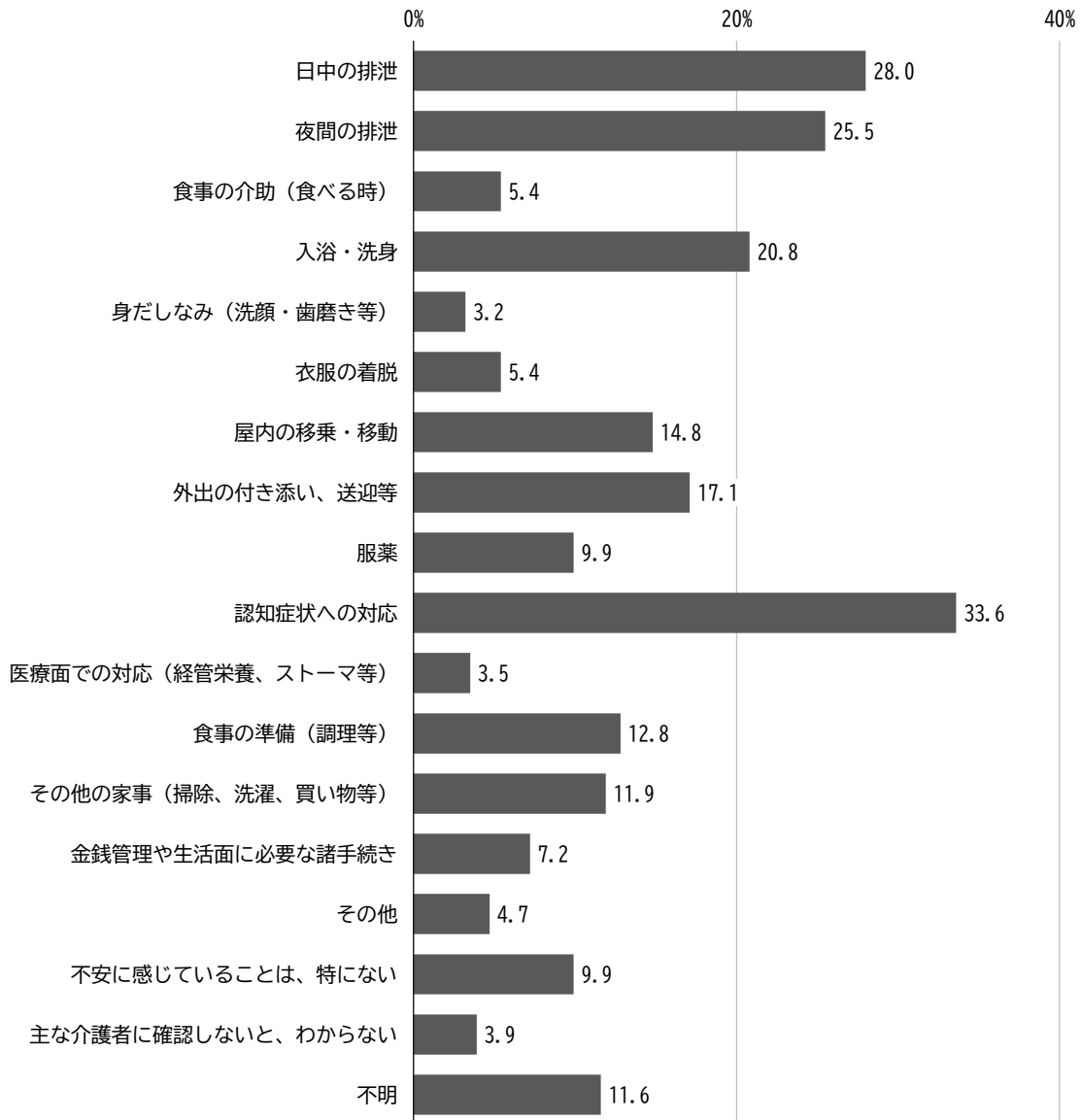




主な介護者が不安に感じる介護についてみると、「認知症状への対応」が33.6%で最も多く、次いで「日中の排泄」が28.0%、「夜間の排泄」が25.5%となっています。

■主な介護者が不安に感じる介護

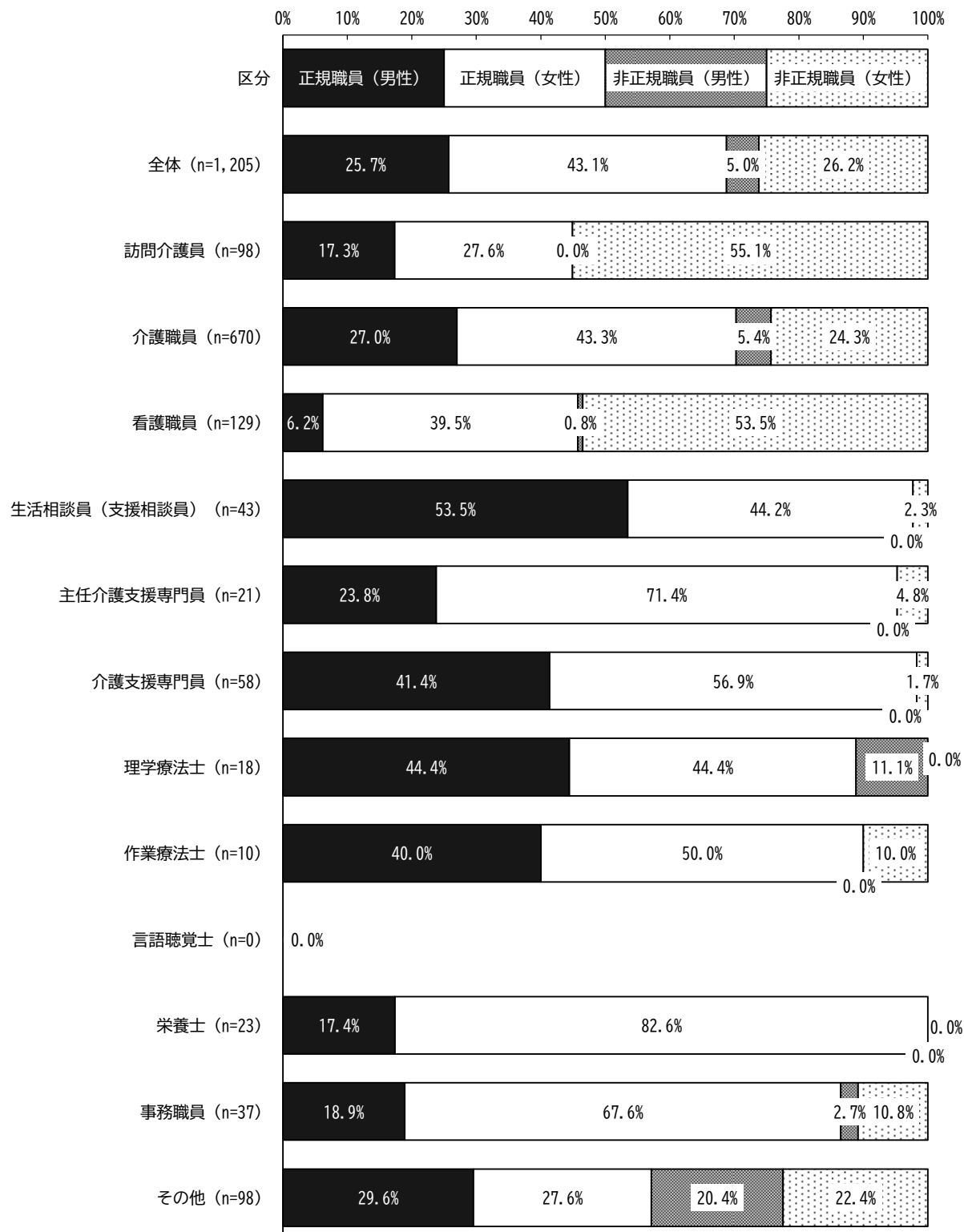
全体 (n=596)



⑦ 就業形態（介護人材実態調査）

職種別の就業形態についてみると、正規職員の割合が9割を超える職種がある一方で、「訪問介護員」の正規職員は44.9%、「看護職員」の正規職員は45.7%となっています。

■就業形態比較（職種別）

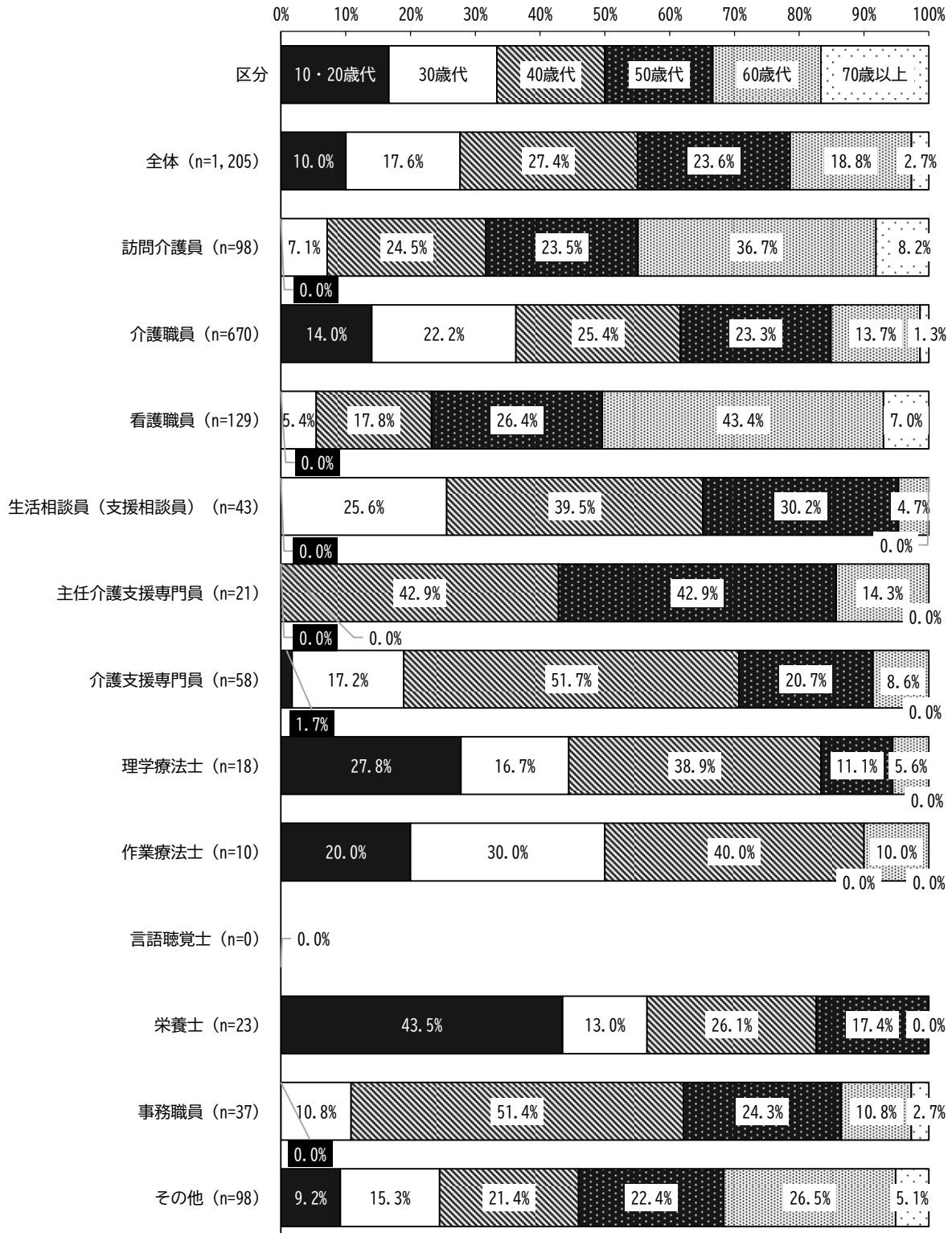


⑧ 年齢構成（介護人材実態調査）

職種別の年齢構成についてみると、10・20歳代がいない職種があるのに対し、「栄養士」は43.5%、理学療法士では27.8%が10・20歳代となっています。

また、「看護職員」の60歳代以上は50.4%、「訪問介護員」の60歳代以上は44.9%となっています。

■年齢構成比較（職種別）



⑨ 職員の雇用状況等（介護人材実態調査）

職員の雇用状況についてみると、男性・女性ともに「40歳代」が多く、職種では特に「介護職員」が最も多くなっています。また、2番目に職員が多い「看護職員」では、「50歳代・女性」や「60歳代・女性」が多くなっています。

■職員の雇用状況（年代別）

（単位：人）

職種	10・20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳代		70歳以上		計	うち 十日町市民
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
訪問介護員	0(0)	0(0)	1(0)	6(4)	5(0)	19(10)	3(0)	20(9)	7(0)	29(24)	1(0)	7(7)	98(54)	88(54)
介護職員	41(7)	53(14)	51(4)	98(30)	48(7)	122(38)	50(4)	106(26)	27(14)	65(47)	0(0)	9(8)	670(199)	570(172)
看護職員	0(0)	0(0)	3(0)	4(0)	2(0)	21(5)	3(0)	31(12)	1(1)	55(43)	0(0)	9(9)	129(70)	94(52)
生活相談員（支援相談員）	0(0)	0(0)	4(0)	7(0)	12(0)	5(1)	5(0)	8(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	43(1)	36(1)
主任介護支援専門員	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)	6(0)	2(0)	7(0)	0(0)	3(1)	0(0)	0(0)	21(1)	18(1)
介護支援専門員	0(0)	1(0)	4(0)	6(0)	14(0)	16(0)	4(0)	8(0)	2(0)	3(1)	0(0)	0(0)	58(1)	49(1)
理学療法士	4(1)	1(0)	1(0)	2(0)	3(0)	4(0)	1(1)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	18(2)	15(0)
作業療法士	1(0)	1(0)	1(0)	2(0)	2(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	10(1)	6(0)
言語聴覚士	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
栄養士	1(0)	9(0)	1(0)	2(0)	1(0)	5(0)	1(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	23(0)	17(0)
事務職員	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)	2(0)	17(4)	4(0)	5(0)	1(0)	3(0)	1(1)	0(0)	37(5)	27(5)
その他	4(1)	5(2)	10(1)	5(1)	9(0)	12(2)	8(2)	14(6)	15(14)	11(9)	3(2)	2(2)	98(42)	82(42)
合計	51(9)	70(16)	76(5)	136(35)	101(7)	229(60)	81(7)	203(53)	56(29)	170(126)	5(3)	27(26)	1,205(376)	1,002(328)

※( )は、うち「非正規職員」の数

⑩ 職種別人数及び不足人数（介護人材実態調査）

不足人数についてみると、「介護職員」が最も多く、次いで「看護職員」、「訪問介護員」となっています。

■職種別人数及び不足人数（雇用形態別）

（単位：人）

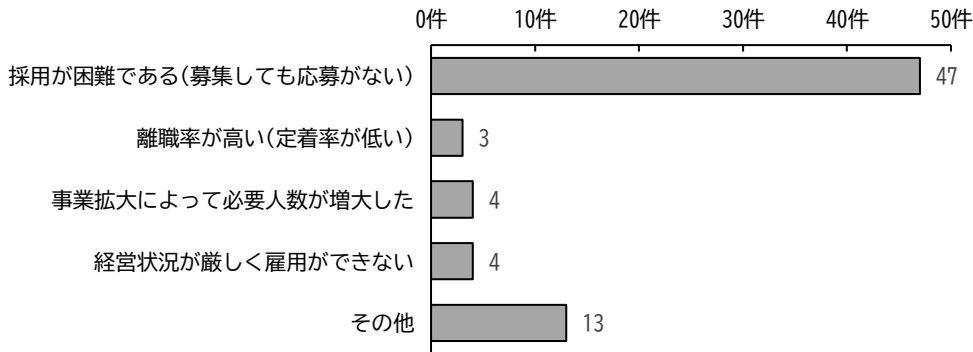
職種	正規職員	非正規職員	合計	不足人数
訪問介護員	44	54	98	13
介護職員	471	199	670	52
看護職員	59	70	129	24
生活相談員（支援相談員）	42	1	43	6
主任介護支援専門員	20	1	21	2
介護支援専門員*	57	1	58	8
理学療法士	16	2	18	5
作業療法士	9	1	10	0
言語聴覚士	0	0	0	0
栄養士	23	0	23	0
事務職員	32	5	37	6
その他	56	42	98	4
合計	829	376	1,205	120

⑪ 介護人材が不足している理由（介護人材実態調査）

介護人材が不足している理由についてみると、「採用が困難である」が最も多く、次いで「その他」となっています。

その他では、「利用者のニーズが高い」「配置基準と実際の職員配置（職員の負担感）のバランスがとれていない」「資格者が少ない、介護支援専門員として配属できる人材の余裕がない」等の意見が挙げられています。

■介護人材が不足している理由（n=84）



⑫ 過去1年間の採用者及び離職者数（介護人材実態調査）

過去1年間（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の採用者数の合計は66人、離職者数の合計は87人でありその差は21人となっています。

■職種別の過去1年間の採用者及び離職者数（雇用形態別）

（単位：人）

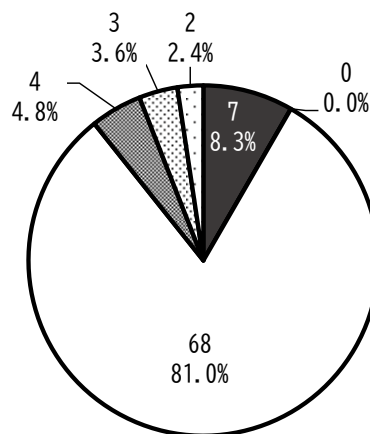
職種	採用者数（A）		離職者数（B）		（A）-（B）
	正規職員	非正規職員	正規職員	非正規職員	
訪問介護員	1	0	1	4	▲4
介護職員	30	10	24	15	1
看護職員	3	7	5	10	▲5
生活相談員（支援相談員）	2	0	6	0	▲4
主任介護支援専門員	0	0	0	0	0
介護支援専門員	0	0	4	0	▲4
理学療法士	1	1	2	0	0
作業療法士	0	0	2	0	▲2
言語聴覚士	0	0	0	0	0
栄養士	3	0	0	0	3
事務職員	2	0	5	2	▲5
その他	1	5	2	5	▲1
合計	43	23	51	36	▲21

⑬ 外国人従事者の雇用状況（介護人材実態調査）

外国人従事者の雇用状況については、「すでに雇用している」が7件となっています。なお、7事業所すべてが施設系（入所型）であり、雇用人数の合計は9人となっています。

■外国人従事者の雇用状況【上段：件数、下段：割合】（n=84）

- すでに雇用している
- ▣雇用していたが、現在は雇用していない
- 雇用していない（雇用したことはない）
- ▣雇用を予定・検討中
- わからない
- 無回答

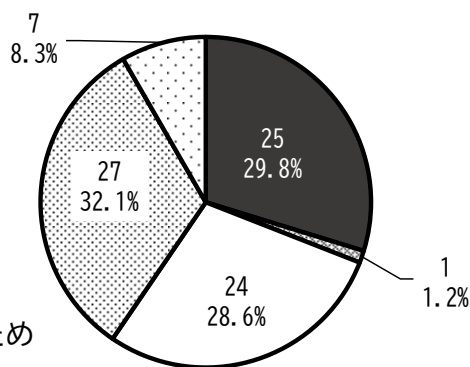


⑭ ICT\*または介護ロボットの導入状況（介護人材実態調査）

介護ロボット等について「すでに導入している」と回答したのは25件、「今後導入を予定している」及び「導入を検討している」を合わせると50件で、全体の59.6%となっています。

■ICTまたは介護ロボットの導入状況【上段：件数、下段：割合】（n=84）

- すでに導入している
- ▣今後導入を予定している
- 導入を検討をしている
- ▣導入の予定はない
- 事業所のサービスになじまないため導入・検討をしていない





## 6. 取り組むべき課題

### (1) 人口推移・高齢者のみ世帯・認定者数からみた課題

#### ① 後期高齢者の増加と生産年齢人口の急減

本市の65歳以上人口は、令和2年をピークに減少していますが、75歳以上の後期高齢者は増加傾向にあります。一方で、15～64歳の生産年齢人口は急減し、令和22年には生産年齢人口割合が、65歳以上人口割合を下回る推計となっており、中長期的に介護の担い手が不足することが想定されることから、介護人材の確保・離職防止・職場定着につなげる支援体制の構築が必要です。

#### ② 要支援・要介護認定者数と高齢者のみ世帯数の増加

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、介護サービスを必要とする人が増加しています。また、高齢者のみ世帯数の推移は、年々増加傾向にあり、令和5年には高齢者のみ世帯比率が27.0%に達しています。

こういった現状が一つの要因となり、本市では施設サービスのニーズが高く、市内の入所施設では充足できずに市外の施設を利用している現状にあります。今後、後期高齢者人口が増加する推計であり、ひとり暮らし高齢者や老老介護\*世帯の増加が見込まれ、在宅での生活が困難となるケースが今まで以上に生じることが懸念されます。

さらに深刻化する課題の解決に向けて、中長期的な視点を持ち、介護サービス基盤の整備の検討、市内の既存施設では補えないニーズへの対応策を検討する必要があります。

### (2) 介護保険サービスの受給者数からみた課題

#### ① 要支援・要介護認定者数に占める介護サービス受給者割合

要支援・要介護認定者数に占める介護サービス受給者割合をみると、要介護(要支援)認定を受けた後に、介護サービスを利用していない人がいることが分かりました。本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、認定調査に係る費用負担が増加しています。

このため、更新申請の際に一定期間介護サービスを利用していない人に対して、サービスの利用希望を確認する等の体制を検討する必要があります。

あわせて、サービス利用者が増加している中、認定調査の事務負担と費用負担の軽減に向けて、「基本チェックリスト」\*を活用した「介護予防・日常生活支援総合事業」の利用を推進する体制も必要です。



### (3) 各種調査結果からみた課題

#### ① 介護予防・フレイル予防の充実と社会参加の促進

本市は、要支援・要介護認定率が国・県より高い水準で推移しているほか、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、フレイルのリスクがある割合が約2割となっており、85歳以上では4割を超えています。そのため、若いうちから介護予防の取組が必要であり、生活習慣病予防からの継続した取組により、いつまでも健康な状態で過ごせるようにすることが重要です。

また、特に85歳以上では、転倒のリスクのほか、閉じこもりやうつ病のリスクが倍増するなど、外出機会の減少による心身への影響が懸念されることから、社会参加を促進していく必要があります。

#### ② 地域を支える担い手の確保・育成

在宅介護実態調査では、要介護認定者を介護している人の年齢は60歳以上が7割を占めており、老老介護に陥る可能性が考えられます。このため、高齢者世帯の状況把握や地域での見守り体制を充実していくことが重要となります。

一方で、急速な高齢化の進行や、支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足が課題となっています。今後、社会福祉協議会のボランティア制度の登録・活動だけでなく、隣近所の見守りなど地域住民同士の助け合い・支え合いを促進し、地域を支える担い手を確保・育成することが必要です。

#### ③ 相談支援体制の充実

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、高齢者の権利を擁護する「成年後見制度」の認知度は3割弱に留まっていることから、成年後見制度の普及啓発の取組が重要となっています。

また、ひとり暮らし等で将来に不安を感じている方へのサポートとして、命にかかわる大きな病気やケガといったものの時に備え、事前にそれぞれが望む医療やケアについて考える「人生会議」についての普及啓発も重要です。

さらに、地域における課題が複合化・複雑化していく中で、市の各部署間の連携のほか、社会福祉協議会等と連携し、対象者の属性を問わず包括的に相談を受け付ける体制の整備や、見守り・伴走支援等の対応が必要です。

#### ④ 認知症施策の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、物忘れが多い者の割合や認知機能低下者の割合は前回調査よりも増加傾向にあります。また、高齢化の進行に伴い、認知症の人は増加することが見込まれます。そのため、認知症になっても地域で安心して暮らせる「共生」と、認知症の発症や進行を遅らせる「予防」を両輪とした取組が必要です。

さらに、認知症に対する理解を深める啓発活動を行うとともに、認知症に関する相談窓口の周知や、認知症の予防活動の推進、地域が一体となった見守り体制の整備などが重要です。

#### ⑤ 介護人材の確保・育成・業務効率化の支援

在宅介護実態調査では、介護者が不安に感じている介護として、「認知症状への対応」に次いで、「排泄」「入浴・洗身」といった在宅での身体介護の充実が求められています。一方で、介護人材実態調査では介護・看護職員、訪問介護員の不足が課題となっています。

今後、必要な時に必要なサービスが受けられない状況に陥ることのないよう、介護職員の負担軽減に役立つ、介護ロボットやICTの導入に係る支援、研修・資格取得による職員のスキルアップ支援、介護・看護職の魅力発信など介護人材の確保・育成・業務効率化の支援を講じることが求められます。

## 第3章

### 計画の基本的な考え方

#### 1. 計画の基本理念

本市の第8期介護保険事業計画\*においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年の双方を念頭に置き、「地域で支え合い みんなが安心して 心豊かに暮らせるまちづくりを目指して～地域共生社会の実現～」を基本理念として、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを充実させる取組を行ってきました。

本計画では、これまでに整備を進めてきた制度やサービスを有効に運用して「地域包括ケアシステム」を深化・推進させるとともに、「地域共生社会」の実現に向けて、地域を主体とした取組の促進と、高齢者を含めた多様な担い手と支援が必要な人とをつなぐ機能を強化し、「地域で支え合い、みんなが安心して、心豊かに暮らせるまちづくり」を目指していくことが重要になります。

これらの状況を踏まえ、本市では、これからの高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を推進するための基本理念を以下のように定め、この基本理念のもとに地域包括ケアシステムの充実を進めます。

<計画の基本理念>

**地域で支え合い みんなが安心して**  
**心豊かに暮らせるまちづくり**  
**～地域包括ケアシステムの深化・推進～**

## 2. 計画の基本目標

### 基本目標1 介護予防・生きがいつくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、心身ともに健康で要支援・要介護状態になることをできるだけ予防していくことが重要です。

高齢者自身が健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取組に積極的に参加できるよう、生きがいつくりや社会参加の場の確保や情報発信を行い、こうした場所に参加することで生活の質を向上させるだけでなく、健康の維持増進にもつながることを周知・啓発していきます。

また、誰もが年齢を重ね高齢になってもこれまで培ってきた知識や経験を活かし、高齢者自身が担い手となり地域での活動などに参加することで、生きがいを持っていきいきと暮らすことが可能となることに加え、活動を通して介護予防、要介護状態等への重度化防止につながることも期待できることから、高齢者自らの生きがいつくりとなる事業を推進していきます。

### 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、引き続き、十日町市医療福祉総合センターを拠点機能とした地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。センター内に開設した新潟大学寄附講座「十日町いきいきエイジング講座」の協力のもと、在宅医療・介護の充実の観点から「出向くケアと医療」を基本テーマとして、医療・介護分野との多職種連携を図るとともに、地域ケア会議を通じて、地域課題の解決や地域における必要な社会資源の創出を目指します。

地域の抱える問題や課題は多様化し、複雑化・複合化しています。そのため、高齢者やその家族を含めた対象者の属性を問わず、市の関係課や支援機関との連携による包括的な相談支援体制づくりを進めるとともに、その中心的な役割を担う地域包括支援センター機能の充実を図ります。

また、高齢者の尊厳を守る取組を推進するため、高齢者虐待防止や成年後見制度の周知と利用促進を図ります。さらに生活状況にあった住まいが確保され、災害や感染症、犯罪などから高齢者を守り、安全な環境の中で必要な生活支援を受けながら安心して暮らせる地域づくりを目指します。

### 基本目標3 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれます。認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、国の「認知症施策推進大綱」\*における基本的な考え方でもある「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進していきます。

そのため、認知症予防への取組を行い、認知症の正しい理解と知識の普及啓発や、認知症を早期に発見し対応できる体制、認知症高齢者やその家族などを支える仕組みづくりなど、認知症に関するサービスの充実を図ります。

また、認知症になることで外出や交流の機会が減少するため、生活のあらゆる場面での障壁を減らすとともに、認知症バリアフリーの推進と社会参加支援を図ります。

### 基本目標4 介護保険事業の適正な運営

利用者が安心して良質なサービスを利用できるよう、中長期的な視点に立って人口動態や介護ニーズを適切に捉え、計画的な介護サービス基盤の確保に努めるとともに、市内の既存施設では補えないニーズへの対応策を検討します。

持続可能な介護保険制度を維持するため、適正な介護認定と利用者が真に必要とするサービスを見極めるために給付適正化の取組を実施し、適切なサービスの確保や費用の効率化を図ります。

また、介護を担う人材の不足が慢性的な問題となっていることから、人材の確保やICT等の導入など業務効率化に向けた支援の強化を進めるとともに、資格取得や研修などによる介護職員の育成のための支援を行います。

あわせて、近年頻発している自然災害や感染症が発生した際に、安定的・継続的に介護サービスが提供されるよう、国は「業務継続計画（BCP）」の策定を義務付けたことから、管内の事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

### 3. 施策の体系

次の基本目標を柱に各施策の展開を図ります。

基本理念	基本目標	施策の展開	★重点取組 ◇自立支援・重度化防止の取組
地域で支え合い みんなが安心して 地域包括ケアシステムの 深化・推進	<b>基本目標1</b> 介護予防・ 生きがいつ づくりの推進	1-1 介護予防に関する普及啓発 1-2 地域づくりによる介護予防 1-3 介護予防生活支援サービス* の推進 1-4 生きがいつくりと就労支援	1-1 介護予防普及啓発事業【◇】 1-2 地域介護予防活動支援事業【★】 1-2 地域リハビリテーション 活動支援事業【◇】 1-3 介護予防・生活支援サービス事業 【★◇】 1-3 生活支援体制整備事業【◇】
	<b>基本目標2</b> 安心して暮 らせる地域 づくり	2-1 高齢者が暮らしやすい生活 環境づくり 2-2 高齢者の住まいの確保 2-3 相談支援体制の充実 2-4 権利擁護と虐待防止の推進 2-5 在宅医療・介護連携の推進	2-1 地域ケア会議推進事業【◇】 2-3 包括的支援事業【★】 2-5 在宅医療・介護連携推進事業【★◇】
	<b>基本目標3</b> 認知症施策 の推進	3-1 認知症に関する普及啓発 3-2 認知症予防の推進 3-3 認知症支援体制の強化 3-4 認知症高齢者等にやさしい 地域づくり	3-1 認知症サポーター*等養成事業【◇】 3-4 チームオレンジ*の設置【★】
	<b>基本目標4</b> 介護保険事 業の適正な 運営	4-1 介護サービス基盤の整備 4-2 介護人材の確保・育成、業務 効率化のための支援 4-3 災害や感染症対策の取組 4-4 介護給付の適正化の推進	4-2 人材確保支援【★】 4-2 資質向上支援【★】 4-2 介護ロボット・ICTを活用 した職場環境の改善支援【★】

★：重点取組

◇：自立支援・重度化防止の取組

地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防・軽減・悪化の防止に係る取組

※ 上記二つに該当する取組には、以降【★】【◇】を表示

#### 4. 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、介護保険事業計画において、市町村が「その住民が日常生活を営んでいる地域」として、地理的条件、人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況及びその他の条件を総合的に勘案して定めるものであり、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位等、面積や人口だけでなく、地域の特性等を踏まえて設定することとされています。

前計画においては、医療福祉総合センターを拠点とした地域包括ケアシステムの構築と、市内に設置している地域包括支援センターとの連携の強化を進めていくために、日常生活圏域を5圏域と設定しました。

本計画では、本市における地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、引き続き日常生活圏域を5圏域として設定します。

##### ■日常生活圏域の状況

圏域	十日町北	十日町東	十日町中	十日町南	十日町西
地域	中条・下条・川西	十日町・新座・大井田	川治・六箇・吉田	水沢・中里	松代・松之山
総人口(人)	12,066	13,057	9,690	9,287	4,296
高齢者人口(人)	5,112	4,864	3,812	3,856	2,280
前期高齢者(65～74歳)	2,314	1,941	1,682	1,798	885
後期高齢者(75歳以上)	2,798	2,923	2,130	2,058	1,395
高齢化率(%)	42.4	37.3	39.3	41.5	53.1
要支援・要介護認定者(人)	973	900	699	755	545
要支援1	106	126	92	92	41
要支援2	130	164	122	94	73
要介護1	194	179	130	113	99
要介護2	145	147	128	118	109
要介護3	153	115	87	132	107
要介護4	150	105	87	131	79
要介護5	95	64	53	75	37
認定率(%)	19.0	18.5	18.3	19.6	23.9

資料：住民基本台帳、介護保険受給者台帳(令和5年9月末現在)

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 日常生活圏域別の介護サービスの基盤整備の状況（令和6年3月末現在）

単位：か所

事業所数	合計	十日町北	十日町東	十日町中	十日町南	十日町西
訪問介護	11	1	6	1	1	2
訪問入浴介護	2	0	1	0	0	1
訪問看護	4	1	3	0	0	0
訪問リハビリテーション	2	0	1	0	1	0
通所介護	15	3	3	4	3	2
通所リハビリテーション※	1	0	0	0	0	1
短期入所生活介護	11	3	1	2	3	2
短期入所療養介護	1	0	0	0	0	1
福祉用具貸与・販売	8	0	3	4	1	0
特定施設入居者生活介護	1	0	0	1	0	0
居宅介護支援	15	3	3	3	4	2
介護老人福祉施設	10	3	1	1	3	2
介護老人保健施設※	1	0	0	0	0	1
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	2	1	0	0	0	1
認知症対応型通所介護	1	0	0	1	0	0
小規模多機能型居宅介護	5	1	1	2	1	0
認知症対応型共同生活介護	4	2	1	1	0	0
地域密着型老人福祉施設	5	1	1	1	1	1

※令和6年3月末で閉鎖予定  
資料：福祉課



## 第4章

### 施策の展開

#### 基本目標1 介護予防・生きがいづくりの推進

##### 1-1 介護予防に関する普及啓発

###### 現状・課題

本市の要支援・要介護認定者数のうち要支援1・2の軽度者は増加傾向にあります。認定者の増加や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的に、「介護予防講演会」「介護予防教室」及び「介護予防出前講座」を行い、介護予防の必要性について普及啓発しています。

また、介護予防事業を充実させるため、高齢者の保健事業及び介護予防の一体的な実施に向け、関係機関との連携を図り、通いの場\*の支援を実施しています。

今後、後期高齢者が増加することが見込まれ、介護認定者のリスクも高まることが予想されます。そのため、生活習慣病の予防など若い世代から継続的な健康づくりを推進していくとともに、高齢者自らが介護予防に取り組めるよう、講演会や教室等で介護予防の必要性について発信していく必要があります。

###### 施策の方向性

###### ①介護予防の普及啓発

- ・介護予防講演会や介護予防教室等において、健康とくらしの調査（JAGES 調査）や国保データベースシステム（KDB\*システム）等のデータを活用し、より効果的な介護予防の普及啓発を図ります。
- ・介護予防を普及させるために、住民主体の通いの場を中心とした、介護予防のための地域活動を支援します。

###### ②保健事業と介護予防の一体的実施の推進

- ・高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への関与（ポピュレーションアプローチ）の双方の取組を効果的に組み合わせ、フレイル予防の普及啓発を行うなど健康寿命の延伸を目指します。

実施事業

ア 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）【◇】

【第8期の現状】

「健康とくらしの調査」\*や「介護保険疾病統計」等のデータから市の健康課題を絞り、介護予防に関わる関係機関と共有し、地域の教室等でフレイル予防の知識啓発を図っています。

【第9期の方策】

市及び地域包括支援センター、介護予防運動教室受託事業所で課題と目標を共有し、地域の通いの場等におけるフレイル予防の積極的な啓発を行います。

また、公民館等での介護予防教室の実施継続や講演会の開催、市報により市民へ広くフレイル予防の知識を啓発します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防講演会【◇】 実施回数	回	1	2	2	2	2	2
介護予防教室【◇】 実施回数	回	644	574	500	600	600	600
介護予防教室【◇】 教室数	教室	3	7	9	9	9	9
介護予防教室 市報特集号の掲載回数	回	-	1	1	1	1	1

※令和5年度実績値は、見込み値となっています。以下すべて同様です。

イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【第8期の現状】

令和3年度に地域の通いの場等で保健師による健康教育及び健康相談を実施していましたが、令和4年度より地域包括支援センターの介護予防出前講座と共同実施形式とし、各地域包括支援センターのエリアで2回ずつの実施を目標に取り組んでいます。

【第9期の方策】

地域の通いの場での健康教育・健康相談の実施を継続します。

また、地域の通いの場だけでなく、通いの場がない地域や通いの場に参加していない高齢者に対して、健康教育及び健康相談の実施を検討します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活習慣病と介護予防のための 健康相談事業 実施回数	回	8	17	7	10	10	10
生活習慣病と介護予防のための 健康相談事業 参加延べ人数	人	66	151	70	100	100	100

## 1-2 地域づくりによる介護予防

### 現状・課題

本市では、高齢化の進行に伴い、要介護認定者数が増加傾向にあります。介護状態となることを防ぐためには、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することが重要です。

また、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に役立つ取組を推進するとともに、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指しています。令和3年7月には「訪問看護ステーションおむすび」を開設し、訪問看護によるリハビリテーションを実施するなど、本市のリハビリテーション提供体制を整備しました。

しかし、地域ケア個別会議\*においても、高齢者に対するリハビリテーション専門職によるアセスメント\*及び指導の必要性が地域課題となっており、専門職による訪問体制の確立が必要です。

さらに、介護予防ボランティア育成講座をはじめ、地域の通いの場の立ち上げと継続支援に力を入れてきましたが、コロナ禍を通じて人と人がふれあう交流が制限され、外出頻度の低下や地域活動などへの参加が減少傾向にあります。また、高齢化が進む中で立ち上げが難しい地域もあります。

### 施策の方向性

#### ①地域介護予防活動の支援

- ・通いの場の充実に向けて、地域のニーズに合わせた住民主体の通いの場の立ち上げと継続的な運営に向けた支援を行います。
- ・地域で主体的に介護予防の活動を実施できる人材の確保に向けて、介護予防ボランティア育成講座等を開催するほか、ボランティアポイントの取組について検討していきます。

#### ②リハビリテーション支援体制の構築

- ・退院後に適切なリハビリテーションサービスが受けられるよう、医療機関と地域のリハビリテーション専門職による連携体制を構築します。
- ・各事業所におけるサービス提供状況と課題を把握するとともに、地域リハビリテーション活動支援事業を活用しながら、リハビリテーション体制を構築していきます。

実施事業

ア 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）【★】

【第8期の現状】

各支所が実施していた自主活動支援事業を介護予防運動教室のフォローアップ教室に統合し、地域の通いの場の継続支援を強化しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、休会・解散する通いの場があり、市全体として減少しています。

一方、地域の介護予防の担い手として、介護予防ボランティア育成講座は継続的に実施しています。

【第9期の方策】

フォローアップ教室を継続し、地域の通いの場の継続支援を行うほか、介護予防ボランティア育成講座の効果的な活用について検討します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住民主体の地域の通いの場等への活動支援【★】 フォローアップ教室実施回数	回	261	300	300	300	300	300

イ 介護予防把握事業

【第8期の現状】

地域包括支援センターにおける「総合相談」から、生活機能の低下がみられる高齢者等を把握し、支援につなげています。

【第9期の方策】

住民健診の場における後期高齢者への質問票を活用し、介護予防の状況を把握できる体制を検討します。

また、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）を効率よく継続的に支援するため、フレイル予防に重点を置いた方策を検討します。

■通いの場の様子



■介護予防運動教室の様子



## ウ 地域リハビリテーション活動支援事業【◇】

### 【第8期の現状】

地域の通いの場へ専門職を派遣し、地域住民へ介護予防の知識普及を図ります。

また、介護予防のための地域ケア個別会議へリハビリテーション専門職が助言者として参加することにより、地域の介護専門職の資質向上を図りました。

### 【第9期の方策】

リハビリテーション専門職の地域の通いの場へ派遣を継続し、地域住民への介護予防の知識普及を行うとともに、地域ケア個別会議への助言者としての参加を継続し、介護予防に関する技術的助言と「自立支援・重度化防止」の視点を持った介護予防ケアマネジメントの支援を行います。

また、リハビリテーション専門職の横のつながりを強化し、専門職での「自立支援・重度化防止」の共通理解を図り、医療と介護の切れ目ないリハビリテーション提供体制の構築を目指します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防のための地域ケア個別会議 専門職参加延べ人数	人	60	60	60	60	60	60
リハビリテーション専門職 検討会【◇】 実施回数	回	-	-	1	2	2	2

■訪問によるリハビリ指導の様子



### 1-3 介護予防生活支援サービスの推進

#### 現状・課題

総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援認定者のほか、要支援者相当と認められる基本チェックリスト該当者も事業対象者としてサービスを利用できます。特に、介護人材など担い手不足の解消に向け、地域で支え合いながら、生活支援サービスを提供する住民主体型による訪問型サービスB事業を令和元年度から実施し、第8期計画期間においても実施団体への支援策を講じ実施団体を増やすなど、事業の拡充に努めてきました。

また、令和3年度より総合事業の「対象者の弾力化」を図り、既に総合事業のサービスを利用している要支援認定者及び事業対象者が要介護に区分変更した際にも総合事業のサービスを継続して利用することを可能としました。令和5年度からは訪問型サービスC事業を実施し、リハビリや口腔・栄養など様態に合わせた支援を短期集中的に実施し、要支援認定者等への自立支援・重度化防止を図っています。

今後、生活支援を必要とする要支援認定者及び事業対象者の増加が見込まれるため、支援員の不足が懸念されます。一方で、サービスの多様化も求められているため、新たなサービスを見出す必要があります。さらに、総合事業の利用においては、自立支援のための介護予防ケアマネジメントを実施し、本人の様態に合わせた適切なサービスの利用を検討していく必要があります。

#### 施策の方向性

##### ①介護予防・生活支援サービスの推進

- ・より一層のサービス利用者の増加が見込まれる中、介護人材の不足が懸念されるため、住民主体型による訪問型サービスB事業の拡充に努めます。
- ・地域の実情に即した、要支援認定者等のニーズに対応するサービス提供体制を目指します。

##### ②適切な介護予防ケアマネジメントの実施

- ・自立支援のための介護予防ケアマネジメントを実施し、適切なサービスの利用を検討します。

##### ③生活支援体制整備事業との連携

- ・生活支援コーディネーター\*を核とした地域での支え合いの取組を推進するとともに、生活・介護支援サポーター養成講座を開催し、訪問型サービスB事業に従事する新たな担い手の育成を図ります。

実施事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業【★◇】

(①訪問型サービス②通所型サービス③介護予防ケアマネジメント)

【第8期の現状】

要支援認定者のほか、要支援者相当と認められる基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象に、現行のホームヘルプ、デイサービス（現行相当）に加え、基準を緩和した訪問サービス、通所サービス（サービスA）、NPO\*や住民主体団体等が実施する訪問型サービスB事業、令和5年度から短期集中型の訪問型サービスC事業を新たに実施しました。

また、地域包括支援センター等が必要なアセスメント及び本人のために家族・支援者・サービス提供事業者が行うべき支援を検討し、今後の本人の自立支援のための実行計画となるケアプラン\*を作成する「介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)」を実施しました。

【第9期の方策】

生活支援を必要とする要支援認定者及び事業対象者の増加が見込まれることから、住民主体型による訪問型サービスB事業の拡充に努めます。

また、地域の実情に即した、短期集中型の通所型サービスC事業、移送前後の生活支援を行う訪問型サービスD事業などの新たなサービスを検討します。

さらに、本人の自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施を目指します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービスB事業【★◇】 実施団体数	団体	5	6	6	7	7	7

イ 生活支援体制整備事業（P.70 へ再掲）【◇】

【第8期の現状】

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、「生活支援コーディネーター」及び「協議体」\*の設置や地域と関係機関の連携による地域におけるコミュニティの活性化、住民等が主体となった多様な生活支援の充実など、支え合う地域の仕組みづくりに取り組んでいます。

また、第一層の生活支援コーディネーター（略称：SC）に国の研修を修了した十日町市社会福祉協議会職員を推薦し、地域の支え合い活動を推進しています。

さらに、地域単位の住民協議の場（第二層協議体）を3か所に設置し、第二層の生活支援コーディネーターを核として地域の課題の把握や共有、支え合いの活動の創出を行っています。

加えて、介護やボランティア等に関する基本的な知識及び技術を身につけることで、助け合い・支え合う地域づくりを進めるため、訪問型サービスB事業の担い手の養成講座を年1～2回実施しています。

【第9期の方策】

地域の支え合い活動が円滑に進められるよう、関係機関との情報交換及び連携強化を行い、活動に取り組みやすい環境づくりに努めます。

また、地区単位の住民協議の場を増やし、地域の実情に合わせた支え合いの取組を推進していきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第二層協議体 設置数	か所	1	3	3	5	6	7
生活・介護支援サポーター養成 講座【◇】 受講者数	人	10	3	10	10	10	10



## 1-4 生きがいつくりと就労支援

### 現状・課題

生産年齢人口は減少傾向にあります。人生100年時代を迎えつつあり、地域における高齢者同士の支え合いがより重要になっています。前期高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合は5%未満にとどまっており、元気に活躍している高齢者が多くいます。

しかし、元気な高齢者が多いにもかかわらず、他の世代とともに社会の重要な一員として、その知識や経験を生かした社会参加と活躍の場が十分とは言えない現状にあります。

### 施策の方向性

高齢者がいつまでも活躍できるよう、生きがいつくりや仲間づくり、地域貢献、技能の習得、就労といった多様な機会の確保と参加の促進を図り、また、高齢者が生きがいを持って知識や経験を地域に還元できるような、支え合いのまちづくりを目指し、各事業を実施していきます。

### 実施事業

#### ア 老人クラブへの支援

##### 【第8期の現状】

老人クラブは、高齢者が日常生活の場である地域を基盤として活動する自主的な組織です。仲間づくりを通じた生きがいや健康づくり、社会奉仕活動への取組など、組織の特性である「自主性」、「地域性」、「共同性」を基本とし、地域の一員として明るい長寿社会づくりのための活動をしています。

市では、老人クラブの活性化を促進するため、単位老人クラブ及び十日町市老人クラブ連合会への支援を行っています。

近年は、新規加入者の減少や会員の高齢化により、クラブ数や会員数が減少傾向にあります。

##### 【第9期の方策】

今後も、老人クラブの活性化を促進するため、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う活動に対する助成を継続します。

また、老人クラブ連合会と連携しながら、事務負担軽減や認知度向上、加入促進に向けた適切な支援に努めます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
単位老人クラブ クラブ数	クラブ	58	52	49	47	46	45
単位老人クラブ 会員数	人	3,288	2,928	2,685	2,600	2,500	2,400

## イ シルバー人材センターへの支援

### 【第8期の現状】

シルバー人材センターでは、豊かな経験や能力を持つ高齢者の就労支援や各種生きがい活動（社会参加）の促進を目的として、高齢者の就労機会の確保、職業紹介、就労に関する情報提供、就労に必要な知識・技能の講習会の開催などの取組を行っています。

近年は、定年の延長等の影響により会員数が減少傾向にありますが、生きがいの充実、健康の維持・増進のために、高齢者に働く機会を提供するシルバー人材センターの役割は益々重要となります。

市では、国の補助金と連動した活動費助成などの支援を行っています。

### 【第9期の方策】

今後も、シルバー人材センターの活動を支援します。

また、生活支援ニーズの拡大に対応する資源としてシルバー人材センターは重要な役割を果たすことから、見守りや家事援助、社会参加支援といった生活支援の担い手としての活動も支援していきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター 会員数	人	994	963	950	950	950	950

## ウ 高齢者生きがい活動支援通所事業（P.67 へ再掲）

### 【第8期の現状】

高齢者の生きがいづくりと社会参加を促すため、在宅で家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、通所による創作活動、趣味活動、体操などの事業を実施し、利用者に合ったサービスを提供しています。

### 【第9期の方策】

家の中に閉じこもりがちな高齢者等に対して事業参加に向けた周知等を図ります。

また、事業委託先と一緒に効果的な事業の実施方法や更なる利用の増進に向けた内容の改善を検討していきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者生きがい活動支援 通所事業 延べ利用者数	人	5,302	6,018	6,400	6,500	6,600	6,700

## エ 老人福祉センター

### 【第8期の現状】

高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーションなどの場を提供する施設を市内に2か所設置し、指定管理者制度で運営しています。

- ・羽根川荘：十日町市丁（田麦）
- ・平成園：十日町市馬場乙（馬場第1）

### 【第9期の方策】

指定管理者と連携しながら、高齢者を取り巻く社会的背景の変化に合わせた施設運営を行います。

両施設とも施設設備の老朽化が進んでいることから、「十日町市公共施設等総合管理計画」の基本的な方針を踏まえながら、現状と課題を整理し、存廃を含む施設のあり方の検討を進めます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人福祉センター施設数	か所	2	2	2	2	2	2

## オ 高齢者憩いの家

### 【第8期の現状】

高齢者の健康の保持増進を図るため、高齢者の相互交流や教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供する施設を運営しています。

- ・高齢者憩いの家：十日町市松之山天水越

### 【第9期の方策】

高齢者を取り巻く社会的背景の変化に合わせた施設運営を行います。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者憩いの家施設数	か所	1	1	1	1	1	1

**カ 高齢者・障がい者安心サービス事業（P.66 へ再掲）**

**【第8期の現状】**

地域住民が主体となって、高齢者世帯などの日常生活の支援に取り組むボランティア団体等に対し、提供した生活支援サービス時間に応じて補助金を交付しています。

日常生活の手助けを必要とする高齢者への支援はもちろんのこと、支援者としての高齢者の社会参加促進、地域での支え合いの関係づくりにつながる取組として、今後も各団体の活性化と高齢者の生きがいづくりの促進を図っていく必要があります。

- ・ボランティア団体等が行う生活支援サービスの内容  
買い物、掃除、調理、ごみ出しなど

**【第9期の方策】**

在宅福祉を増進するとともに、支援者としての高齢者の生きがいと社会参加づくり、地域での支え合いの関係づくりを促進するため、今後も更なる事業の周知を図ります。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者・障がい者安心サービス事業 延べサービス提供時間数	時間	1,089	2,046	1,600	3,500	3,500	3,500

**キ 補聴器購入費助成事業（P.67 へ再掲）**

**【第8期の現状】**

令和4年度より身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴の方を対象として、補聴器の装用による社会参加を促すとともに認知症等の発症リスクの低減を図るため、補聴器購入費の一部を助成しています。

**【第9期の方策】**

認知症等の発症リスクの低減等を図るため、引き続き事業を実施します。実績などを分析した上で、必要に応じて見直しを行います。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補聴器購入費助成事業 助成者数	人	-	45	100	80	80	80

## 基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

### 2-1 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

#### 現状・課題

単身・高齢者のみ世帯の増加に伴い、調理・買い物・ごみ出し・洗濯等の家事援助、見守り、安否確認といった生活支援のニーズが高まっています。そのため、日常生活の安全と安心の確保や、自立した生活を営むことができるよう、介護保険サービスだけでなく、日常生活を支援する取組を充実させることが重要です。

課題の解決にあたっては、社会福祉法人や各地域団体、ボランティア、NPOなども含めた多様な事業主体の参画を得て、ニーズの増加や多様性に応えていく必要があります。この中で、行政には事業主体が行う活動への支援や住宅改修費の助成など、経済的な支援が求められています。

また、在宅生活を送る要介護者にとって介護する家族は重要な存在である一方で、過度な介護負担や経済的な負担などの課題を抱えているケースもみられることから、在宅で介護する家族の心身面での支援が求められています。

このほか、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」及び「協議体」を設置し、地域と関係機関が連携し、地域におけるコミュニティの活性化や住民等が主体となった多様な生活支援の充実など、支え合う地域の仕組づくりに取り組んでいます。また、地域ケア個別会議を通して把握された地域課題を、地域ケア推進会議\*にて関係機関・支援者の中で共有・検討しています。

今後、より高齢化が進み、要支援・要介護者の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムの深化・推進、保険者機能の強化といった観点からも、困難事例型、介護予防型の地域ケア個別会議を継続的に実施していく必要があります。

#### 施策の方向性

地域の自助・共助による取組状況を把握しながら、地域団体やボランティア団体等による生活支援を充実していきます。

市が実施する事業はセーフティネットとしての役割があることを踏まえ、在宅介護者の負担軽減、見守り、外出、除排雪、住まいの支援など、安全・安心な日々の生活に必要な支援を実施していきます。

また、地域ケア会議における地域課題の把握及び解決策を検討していくとともに、地域支援事業との連動を意識した取組を目指します。

実施事業

ア 要援護世帯除排雪援助事業

【第8期の現状】

住宅の除排雪が困難な高齢者のみ世帯や障がい者世帯などの要援護世帯を対象として、冬期間の生活の安全を確保し、在宅生活の継続を支援するため、雪処理券による除雪作業代または融雪屋根に係る燃料費の一部を助成しています。民生委員・児童委員の協力を得て、対象世帯の把握や申請書のとりまとめを行っています。

【第9期の方策】

豪雪地である本市では要援護世帯にとって必要不可欠な事業であるため、民生委員・児童委員などの関係者と連携を取り、今後も事業を推進していきます。また、社会情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要援護世帯除排雪援助事業 利用世帯数	世帯	1,556	1,418	1,640	1,650	1,670	1,700

イ 高齢者緊急通報体制等整備事業

【第8期の現状】

ひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置や安否確認センサー及び火災報知器を貸与し、急病や災害等の緊急時に通報することにより、コールセンター\*や協力者による状況確認を行い、不安の軽減及び安全確保を図っています。

現在のシステムは固定電話回線を利用していますが、情報通信技術の進展とともに、固定電話を持たない世帯の増加が見込まれます。

【第9期の方策】

高齢化が進む中、単身・高齢者のみ世帯が増加すると見込まれるため、緊急時の対応や安否確認の必要性から、緊急通報装置の設置を継続して実施します。

今後、固定電話回線を必要としない新たな機器が開発されていくことが想定されるため、次世代システムの調査研究、市での導入検討などを進めます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報装置 設置数	台	187	181	190	190	190	190

## ウ 地域自立支援生活事業（食の自立）

### 【第8期の現状】

ひとり暮らし等で栄養改善が必要な高齢者を対象に、ケアプランに基づき定期的に栄養のバランスの取れた弁当を届けることで健康な食生活と見守りを実施しています。

### 【第9期の方策】

今後も在宅生活を支援するため、地域包括支援センター等と連携を図りながら、対象者の掘り起こしと、事業の普及・継続に努めます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域自立支援生活事業(食の自立)利用者数	人	108	111	115	125	130	135
地域自立支援生活事業(食の自立)配食数	食	7,545	7,936	9,000	9,400	9,600	9,800

## エ 生活管理指導短期宿泊事業

### 【第8期の現状】

生活習慣の乱れや体調に不安がある高齢者等に対し、要介護状態への進行を予防するため、老人福祉施設等に宿泊し、日常生活に対する指導・支援を行っています。

### 【第9期の方策】

虐待等での分離対応の機能としても利用ができることから、各事業所への周知や事業利用の促進に努めます。また、要介護状態への進行を予防するという本来の機能を発揮するために、地域包括支援センター等と連携し、適切な対象者の把握に努めます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活管理指導短期宿泊事業延べ利用者数	人	148	154	200	270	270	270

## オ 高齢者・障がい者向け安心住まいの整備事業

### 【第8期の現状】

要支援・要介護認定を受けた高齢者や障がい者のいる世帯を対象として、住宅をその高齢者等の身体状況に適した状態に改造するための費用の一部を補助することにより、高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減できる住環境の整備を促進し、在宅福祉の推進を図っています。

### 【第9期の方策】

介護保険の住宅改修制度では補いきれない住宅の改造等に利用できるため、引き続き、本人の身体状況にあった適切な改造が行われるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）等との連携や制度の周知等を図り、更なる在宅福祉の増進に努めます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者・障がい者向け安心住まいの整備事業 改修件数	件	16	4	5	10	10	10

## カ 高齢者外出支援サービス事業

### 【第8期の現状】

公共交通機関を利用することが困難な高齢者を対象として、住み慣れた地域での生活を支援するため、外出全般に利用できるタクシー料金の助成券を交付しています。

### 【第9期の方策】

住み慣れた地域での生活を支援するため、引き続き事業を実施します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者外出支援サービス事業 支給対象者数	人	306	306	310	310	310	310

## キ 高齢者・障がい者安心サービス事業（再掲）

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者・障がい者安心サービス事業 延べサービス提供時間数	時間	1,089	2,046	1,600	3,500	3,500	3,500



ク 補聴器購入費助成事業（再掲）

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補聴器購入費助成事業 助成者数	人	-	45	100	80	80	80

ケ 高齢者生きがい活動支援通所事業（再掲）

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者生きがい活動支援通所事業 延べ利用者数	人	5,302	6,018	6,400	6,500	6,600	6,700

コ 寝たきり老人等介護手当支給事業

【第8期の現状】

在宅の寝たきりまたは重度の認知症にある高齢者と同居し日常生活の介護を主に行っている方を対象として、その介護負担と経済的負担の軽減を図るため、手当を支給しています。持続的に支援していけるよう、制度を見直しながら支給しています。

【第9期の方策】

在宅介護\*する家族の介護負担と経済的負担の軽減を図るため、引き続き事業を実施します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
寝たきり老人等介護手当支給事業 支給者数	人	564	546	150	170	190	210

サ 家族介護者慰労金事業

【第8期の現状】

在宅高齢者の福祉の向上を図ることを目的に、市内に居住する要介護4または5に相当する市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった人を介護している家族に対して、慰労金を支給するための普及啓発を行っています。

【第9期の方策】

引き続き、市ホームページなどを活用し、本事業を普及啓発していきます。

## シ 紙おむつ等購入費支給事業

### 【第8期の現状】

常時紙おむつ等を必要とする要介護1以上の認定を受けている方を対象として、在宅介護する家族の介護負担と経済的負担の軽減を図るため、給付券により紙おむつを支給しています。持続的に支援していけるよう、制度を見直しながら支給しています。

### 【第9期の方策】

在宅介護する家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、引き続き事業を実施します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
紙おむつ等購入費支給事業支給者数	人	1,009	999	850	320	360	410

## ス ひとり暮らし等高齢者の実態把握（高齢者現況調査）

### 【第8期の現状】

高齢者福祉の充実や見守りに関して必要な情報を把握するため、民生委員・児童委員の協力を得て、65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等を対象とした実態調査を行っています。調査結果は、高齢者福祉サービス等の基礎資料とするほか、緊急時における連絡や民生委員・児童委員が行う見守り活動などに活用しています。

### 【第9期の方策】

高齢化が進む中、単身・高齢者のみ世帯の増加が見込まれるため、引き続き実態把握を行い、民生委員・児童委員による見守り活動など、地域における高齢者の生活支援につなげていきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ひとり暮らし等高齢者の実態把握把握した単身・高齢者のみ世帯数	世帯	5,122	5,218	5,265	5,300	5,350	5,400

## セ 避難行動要支援者避難支援事業

### 【第8期の現状】

地域の中で、高齢者や障がい者など災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者への避難支援ができるように、避難行動要支援者の名簿情報を本人からの同意を得た上で、平常時から地域の避難支援等関係者へ提供しています。

災害発生時に地域での避難支援が機能するためには、平常時から地域の中で避難行動要支援者を把握し、支援のあり方を話し合い、個別避難計画としてまとめられ、共有しておくことが必要です。また、これら避難支援体制づくりが円滑に行われるよう、具体的な取組むべき事項をまとめた「手引書」などを作成し、周知啓発していく必要があります。

### 【第9期の方策】

災害時における避難行動要支援者の避難支援体制づくりを促進するため、地域における避難支援体制づくりに向けた手引書等を作成し、周知啓発と避難支援等関係者との連携を進めます。

## ソ 地域ケア会議推進事業（P.78 へ再掲）【◇】

### 【第8期の現状】

高齢者のQOL（Quality Of Life：生活の質）の向上、ケアマネジメントの質の向上、医療・介護専門職のOJT（On the Job Training：職場内教育）を目的に、地域包括支援センターによる困難事例型地域ケア個別会議、介護予防型地域ケア個別会議を実施しています。

地域ケア会議の事例検討を通して、医療職同士、医療・介護職間でお互いの専門性の理解が図られており、医療介護連携（退院支援、リハビリ見学、カンファレンス等）の充実につなげています。また、地域包括支援センターの介護支援専門員によるアセスメントやマネジメント力の向上が図られています。さらに、地域ケア会議の活用により、チーム支援の必要性が再確認できています。

なお、地域ケア個別会議で把握された地域課題は、地域ケア推進会議にて共有・検討しています。

【第9期の方策】

地域包括ケアシステムの実現に向けて、多職種が地域包括ケアの実現に向けて話し合い、個別ケースの積み重ねから地域課題を発見していきます。

また、参加者のスキルアップを図るOJTの場として、事例に対する多職種の専門的な視点に基づく助言を通じて、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術の習得につなげます。

なお、地域ケア推進会議については、個別ケア会議で把握された地域課題を共有・検討できる会議体とし、地域支援事業との連動を意識した取組を目指します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議(介護予防型) 【◇】開催回数	回	15	18	19	20	20	20
地域ケア個別会議(困難事例型) 【◇】開催回数	回	10	10	10	10	10	10
地域ケア推進会議【◇】 開催回数	回	1	1	1	1	1	1

タ 生活支援体制整備事業（再掲）

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第二層協議体 設置数	か所	1	3	3	5	6	7
生活・介護支援サポーター養成講座【◇】 受講者数	人	10	3	10	10	10	10

## 2-2 高齢者の住まいの確保

### 現状・課題

世帯の核家族化・単身化などにより、高齢者の居住形態が多様化しています。今後、高齢者の生活に適した居住環境や必要な生活支援が確保された住まいなど、個人で確保する持ち家としての住宅や賃貸住宅だけではなく、ニーズに応じた住まいを確保していく必要があります。

### 施策の方向性

高齢者が一人ひとりの生活ニーズに合った住宅に居住し、その中で様々な生活支援や介護保険サービス等を利用しながら自分らしい生活を送ることができるよう、高齢者向けの住まいが適切に供給される環境づくりに努めます。

あわせて、経済状況、生活環境、家族関係等に事情を抱える高齢者に対しては、必要に応じて住まいを確保していきます。

### 実施事業

#### ア 養護老人ホーム

##### 【第8期の現状】

生活環境及び経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者の心身の健康保持と生活の安定を図ることを目的とした施設です。

市内に所在する「妻有荘」は、本市と津南町の入所措置施設ですが、施設の老朽化が進んでいることなどから、安全性の確保や入所者に配慮した構造・設備の更新に向けた改築が必要な状態となっています。

- ・養護老人ホーム妻有荘：十日町市新宮乙（幸町）

##### 【第9期の方策】

引き続き、生活環境及び経済的理由によって在宅での生活が困難な高齢者を入所措置することで、セーフティーネットとしての役割を担っていきます。

施設の安全性の確保と入所者の生活環境の向上を図るため、令和9年度の供用開始に向け、運営事業者による改築を行い、その施設整備費等に対し、津南町と連携して補助を行います。

また、介護が必要になった入所者が増加していることなどから、特定施設入居者生活介護に指定し、養護としてのケアと介護のケアを包括的に提供できる体制を構築します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホーム 施設数	か所	1	1	1	1	1	1
養護老人ホーム 定員数	人	80	80	80	80	80	80

## イ 高齢者生活支援ハウス

### 【第8期の現状】

居宅において生活することが困難となった高齢者を対象として、居住機能と生活支援機能、地域住民等の交流機能を総合的に提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して健康な生活を送れるようにすることを目的とした住宅です。市内に1か所設置し、各種相談、助言、緊急時の対応なども含め、指定管理者制度で運営しています。

- ・生活支援ハウス ゆうゆう荘：十日町市松代

### 【第9期の方策】

高齢化が進む中、単身・高齢者のみ世帯が増加すると見込まれるため、引き続き指定管理者と連携しながら、安心して健康な生活ができる居住機能と生活支援機能等を提供します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者生活支援ハウス 施設数	か所	1	1	1	1	1	1
高齢者生活支援ハウス 定員数	人	10	10	10	10	10	10

## ウ 高齢者コミュニティハウス

### 【第8期の現状】

居宅において生活することが困難となった高齢者を対象として、安心して生活できる居住環境を提供し、入居者への生活相談支援等を行う住宅です。市内に1か所設置し、指定管理者制度で運営しています。

- ・高齢者コミュニティハウス 千寿さくら荘：十日町市霜条（高原田）

### 【第9期の方策】

高齢化が進む中、単身・高齢者のみ世帯が増加すると見込まれるため、引き続き指定管理者と連携しながら、安心して生活できる居住環境を提供します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者コミュニティハウス 施設数	か所	1	1	1	1	1	1
高齢者コミュニティハウス 定員数	人	15	15	15	15	15	15

## エ 高齢者憩いの家・高齢者冬期共同住宅

### 【第8期の現状】

高齢者憩いの家の2階部分を活用し、冬期間の雪道踏みや除排雪を行うことが困難で、独立して生活することに不安のある高齢者が、冬期間を安全で安心して暮らすことを目的とした住宅です。

- ・高齢者冬期共同住宅：十日町市松之山天水越（高齢者憩いの家に併設）

### 【第9期の方策】

高齢化が進む中、単身・高齢者のみ世帯が増加すると見込まれるため、今後も豪雪地帯で暮らす高齢者に対して、冬期間安心して生活を送ることができる住宅を提供します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者冬期共同住宅 施設数	か所	1	1	1	1	1	1
高齢者冬期共同住宅 定員数	人	6	6	6	6	6	6

## オ 民間の高齢者向け住まい

地域包括ケアシステムの実現に向けては、高齢者が心身の状況に応じて、安心して日常生活が送れる住まいの選択ができる環境整備が必要となります。そのため、心身や環境の変化に伴う住み替えの際の選択肢となり得る有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅\*の整備にあたり、高齢者の日常生活に配慮されたものとなるよう、届出・登録を受け付ける新潟県との調整を図ります。

### ①軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上で、家庭環境・住宅事情等により居宅で生活することが困難な人が利用できます。また、食事の提供など日常生活上必要なサービスを提供します。介護保険法の特設施設入居者生活介護の指定を受けることで入居者に介護保険施設並みの手厚い介護サービスを提供することが可能になります。

### ②有料老人ホーム

高齢者が入居し、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする居住施設です。民間事業者が設置し、利用料は全額自己負担です。有料老人ホームは介護付き、住宅型、健康型の3種類あります。

- ・「介護付き」は、介護が必要となっても、その施設が提供する介護保険の特設施設入居者生活介護サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。
- ・「住宅型」は、介護が必要となった場合、訪問介護等の介護保険サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。

- ・「健康型」は、介護が必要となった場合には、原則退居する必要があります。

③高齢者専用アパート

60歳以上の高齢者専用の賃貸住宅で、基本的には一般のアパートと変わりありませんが、バリアフリーや通報ブザーの設置、オール電化、エレベーターの設置、入居者同士のコミュニティ形成を目的とした共有スペースの設置など、特に高齢者の入居に配慮している点が特徴です。

④サービス付き高齢者向け住宅

安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。登録基準を満たした場合に、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事（中核市長）の登録を受けることができます。サービス付き高齢者向け住宅は、介護専用型、混合型、一般型の3種類に分けられ、高齢者自らのニーズに合った住まいを選択しやすくなります。

- ・「介護専用型」は、特定施設入居者生活介護の介護保険サービスの指定を受けた施設で要介護者のみが入居可能です。
- ・「混合型」は、自立の方と要支援・要介護の方のどちらも入居可能です。
- ・「一般型」は、基本的に自立～介護度の低い方を対象としているため、介護が必要になったときは外部の介護サービスを利用します。

■民間の高齢者向け住まい

種別	名称	所在	定員
軽費老人ホーム（ケアハウス）	みよし台	下条3丁目	30人
有料老人ホーム（住宅型）	コロネット優	下条2丁目	18人
	コロネットちとせ	千歳町1丁目	16人
	コロネットわだ	中条甲	9人
高齢者専用アパート	エスポワールさいわい	新宮乙	10人
サービス付き高齢者向け住宅（一般型）	アップルとおかまち	本町2丁目	50人
	スマイルハウスなかさと	荒屋	12人
サービス付き高齢者向け住宅（混合型）	ヴィラあかし	川治	49人



## 2-3 相談支援体制の充実

### 現状・課題

地域の抱える問題や課題は多様化し、複雑化・複合化しています。そのため、十日町市医療福祉総合センター内に総合相談窓口を設置するなど高齢者やその家族を含めた対象者の属性を問わず、市の関係課や支援機関との連携による包括的な相談支援体制づくりを進めています。

その中心的な役割を担う「地域包括支援センター」は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護・医療・保健・福祉などの様々な面から包括的・継続的に支援していくための総合相談機関で、市内に5か所設置しています。

地域包括支援センターが実施している総合相談の件数は横ばいですが、地域の課題も複合的になっているため、引き続き相談対応職員の資質向上や、職員間での課題・対応の共有に努める必要があります。

また、市の関係課や支援機関との連携による包括的な相談支援体制づくりを進める上で、更なる連携強化も必要です。

### 施策の方向性

#### ①地域包括支援センター等による総合相談支援体制の充実

- ・地域住民から寄せられる様々な相談を受け止め、各種制度やサービス等の情報提供、関係機関とのコーディネートなど継続的な支援を行うとともに、相談対応職員の資質向上のための研修会や関係機関との情報交換会を行います。

#### ②地域ケア会議の充実

- ・地域ケア会議における地域課題の把握及び解決策を検討していきます。
- ・地域ケア推進会議については、個別ケア会議で把握された地域課題を共有・検討できる会議体とし、地域支援事業との連動を意識した取組を目指します。

#### ③医療福祉総合センターの機能充実

- ・医療福祉総合センターが、医療と福祉をつなげる拠点施設として機能し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ・地域の抱える問題や課題は多様化し、複雑化・複合化していることから、高齢者やその家族を含めた対象者の属性を問わず、市の関係課や支援機関との連携による包括的な相談支援体制づくりを進めます。

## 実施事業

## ア 包括的支援事業（①総合相談②権利擁護③包括的・継続的ケアマネジメント④介護予防ケアマネジメント）【★】

## 【第8期の現状】

地域包括支援センターは地域の高齢者を支えるために「総合相談」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント」、「介護予防ケアマネジメント」の4つの業務を行っています。

## 【第9期の方策】

引き続き、5つの日常生活圏域に地域包括支援センター（委託）を設置します。今後も、地域包括支援センターの適正な運営のため、負担軽減と柔軟な体制をとることが求められていることから、医療福祉総合センターが、地域包括支援センターの支援や指導、連携への助言など基幹的な機能を果たしていきます。

## ①総合相談

地域住民から寄せられる様々な相談を受け止め、適切な保健・医療・福祉サービスまたは制度の利用に向けて関係機関につなげるなどの相談支援を行います。

なお、総合相談支援機能の活用により、認知症高齢者の家族や家族介護者支援を行うため、相談対応職員の資質向上、関係機関及び他分野との連携を図ります。

## ②権利擁護

ひとり暮らし高齢者世帯や、認知症等により判断能力が低下した高齢者などの増加により、問題が解決できない、適切なサービスにつながらない等の困難な状況にある高齢者の増加が見込まれています。

地域包括支援センター職員による専門的・継続的な支援に加え、成年後見制度などの利用促進、関係機関との連携による消費者被害や高齢者虐待の防止等に取り組み、高齢者の尊厳の保持に努めます。

## ③包括的・継続的ケアマネジメント

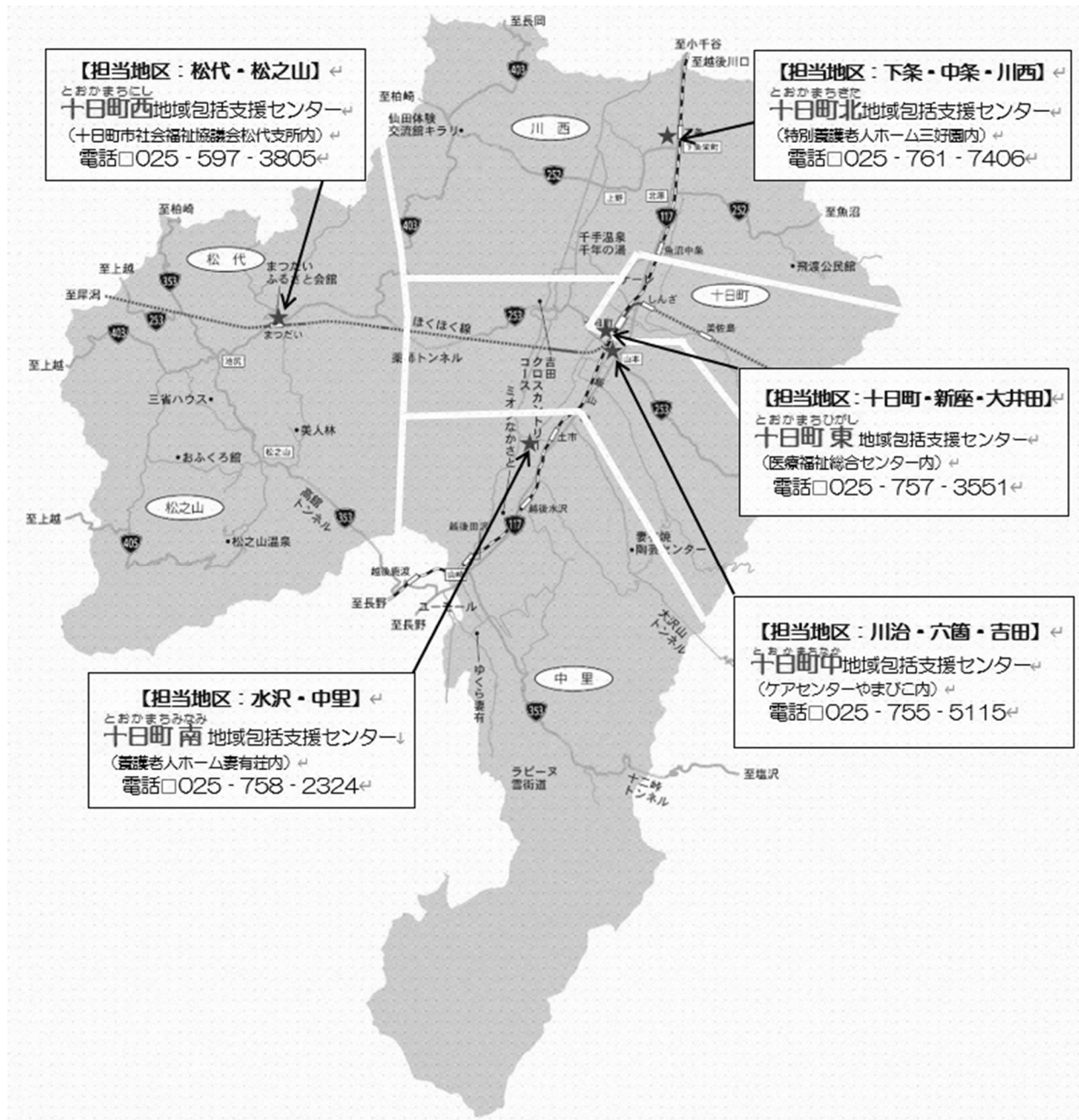
地域ケア会議の実施において、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、支援のためのネットワークの構築及び地域課題の把握を行います。

## ④介護予防ケアマネジメント

自立支援に向けたケアマネジメントの実施のため、「十日町市介護予防ケアマネジメントマニュアル」を見直し、改善を図ります。また、地域包括支援センターの業務負担の軽減及び質の確保のため、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大し、それに伴う包括的・継続的ケアマネジメント業務等への支援を検討します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包括的支援事業 相談延べ件数	件	11,551	9,455	9,800	9,800	9,800	9,800
地域包括支援センターの事業 評価達成割合(5包括平均)【★】	%	91.1	92.7	93.1	95.0	95.0	95.0
地域包括支援センター職員 向け研修【★】 開催回数	回	1	1	1	1以上	1以上	1以上

■地域包括支援センターの配置状況



イ 地域ケア会議推進事業（再掲）【◇】

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議 (介護予防型)【◇】 開催回数	回	15	18	19	20	20	20
地域ケア個別会議 (困難事例型)【◇】 開催回数	回	10	10	10	10	10	10
地域ケア推進会議【◇】 開催回数	回	1	1	1	1	1	1

ウ 医療福祉総合センターの機能

【第8期の現状】

市民が安心して医療を受けられるための体制整備を推進するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域医療・福祉の充実を目指して令和2年4月1日に「十日町市医療福祉総合センター」を開設しました。

地域における切れ目のない医療提供体制を実現するためにも、より一層の医療・介護の連携を推進していくことが重要であることから、令和元年から新潟大学寄附講座「十日町いきいきエイジング講座」とともに、「出向くケアと医療」をキーワードに、持続可能な医療と介護の仕組みづくりにも取り組んでいます。

また、センター内に医療福祉相談窓口を設置したほか、センター職員の横断的連携を図るための「センター全体会」などを開催し、センター機能の充実に向けた意見交換を行っています。

【第9期の方策】

「十日町市医療福祉総合センター」を拠点として、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた仕組みづくりを行っています。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療福祉総合センター 相談件数(高齢者)	件	552	683	700	750	800	850

## 2-4 権利擁護と虐待防止の推進

### 現状・課題

本市では、高齢者が自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重され尊厳を持って過ごすことができるように、専門的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な相談や支援を行っています。特に、令和4年度に成年後見制度の利用促進など、地域で安心して暮らせる体制整備のため、「成年後見制度中核機関」及び「成年後見制度中核機関運営協議会」を設置し、地域連携ネットワークの強化を図っています。

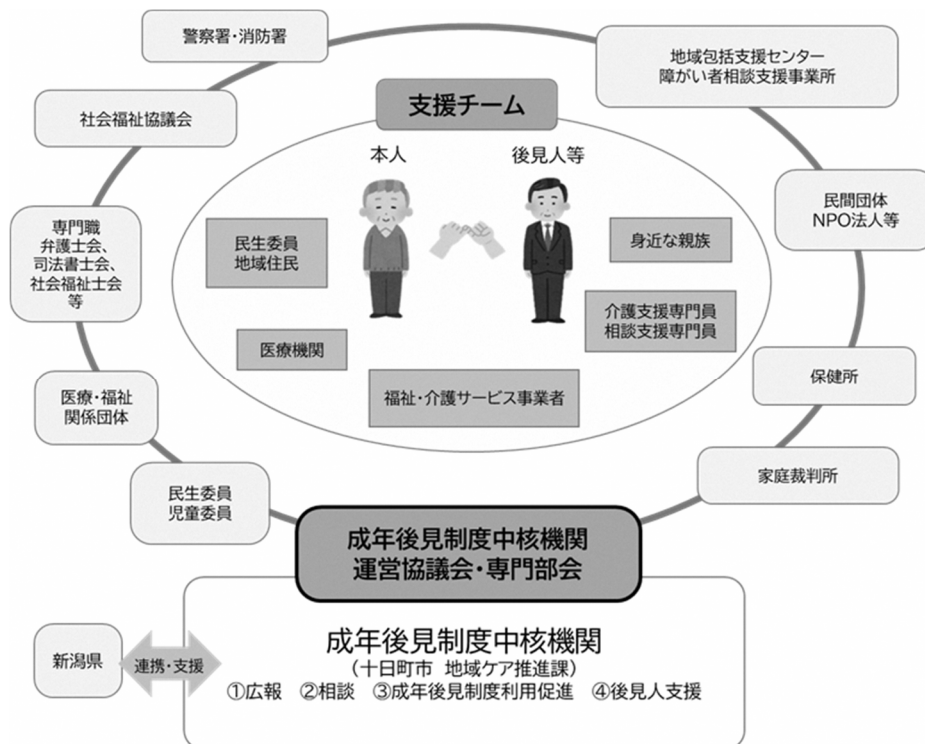
一方で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると成年後見制度の認知度について、「知っている」は27.4%、「聞いたことはあるが内容は知らない」は37.8%、「聞いたこともなく知らない」は26.0%となっています。引き続き、身寄りのない人の制度利用（市長申立の普及）など制度や相談窓口の周知が必要です。

### 施策の方向性

#### ①成年後見制度中核機関の機能強化

- ・「十日町市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の4つの機能（広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援）を計画的・段階的に整備します。
- ・成年後見制度中核機関運営協議会を定期的開催し、地域連携ネットワークを強化します。

#### ■中核機関と地域連携ネットワークのイメージ図



#### ②高齢者虐待防止対策の推進

- ・「十日町市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づき、虐待事案の早期発見と早期対応に取り組み、高齢者の保護や養護者に対する支援を行います。

実施事業

ア 成年後見制度利用支援事業

【第8期の現状】

認知症等により判断能力が不十分な人が、成年後見制度を利用することで尊厳のある生活を維持できるよう、成年後見審判の申立て及び申立てに要する費用の助成、成年後見人などの業務に対する報酬に関する支援を行っています。

なお、令和5年度から申立費用と報酬費の助成対象者を拡大し、制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるよう支援しています。

【第9期の方策】

認知症高齢者の増加など、今後も成年後見制度利用の必要性は高まっていくと考えられます。早期の段階から制度を利用できるよう、引き続き制度や相談窓口を啓発するとともに、補助を受けなければ制度利用が困難である人も制限されることなく利用できるよう、成年後見制度の利用に要する費用を幅広く助成します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業利用者数	人	13	14	18	25	25	25

イ 成年後見制度中核機関

【第8期の現状】

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいのある人が成年後見制度を円滑に利用できるよう必要な支援を行い、権利を擁護することにより、地域で安心して暮らせる体制を整備するため、成年後見制度の利用促進に係る「成年後見制度中核機関」（中核機関）を設置しました。

また、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、「成年後見制度中核機関運営協議会（地域連携ネットワーク）」を設置し、会議を定期的で開催し、中核機関の適切な運営に努めるとともに、地域連携ネットワークの強化を図っています。

さらに、「十日町市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備を進めています。

【第9期の方策】

「十日町市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能（広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援）を計画的・段階的に整備していきます。

また、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所が一次窓口となる相談体制の整備を行います。

## ウ 高齢者虐待防止事業

### 【第8期の現状】

令和4年3月に「十日町市高齢者虐待防止・対応マニュアル」を改訂し、関係機関に周知しました。また、早期発見・早期対応のスキルアップを図るため、地域包括支援センターや関係者等への研修会を実施しました。

さらに、「成年後見制度中核機関運営協議会」において、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応について協議するとともに、市報や民生委員児童委員協議会の場を活用し、高齢者虐待の未然防止に関する普及啓発を行っています。

### 【第9期の方策】

「成年後見制度中核機関運営協議会」において高齢者虐待防止の取組を検討するほか、国の動向を注視し、「十日町市高齢者虐待防止・対応マニュアル」を適宜見直し、他部署や関係機関との連携を強化します。さらに、地域住民への普及啓発、関係機関等への研修会を実施し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待通報 受理件数	件	19	8	14	-	-	-
上記のうち、虐待と判断した 件数	件	15	7	10	-	-	-
虐待に関する研修会 実施回数	回	1	1	1	1	1	1

## 2-5 在宅医療・介護連携の推進

### 現状・課題

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで継続できるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進しています。

本市では、平成28年度から、十日町市中魚沼郡医師会が開設した「つまり医療介護連携センター」\*に在宅医療・介護連携推進事業の一部を委託し、本事業を実施しています。あわせて、「うおぬま・米ねっと」\*等のICTの活用や、命にかかわる大きな病気やケガといったもしもの時に備え、事前にそれぞれが望む医療やケアについて考える「人生会議」(ACP：アドバンス・ケア・プランニング)について、講演会を開催するなど普及啓発に取り組んでいます。

今後、高齢化の進行や高齢者世帯の増加、介護老人福祉施設への入所待機期間中の、自宅での看取り\*を迎える高齢者の増加などが予想されるため、切れ目のない医療と介護の提供体制の充実が求められています。

### 施策の方向性

#### ① 在宅医療・介護連携推進事業の充実

- ・新潟大学寄附講座「十日町いきいきエイジング講座」の協力のもと、在宅医療・介護の充実の観点から「出向くケアと医療」を基本テーマとして、医療・介護分野との多職種連携を図ります。
- ・「人生会議」の更なる普及啓発に取り組んでいきます。

### 実施事業

#### ア 在宅医療・介護連携推進事業【★◇】

##### 【第8期の現状】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで継続できるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進しています。

つまりスクール等多職種研修の開催や妻有地域入退院連携ガイドの見直しを実施したほか、「人生会議」について講演会を開催するなど普及啓発に取り組んでいます。



【第9期の方策】

在宅医療の提供体制の推進のために、「退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」の場面において市の課題を関係機関と共有し、解決に向けた取組を行います。

認知症等将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人による意思決定を支援する取組である「人生会議」の更なる普及啓発に取り組んでいきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「人生会議」(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)市民啓発事業【★】開催回数	回	-	5	8	8	9	10
多職種研修会開催回数	回	9	6	6	6	6	6

■人生会議講演会の様子



## 基本目標3 認知症施策の推進

### 3-1 認知症に関する普及啓発

#### 現状・課題

本市では、認知症の人や家族を地域であたたかく見守る応援者を増やす取組として、認知症の正しい知識を普及する「認知症サポーター養成講座」や認知症の人とその家族が気軽に立ち寄ることができ、地域の人たちとのつながりをつくるきっかけができる「認知症カフェ」\*などの取組を行っています。できるだけ多くの人に参加できるように認知症カフェの情報をまとめた認知症カフェマップを作成し、ホームページでの周知を行っていますが、開催地域が限定されていることや開催情報等が十分に周知されていないことが課題となっています。

また、認知症の人はその容態に応じ、医療や介護等の支援が必要な場合があり、引き続き認知症に関する正しい知識の啓発が必要です。

#### 施策の方向性

##### ①認知症地域支援・ケア向上事業の推進

- ・ 認知症の人がその容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう、認知症ケアパス（認知症ガイド）\*を活用し、認知症の正しい知識啓発に努めます。
- ・ 認知症について、より多くの人に啓発ができるよう検討し、認知症カフェ等の周知や開催時に相談等の支援を行うなど、認知症になっても安心して住み続けられる「共生」の地域づくりを目指します。

##### ②認知症の理解促進と見守り体制の強化

- ・ 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の理解促進と見守り体制を強化します。

#### 実施事業

##### ア 認知症地域支援・ケア向上事業（認知症ガイドの普及・認知症カフェマップの作成）

###### 【第8期の現状】

令和4年度に認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置変更し、現状と課題の共有を図り、認知症施策を計画的・持続的に進められるよう体制の強化を行いました。

また、令和5年度には、認知症の人への接し方や容態に応じたケアの流れを提示した認知症ケアパス（認知症ガイド）を更新し、認知症本人や家族との相談支援や介護予防出前講座等で活用しています。

さらに、認知症カフェの情報をまとめた認知症カフェマップを作成し、ホームページ等で周知を行っています。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、休止や対象を制限していることから、市全体として認知症カフェが減少しています。

【第9期の方策】

認知症ケアパスを活用し、認知症の進行と主な症状、それぞれの段階に応じて必要となる支援等に関する情報を今後も提供していきます。あわせて、評価・改善を図りながら、内容の更新を行っていきます。

また、認知症ケアパスを多くの人に配布し、認知症の理解を広めるとともに、早期受診の必要性等を伝え、認知症になっても安心して過ごせる「共生」の地域づくりを目指します。

引き続き、認知症カフェマップを作成し、ホームページでの周知を行っていくとともに、休止や対象者を制限している認知症カフェにおいては、認知症の人や家族の声を聞きながら、必要性に応じた開催を検討していきます。

イ 認知症サポーター等養成事業【◇】

【第8期の現状】

認知症サポーターは、認知症の人やその家族を温かく見守り支援するための応援者です。地域包括支援センターに委託することで、安定的に認知症サポーターを養成することができています。

【第9期の方策】

認知症の人や家族が地域の中で安心して暮らしていくためには、地域全体で見守る支援体制が必要です。今後も認知症サポーター養成講座を通して、認知症に対する理解を広げるような働きかけを継続します。

また、認知症サポーターの活躍の場の検討を行い、地域の見守り支援を強化していきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター【◇】 養成者数	人	124	236	310	400	450	500

### 3-2 認知症予防の推進

#### 現状・課題

認知症は発症から進行に至るまで、すべての段階において有効な予防活動が必要です。認知症の発症を完全に予防することは現時点では困難ですが、認知症の発症リスクの低下や進行を遅らせる要因が、様々な調査研究から示され始めています。本市では、認知症予防教室（さわやか教室）や脳いきいき講座を実施し、認知症予防の取組を推進しています。

今後も本人や家族の気持ちや考えを尊重し、認知症予防の活動を実施するとともに地域社会全体が認知症を正しく理解し、本人や家族等を地域で支えていく体制づくりが必要です。

#### 施策の方向性

##### ①認知症予防活動の推進

- ・ 認知症の人や家族の視点を重視しながら、国の「認知症施策推進大綱」における基本的な考え方でもある「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進していきます。
- ・ 後期高齢者人口の増加に伴う認知症高齢者数の増加を見据え、認知機能の維持・向上に向けた認知症予防の取組を実施します。

#### 実施事業

##### ア 認知症予防教室

###### 【第8期の現状】

認知症は早期に適切な対応を行うことで発症や進行を遅らせることができるとされていることから、認知機能の維持・向上に向け活動を行っています。

令和4年度から、対象者の拡大を行い、より多くの人々が認知症予防活動に取り組めるよう体制を整えたほか、認知症予防を意識しながら活動できるよう、年1回認知機能の検査も取り入れています。

###### 【第9期の方策】

介護が必要になった原因として、認知症が最も多くなっていることから、認知症は誰もがなりうる身近なものとなっています。

今後も認知症の発症を遅らせることができるよう、認知症予防教室の普及啓発を進めていきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症予防教室 (さわやか教室) 参加延べ人数	人	758	1,210	1,300	1,350	1,400	1,450

## イ 脳いきいき講座

### 【第8期の現状】

認知機能の検査を実施し、現在の認知機能を数値として確認しながら脳をいきいきさせるための活動を啓発しています。

また、認知症予防だけでなく、相談先・受診先の周知や認知症の正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、フォローアップ講座を企画し、生活習慣改善の継続支援や認知症サポーター養成講座を組み入れ、認知症への正しい理解の促進につなげていきます。

### 【第9期の方策】

認知症予防は様々な角度から行えるため、認知機能検査に基づき一人ひとりに合った方法を見つけることが大切です。

今後、各地域を巡回しながらより多くの方が受講できるよう働きかけていきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
脳いきいき講座 参加者数	人	-	62	60	70	70	70

■脳いきいき講座の様子



### 3-3 認知症支援体制の強化

#### 現状・課題

認知症は、対応の遅れにより症状が悪化することから、早期からの対応が重要です。しかし、本人が認知症の自覚症状に気付かないこと、あるいは気付いてもそれを認めたくないという思いがあることなどから、症状が進行して周囲の対応が困難になってから支援が始まるのが少なくありません。

本市では、認知症の人や家族と早期に関わり、速やかに適切な医療・介護等が受けられるよう対応するために、「認知症初期集中支援チーム」\*を設置するとともに、認知症になっても安心して住み続けられる地域を構築するために、認知症の人やその家族等への支援などを担う「認知症地域支援推進員」\*を配置しています。

認知症地域支援推進員の活動を活発にし、地域の支援機関同士の連携づくりや、在宅で生活する認知症の人や家族に対する相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

#### 施策の方向性

##### ①認知症初期集中支援チームによる支援

- ・認知症の重度化予防に向けた、初期集中支援体制（本人に対する初動とその家族も含めた集中的な支援）の充実に努めます。

##### ②認知症地域支援推進員の活動の充実

- ・認知症地域支援推進員を中心に、関係機関と連携し、医療・介護の連携ネットワークの構築や認知症対応力向上のための企画・調整、本人・家族への負担軽減に向けた相談支援体制の充実に努めていきます。

#### 実施事業

##### ア 認知症初期集中支援事業

###### 【第8期の現状】

認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センターと連携しながら認知症の人やその家族と早期に関わり、適切な治療や介護サービスの利用につなげるサポートを行っています。

###### 【第9期の方策】

認知症になっても安心して住み続けられる地域を目標に、認知症の早期支援体制をより充実するため、医療機関・地域包括支援センター等関係機関との連携を強化していきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援事業 支援対象者数	人	2	3	2	5	5	5

## イ 認知症地域支援推進員の配置

### 【第8期の現状】

各地域包括支援センターに配置しており、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行い、必要な医療・介護及び生活支援が受けられるよう地域の支援機関をつなぐ役割を担っています。また、認知症ケアパスの更新作業や普及に取り組んでいます。

### 【第9期の方策】

認知症地域支援推進員とともに、地域の特徴や課題に応じた活動について検討し、認知症施策の円滑な推進や医療・介護の連携強化に取り組めます。

## ウ 家族介護支援事業

### 【第8期の現状】

要介護者を実際に介護する人の支援に向け、要介護者の健康状態の維持・改善を目的とし、適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした介護教室や介護者相互の交流会等を開催しています。

### 【第9期の方策】

介護者に必要な支援をリサーチしながら、効果的な介護教室や介護者交流会のあり方を検討して事業を実施します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護教室(交流含む) 開催回数	回	3	2	2	6	6	6
介護教室(交流含む) 参加者数	人	27	53	53	90	90	90

### 3-4 認知症高齢者等にやさしい地域づくり

#### 現状・課題

本市では、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症により、外出したまま行方不明になる恐れがある高齢者を未然に防ぎ、行方不明になっても早期発見・保護することができるよう認知症高齢者見守りネットワーク事業を実施するなど認知症バリアフリーを推進しています。

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が施行され、市町村は国が定める認知症施策推進基本計画（以下「国の基本計画」という。）を勘案して、当該市町村の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

こうした動向も踏まえ、中長期的な視点を持ち、認知症の症状に合わせた支援のあり方など認知症への理解促進と本人支援を図るとともに、認知症を早期に発見し対応できる体制や、認知症高齢者やその家族などを支える仕組みづくりが必要です。

#### 施策の方向性

##### ①認知症施策推進計画の策定

- ・国の基本計画を勘案し、在宅介護実態調査における、認知症やその家族の意見などを踏まえ、策定に向けた検討を進めます。

##### ②認知症バリアフリーの推進

- ・行方不明者を早期に発見・保護するための見守りネットワークを構築していきます。

##### ③チームオレンジの設置

- ・認知症の人やその家族に対する支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組み（チームオレンジ）を構築します。

#### 実施事業

##### ア 認知症高齢者見守りネットワーク事業

###### 【第8期の現状】

認知症等により行方不明になる恐れのある人が、あらかじめ本人の写真や家族の連絡先などを市に登録する事業です。

なお、登録情報は警察や地域包括支援センターと情報共有し、行方不明になった時は捜索の手掛かりとして、早期発見・保護に役立てています。

###### 【第9期の方策】

市報等で広く情報発信するとともに、医療機関や介護サービス事業所及び地域包括支援センターへの周知により、必要とする人たちの利用拡大に取り組みます。



## イ チームオレンジの設置【★】

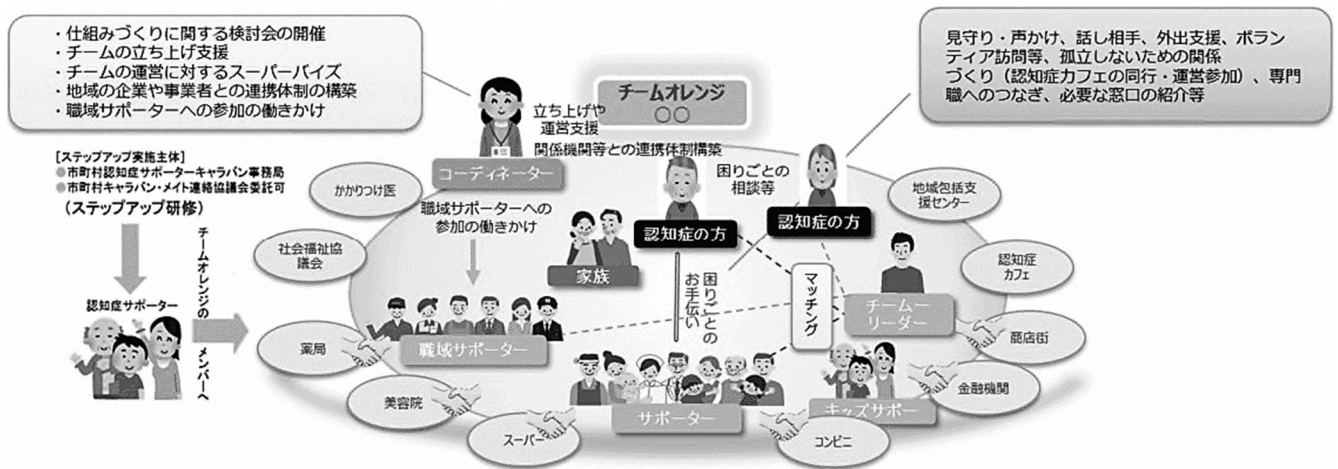
### 【第8期の現状】

国では認知症の人やその家族に対する支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築を推進していることから、チームオレンジの構築に向けて検討しています。

### 【第9期の方策】

認知症サポーター養成講座終了者の中で、チームオレンジの活動を希望される人の把握や体制づくりに取り組みます。

### ■チームオレンジの取組



## 基本目標4 介護保険事業の適正な運営

### 4-1 介護サービス基盤の整備

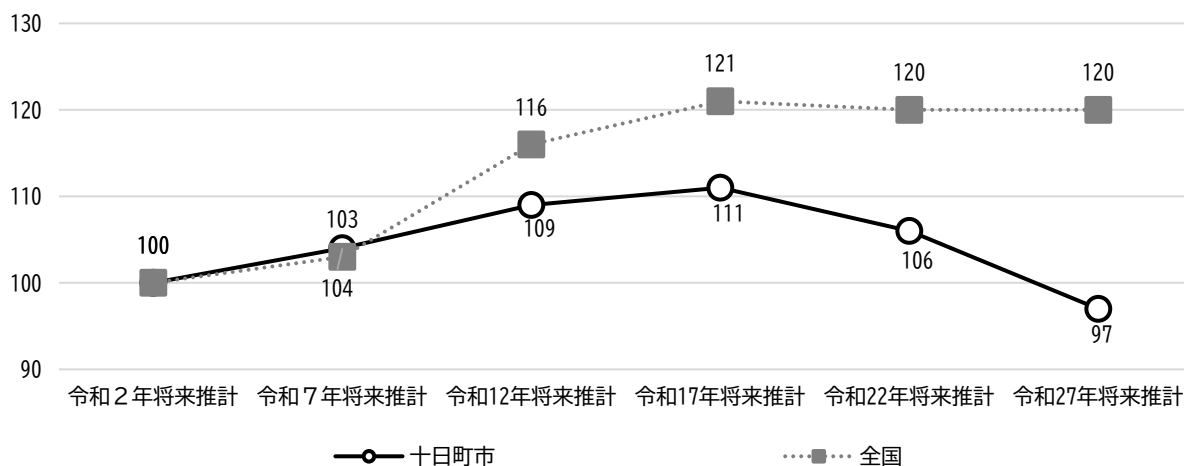
#### 現状・課題

在宅介護実態調査によると、64.1%が施設入所・入居は検討しておらず、在宅での介護を継続することを望んでいます。一方で、本市は施設サービスの需要が高く、市内の入所施設では充足できず、市外の施設を利用している人や、在宅サービスを利用しながら市内の施設への入所を待機している人も多い現状にあります。

介護サービスを必要とする後期高齢者の増加により、本市の介護需要は令和17年まで増加する推計であり、地域でどのように支えていくべきか検討する必要があります。

介護サービスの基盤整備の検討にあたっては、要支援・要介護認定者数の推移やサービス利用の実態を把握するとともに、介護の人材不足や介護需要のピークアウトも見据えた上で基盤整備を検討することも重要です。

■介護需要予測指数（令和2年=100）



資料：地域医療情報システム

介護需要予測：各年の需要量を以下で計算し、令和2年の国勢調査に基づく需要量=100として指数化  
 各年の介護需要量=40～64歳×1.0+65～74歳×9.7+75歳～×87.3

#### 施策の方向性

中長期的な視点に立って人口動態や介護需要を適切に捉え、介護サービス事業者の介護サービス基盤整備のあり方を確認しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、サービス提供基盤の整備を行います。

**実施事業****ア 介護サービス基盤の整備****【第8期の現状】**

在宅介護において、家族が医療的なケアへの困難さを抱えるケースが多いことから、重度者の在宅介護における医療分野の支援の充実を目指して、令和3年度に市立の訪問看護ステーションを開設しました。

また、近年、ニーズの高いマシントレーニングを取り入れた機能訓練専門の地域密着型通所介護事業所が令和4年度に整備され、身体機能の向上や介護予防につながっています。

**【第9期の方策】**

必要なサービスを充実させるため、特にニーズのある「特別養護老人ホーム（定員120人）」と機能訓練を専門とした「地域密着型通所介護事業所（定員10人）」の整備を計画します。

特別養護老人ホームは、市外に所在する施設が、定員を増員し本市へ移転する計画があり、中長期的には待機者数の減少に寄与されることが期待できます。短期的な待機者解消に向けては、引き続き市外の施設への入所も選択肢に入れながら必要とするサービスの提供に努めます。

また、十日町南圏域では初めての地域密着型通所介護事業所が整備され、専門スタッフによる運動・機能訓練の提供が可能となります。身体機能の向上や介護予防が期待されます。

## 4-2 介護人材の確保・育成、業務効率化のための支援

### 現状・課題

令和4年度に実施した介護人材実態調査では、介護・看護職員の不足と職員の高齢化が顕著となっています。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎え、今後は介護サービスを必要とする後期高齢者が増加する一方で、生産年齢人口（15～64歳）が大きく減少するため、これまで以上に介護従事者の確保、育成と職場定着に関する有効な取組が必要となります。

### 施策の方向性

介護事業所の雇用実態の把握に努め、人材の安定的な確保、介護従事者の資質向上のための研修や資格取得の支援、介護分野への理解促進を図ります。さらに、介護ロボットやICTの活用により職場環境を改善し、介護現場における負担を軽減させることで、介護従事者の離職防止・職場定着に繋げるための支援を検討します。

また、元気な高齢者の方から、介護保険施設等における介護周辺業務などのボランティア活動に参加していただくことで、人材不足の解消へと繋がるよう、ボランティアポイント等の取組について検討していきます。

### 実施事業

#### ア 十日町市看護・介護職員就業支度金支給事業（人材確保支援）【★】

##### 【第8期の現状】

不足する介護人材の確保を目的として、「十日町市看護・介護職員就業支度金支給事業」を実施し、市内に就業する介護または看護職員に就業支度金を支給する法人に対して、補助金を交付しました。

##### 【第9期の方策】

事業を継続して実施します。また、生産年齢人口が減少する中、外国人介護人材の確保及び定着が必要であることから、当該事業とあわせて新潟県の支援制度の利用を促進します。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人材確保支援【★】 対象法人数	法人	1	1	1	3	3	3
人材確保支援【★】 対象者数	人	6	1	3	7	7	7

## イ 十日町市介護人材確保・育成支援事業（資質向上支援）【★】

### 【第8期の現状】

介護従事者の技術や能力の向上を促進し、サービスの質的向上を図ることを目的として「十日町市介護人材確保・育成支援事業」を実施し、喀痰吸引の研修費用を負担した法人などへ、研修費用の一部を助成しました。

### 【第9期の方策】

対象となる研修の種類を拡大し、幅広く活用できるよう事業の見直しを行います。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資質向上支援【★】 対象法人数	法人	-	1	2	10	15	22

## ウ 介護ロボット・ICTを活用した職場環境の改善支援【★】

### 【第8期の現状】

介護職員の身体的な負担を軽減するため、介護サービス事業所における介護ロボットの導入・ICTの活用が進むよう、新潟県の支援制度の普及啓発を行いました。

### 【第9期の方策】

介護ロボットやICTを活用し、職場環境の改善を行うことにより、介護現場の業務負担を軽減させ、離職防止と職場定着につなげるための支援策を検討します。

また、引き続き新潟県の支援制度の利用促進のため普及啓発を行います。

## エ 介護分野への理解促進

### 【第8期の現状】

地域の産業や事業所について学ぶ取組である「まちの産業発見塾」\*や、市職員による出前講座等のイベントを通して、未来を担う中高校生に対し介護分野の魅力を伝える取組を行いました。

また、十日町市・津南町の社会福祉法人などで構成される「妻有地域包括ケア研究会」\*では、職場体験事業「福祉サマーワークキャンプ」や「まちの産業発見塾」など中高生との交流の機会をとおして、福祉の仕事のイメージアップに取り組んでいます。

### 【第9期の方策】

第8期の取組を継続し、関係団体と連携しながら、介護の仕事に対する理解促進とイメージアップを図ります。

## オ 介護人材実態調査の実施

### 【第8期の現状】

本市における介護人材の確保・定着に向けた支援策を検討するため、市内の介護保険事業所の雇用状況などを把握する「介護人材実態調査」を実施しました。

### 【第9期の方策】

第10期介護保険事業計画策定に向けて、継続して本調査を実施し、介護人材の確保・定着に向けた支援策を講じていきます。

## カ 電子申請届出システムの導入 [新規]

### 【第9期の方策】

国では、介護サービスに係る指定及び報酬請求の申請届出について、所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、令和7年度までにすべての地方公共団体で「電子申請届出システム」の運用を開始することとしました。

本市においては、令和7年度の運用開始に向けて準備を進めていきます。

これにより、介護事業所の申請書類の郵送や持参等の手間の軽減と、全国共通の様式使用により書類作成の負担が軽減されます。

## キ 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

### 【第8期の現状】

令和3年度より、要支援・要介護認定の更新認定の有効期間の上限を36か月から最大48か月に延長し、申請者及びご家族の申請手続きの負担軽減や、認定者の増加に伴う認定事務の負担軽減を図りました。

### 【第9期の方策】

要支援・要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化につながる具体的な取組を検討し、計画的に推進していきます。

### 4-3 災害や感染症対策の取組

#### 現状・課題

介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

第8期計画期間中の新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症対策を講じながら必要なサービスを継続的に提供していく体制を確保することの重要性が再認識されました。このことから、関係機関と連携し感染症のまん延防止に努めてきました。

また、災害対策の取組としては、事業所の運営指導の際に、災害計画の確認を行い災害発生時においてもサービス提供ができる体制の確認を行いました。

#### 施策の方向性

近年頻発している自然災害や感染症が発生した際に、安定的・継続的に介護サービスが提供されるよう、「業務継続計画（BCP）」の策定が義務付けられたことから、管内の事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

#### 実施事業

##### ア 災害や感染症対策への対応力の強化

###### 【第8期の方策】

新型コロナウイルス感染症の流行により、必要な介護サービスが継続的に提供できるようメールを活用した感染症に対する情報提供の仕組みづくりや、保健所・医師会・医療機関・新潟大学寄附講座等と連携し、感染症のまん延防止対策に努めてきました。

###### 【第9期の方策】

災害・感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することが重要です。指定基準により、すべての介護サービス事業所を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務付けられていることから、運営指導等を通して必要な助言や適切な援助を行います。

## 4-4 介護給付の適正化の推進

### 現状・課題

本市では、今後総人口・生産年齢人口が減少する中、特に介護ニーズの高い後期高齢者人口の増加が見込まれる現状を見据えて、給付適正化事業として「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」、「縦覧点検・医療情報との突合」の4事業を実施し、給付費の増大を抑え、持続可能で安定した介護保険制度の運営に努めました。

### 施策の方向性

介護給付の適正化を推進するため、主要事業を4事業から次の3事業に再編し、それぞれの具体的な目標を定め、取組状況を介護保険運営協議会などにおいて公表し、実施内容の充実を図ります。

「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の主要3事業を実施します。

### 実施事業

#### ア 要介護認定の適正化の実施

##### 【第8期の現状】

市の介護認定調査員と事業者に委託して実施した認定調査内容について、市職員が全件点検を行い、適正な調査が行われていることを確認しました。

一方で、令和4年度の要支援・要介護認定者数に占める、サービス受給者数の割合をみると、要介護（要支援）認定を受けた後に、介護サービスを利用していない人がいることが分かりました。

##### 【第9期の方策】

引き続き、市職員による認定調査の全件点検を実施するとともに、介護認定調査員の研修の受講により、要介護認定における公平・公正かつ適切な調査を実施するための必要な知識・技能の習得と向上を図ります。

また、介護認定者数が増加する中、認定調査に係る事務負担と費用負担が増加しています。このため、更新申請の際に一定期間介護サービスを利用していない人に対して、サービスの利用希望を確認する等の体制の検討と、「基本チェックリスト」を活用した「介護予防・日常生活支援総合事業」の利用を推進する体制を検討し、この結果を第10期計画へつなげていきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査内容の点検実施率	%	100	100	100	100	100	100



## イ ケアプラン点検の実施

### 【第8期の現状】

ケアプランの点検により、自立支援に貢献するケアプランの作成支援と適切なサービス利用の助言を行い、給付費の適正化に向けた取組を行いました。

### 【第9期の方策】

ケアプラン点検をより実効性のあるものとするため、新潟県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績などの帳票を活用し、サービス利用状況などに疑義のあるケースについて、書面での調査と事業所への訪問調査による点検を行うことにより、介護支援専門員に対し自立支援に貢献する適切なケアマネジメントの実践に向けた支援を行います。

また、住宅改修、福祉用具購入・貸与については、事業者、介護支援専門員に対し制度の趣旨・手続きなどの理解の促進を図るとともに、現地での実態確認やケアプランなどの提出書類の点検を行い、受給者の状態に応じた適切な住宅改修、福祉用具の給付につなげていきます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検訪問調査 点検事例数	事例	4	6	6	10	12	14

## ウ 縦覧点検・医療情報との突合の実施

### 【第8期の現状】

事業者への照会、確認、過誤申立書の作成及び過誤処理という一連の業務を、新潟県国民健康保険団体連合会に委託して実施しています。

### 【第9期の方策】

提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の縦覧点検と、入院状況などの医療情報と介護保険の給付実績を突合し、重複請求の解消を図ります。引続き、新潟県国民健康保険団体連合会へ委託するとともに、保険者として効果が高いと見込まれる帳票を点検・評価し、保険給付\*の適正化に取り組みます。

項目	単位	実績値			目標・計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合・縦覧点検 点検件数※	件	346	306	330	360	390	420

※件数には、新潟県国民健康保険団体連合会に点検を委託している分を含みます。

## 第5章

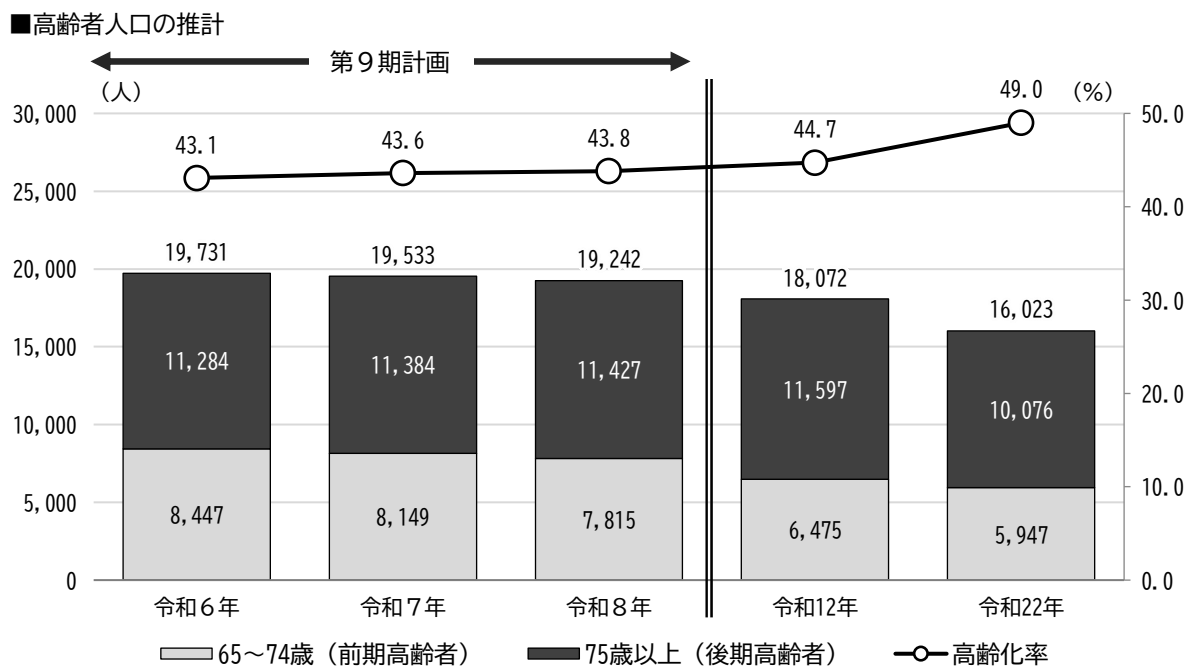
### 介護保険サービスの見込みと介護保険料推計

#### 1. 高齢者人口及び要支援・要介護認定者の将来推計

##### (1) 高齢者人口の推計

高齢者人口は、第9期計画期間の最終年度である令和8年には19,242人、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年には16,023人になると推計されます。また、高齢化率は上昇傾向にあり、令和8年には43.8%、令和22年には49.0%となる見込みです。

年齢区別にみると、前期高齢者は減少しており、後期高齢者は今後も増加する見込みですが、令和12年をピークに減少に転じると推計されます。



	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
総人口	45,803人	44,799人	43,923人	40,416人	32,702人
65～74歳 (前期高齢者)	8,447人	8,149人	7,815人	6,475人	5,947人
75歳以上 (後期高齢者)	11,284人	11,384人	11,427人	11,597人	10,076人
合計	19,731人	19,533人	19,242人	18,072人	16,023人
高齢化率	43.1%	43.6%	43.8%	44.7%	49.0%

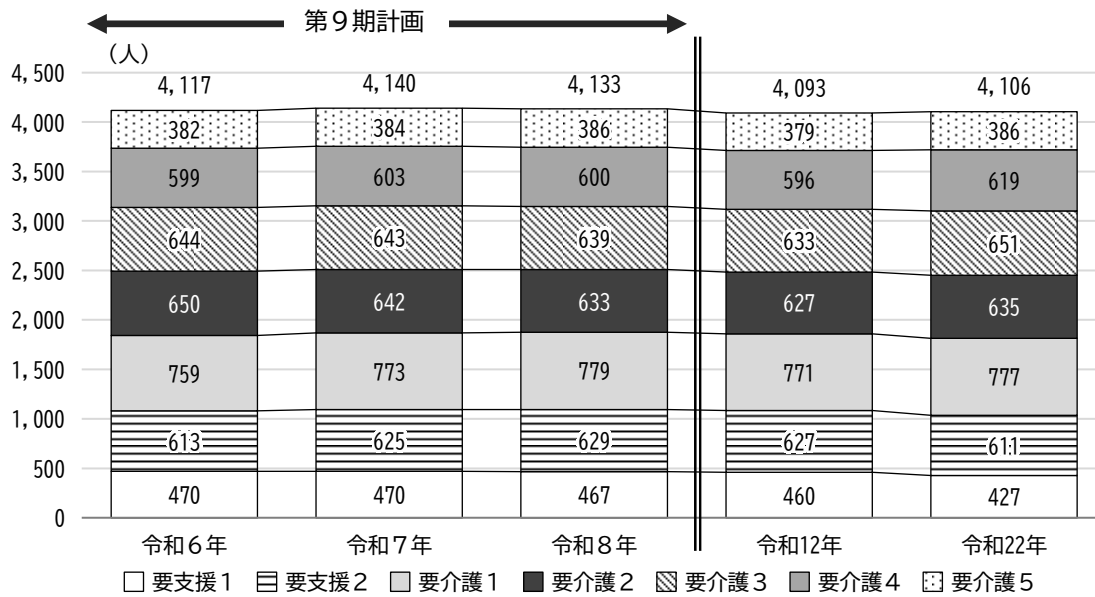
資料：国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口と、国が令和4年度における65歳以上人口の高齢者数の乖離を考慮した「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」を補正したデータを使用

## (2) 要介護等認定者数の推計

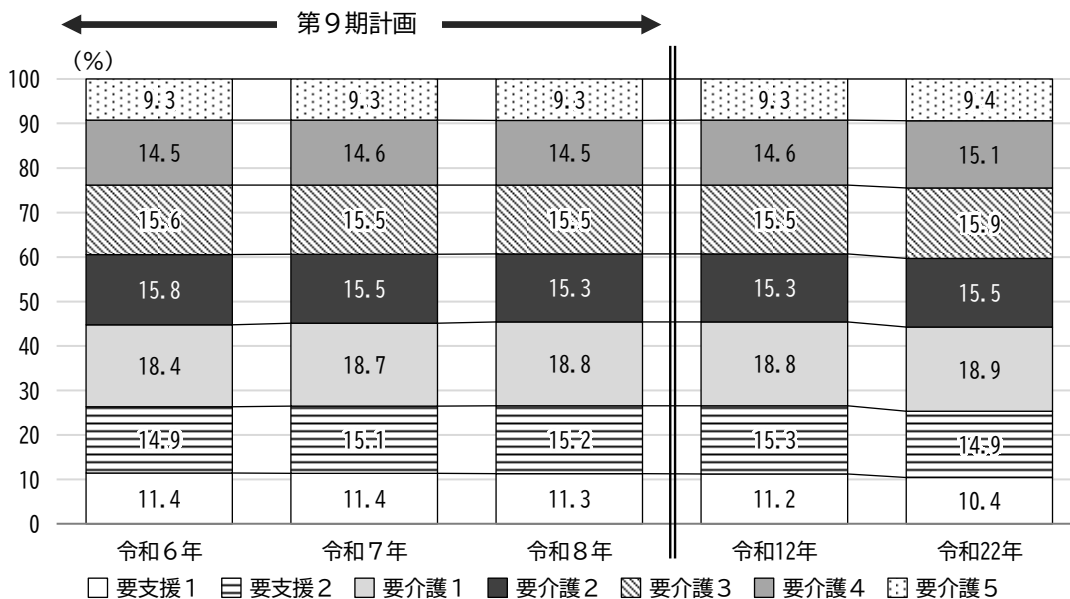
要介護等認定者数（第2号被保険者含む）は、令和6年から令和7年は増加し、令和7年度から令和8年はほぼ横ばいとなる見込みとなっており、本計画の最終年度である令和8年には4,133人と推計されます。また、令和12年には4,093人、令和22年には4,106人と4,100人前後で推移する推計となっています。

また、要支援・要介護認定者全体に占める認定度別構成比については、ほぼ横ばいとなっているものの、令和22年には重度者（要介護3～5）の割合が上昇すると推計されます。

■要支援・要介護認定者数の推計（要介護度別）



■要介護度別構成比の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム

## 2. 介護サービス等の基盤整備

### (1) 第8期計画期間中の整備状況

第8期計画期間中に整備が完了したサービス提供基盤は次のとおりです。

施設種別	開設数	定員	開設年
訪問看護	1か所	-	令和3年
地域密着型通所介護	1か所	定員10人/日	令和4年

### (2) 第9期計画期間中の整備予定

本計画期間中に開設を予定しているサービス提供基盤は、次のとおりです。

施設種別	圏域	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	十日町南	1か所 定員10人/日	-	-
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	十日町北	-	-	1か所 定員120人/日

### (3) 施設・居住系及び居宅サービスの入所定員総数

単位：か所、人

施設種別		令和5年度末既存施設						第9期中整備 予定 (北圏域 のみ)	令和8 年度末 整備数	
		圏域					全体			
		十日町 北	十日町 東	十日町 中	十日町 南	十日町 西				
施設・ 居住系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	3	1	1	3	2	10	1	11
		定員	244	50	70	183	120	667	120	787
	地域密着型 介護老人福祉施設 (小規模特養)	施設数	1	1	1	1	1	5	-	5
		定員	18	20	29	29	20	116	-	116
	混合型特定施設 (サービス付き高齢者 向け住宅)	施設数	-	-	1	-	-	1	-	1
		定員	-	-	49	-	-	49	-	49
認知症対応型 共同生活介護	施設数	2	1	1	-	-	4	-	4	
	定員	27	18	18	-	-	63	-	63	
居宅	小規模多機能型 居宅介護	施設数	1	1	2	1	-	5	-	5
		定員	25	29	58	29	-	141	-	141
計		施設数	7	4	6	5	3	25	1	26
		定員	314	117	224	241	140	1,036	120	1,156

### 3. 介護保険事業の見込み

#### (1) 介護（予防）給付の見込み

「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」について、第5章1(2)の要支援・要介護認定者数の推計を基に、現状のサービス利用やサービス基盤の状況及び今後のサービス基盤の整備見込み等を勘案して、給付費と利用回数及び利用人数を見込みました。介護サービス見込量を確保するため、第4章の「施策の展開」にある施策に取り組みます。

#### ① 介護給付

##### ■居宅サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護	給付費(千円)	297,085	300,289	294,578	287,926
	回数(回)	7,755.9	7,828.8	7,676.4	7,502.4
	人数(人)	381	384	378	372
訪問入浴介護	給付費(千円)	31,035	30,607	30,607	28,766
	回数(回)	212.0	208.8	208.8	196.4
	人数(人)	56	55	55	52
訪問看護	給付費(千円)	94,856	102,973	100,049	97,908
	回数(回)	1,102.8	1,194.3	1,162.9	1,141.9
	人数(人)	237	257	250	245
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,574	1,576	1,576	1,576
	回数(回)	45.6	45.6	45.6	45.6
	人数(人)	6	6	6	6
居宅療養管理指導	給付費(千円)	18,550	18,776	18,423	18,126
	人数(人)	198	200	196	192
通所介護	給付費(千円)	910,783	909,282	913,414	903,445
	回数(回)	8,930.8	8,908.1	8,963.9	8,886.7
	人数(人)	1,066	1,064	1,071	1,062

第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料推計

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
通所リハビリテーション	給付費(千円)	2,833	2,837	2,837	2,837
	回数(回)	24.8	24.8	24.8	24.8
	人数(人)	3	3	3	3
短期入所生活介護	給付費(千円)	486,815	489,101	482,288	464,744
	日数(日)	4,732.2	4,744.3	4,683.3	4,520.4
	人数(人)	442	443	438	423
短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	835	836	836	836
	日数(日)	7.5	7.5	7.5	7.5
	人数(人)	1	1	1	1
短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	171,763	172,102	169,000	166,693
	人数(人)	1,120	1,123	1,107	1,097
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	4,601	4,923	4,601	4,601
	人数(人)	15	16	15	15
住宅改修費	給付費(千円)	9,020	9,761	9,020	9,020
	人数(人)	9	10	9	9
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	434,330	478,096	520,786	521,312
	人数(人)	181	199	217	217
居宅介護支援	給付費(千円)	286,043	286,017	281,092	278,517
	人数(人)	1,535	1,534	1,510	1,498

■地域密着型サービス\*

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	99,123	101,980	99,249	93,033
	人数(人)	42	43	42	40
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	52,305	52,623	52,623	52,623
	回数(回)	686.8	690.5	690.5	690.5
	人数(人)	140	141	141	141
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	29,699	29,737	29,737	29,737
	回数(回)	208.1	208.1	208.1	208.1
	人数(人)	22	22	22	22
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	325,819	325,534	316,208	316,208
	人数(人)	127	127	124	124
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	204,065	204,323	207,332	210,592
	人数(人)	64	64	65	66
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	413,689	414,213	414,213	424,998
	人数(人)	117	117	117	120
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0

■施設サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人福祉施設	給付費（千円）	2,458,748	2,461,859	2,495,257	2,634,905
	人数（人）	775	775	785	829
介護老人保健施設	給付費（千円）	221,517	221,797	221,797	225,232
	人数（人）	67	67	67	68
介護医療院	給付費（千円）	38,097	38,145	38,145	38,145
	人数（人）	8	8	8	8
介護サービス合計	給付費（千円）	6,593,185	6,657,387	6,703,668	6,811,780

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。なお、給付費は千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。

② 予防給付

■居宅サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	10,920	11,507	11,507	11,188
	回数（回）	204.8	215.6	215.6	209.7
	人数（人）	37	39	39	38
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円）	639	640	640	640
	回数（回）	20.2	20.2	20.2	20.2
	人数（人）	2	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	2,590	2,593	2,593	2,442
	人数（人）	19	19	19	18
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	16,089	16,110	16,110	15,812
	日数（日）	183.0	183.0	183.0	179.0
	人数（人）	36	36	36	35



サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防短期入所療養 介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養 介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養 介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	35,429	35,985	36,087	34,551
	人数（人）	489	496	497	474
特定介護予防福祉用具 購入費	給付費（千円）	2,194	2,831	2,500	2,194
	人数（人）	7	9	8	7
介護予防住宅改修	給付費（千円）	5,945	7,337	6,735	5,945
	人数（人）	8	10	9	8
介護予防特定施設入居者 生活介護	給付費（千円）	14,163	16,067	17,954	17,240
	人数（人）	16	18	20	19
介護予防支援	給付費（千円）	28,706	29,127	29,182	27,875
	人数（人）	526	533	534	510

■地域密着型サービス

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	給付費（千円）	8,401	8,412	8,412	8,412
	人数（人）	9	9	9	9
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防サービス合計	給付費（千円）	125,076	130,609	131,720	126,299

※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。なお、給付費は千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合があります。

## (2) 地域支援事業費の見込み

これまでの実施状況や今後の高齢者数を勘案し、利用者及び事業費を見込みました。地域支援事業見込量を確保するため、第4章の「施策の展開」にある施策に取り組みます。

### ■介護予防・日常生活支援総合事業

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護相当サービス	事業費(千円)	15,011	14,864	14,629	11,451
	人数(人)	83	82	81	64
訪問型サービスA	事業費(千円)	202	200	197	151
	人数(人)	1	1	1	1
訪問型サービスB	事業費(千円)	6,354	6,400	6,500	6,334
訪問型サービスC	事業費(千円)	912	912	912	822
訪問型サービス(その他)	事業費(千円)	12	314	331	328
通所介護相当サービス	事業費(千円)	139,783	145,079	150,553	110,275
	人数(人)	565	586	609	446
通所型サービスA	事業費(千円)	15,004	14,857	14,621	12,037
	人数(人)	61	60	59	49
通所型サービス(その他)	事業費(千円)	108	1,650	1,778	1,750
介護予防ケアマネジメント	事業費(千円)	19,000	19,000	19,000	16,217
	人数(人)	378	378	378	323
介護予防把握事業	事業費(千円)	1,848	2,068	2,288	3,168
介護予防普及啓発事業	事業費(千円)	13,754	13,754	13,754	14,060
地域介護予防活動支援事業	事業費(千円)	7,731	7,731	7,731	7,034
一般介護予防事業評価事業	事業費(千円)	0	7,500	0	7,500
地域リハビリテーション活動支援事業	事業費(千円)	155	155	155	140
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	事業費(千円)	1,126	1,126	1,126	827
小 計	事業費(千円)	221,000	235,610	233,575	192,094

※給付費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数。



## ■包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

区 分	事業費（単位：千円）			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	118,421	119,476	119,476	119,476
任意事業	15,209	15,326	15,446	11,783
小 計	133,630	134,802	134,922	131,259

## ■包括的支援事業（社会保障充実分）

区 分	事業費（単位：千円）			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
在宅医療・介護連携推進事業	10,786	11,163	11,283	11,283
生活支援体制整備事業	7,270	7,470	7,570	7,570
認知症初期集中支援推進事業	911	911	911	911
認知症地域支援・ケア向上事業	6,954	7,266	7,366	7,366
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	20	20	100	100
地域ケア会議推進事業	897	897	897	897
小 計	26,838	27,727	28,127	28,127

## 4. 介護保険料の設定

### (1) 標準給付費及び地域支援事業費の見込額

本計画期間中の各年度の標準給付費及び地域支援事業費は次のとおりです。

3年間の合計額では、標準給付費がおよそ218億312万円、地域支援事業費がおよそ11億7,623万円となります。

#### ■標準給付費

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費（a）	6,718,261,000	6,787,996,000	6,835,388,000	20,341,645,000
特定入所者介護サービス費等給付額（b）	310,142,025	312,269,330	311,741,338	934,152,693
高額介護サービス費等給付額（c）	151,221,635	153,006,147	154,071,999	458,299,781
高額医療合算介護サービス費等給付額（d）	17,837,751	17,937,404	17,907,075	53,682,230
算定対象審査支払手数料（e）	5,099,544	5,128,002	5,119,362	15,346,908
審査支払手数料支払件数	94,436件	94,963件	94,803件	284,202件
標準給付費見込額（A） （A = a + b + c + d + e）	7,202,561,955	7,276,336,883	7,324,227,774	21,803,126,612

※特定入所者介護サービス費等給付額と高額介護サービス費等給付額は、財政影響額調整後の金額です。

#### ■地域支援事業費

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費（B）	381,468,000	398,139,000	396,624,000	1,176,231,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	221,000,000	235,610,000	233,575,000	690,185,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	133,630,000	134,802,000	134,922,000	403,354,000
包括的支援事業費（社会保障充実分）	26,838,000	27,727,000	28,127,000	82,692,000

## (2) 保険料基準額の算定

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、審査支払手数料、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金などから構成されます。

一方、事業費の財源は、第1号被保険者の保険料、国の負担金、県の負担金、市の負担金（一般会計繰入金）、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）などでまかなわれます。

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準額は、月額で6,300円と算定されます。

### ■保険料基準額の算定

A	標準給付費見込額	21,803,126,612円
B	地域支援事業費	1,176,231,000円
C	所得段階別加入割合補正後被保険者数	58,601人
D	第1号被保険者負担分(23%) $(A+B) \times 23\%$	5,285,252,251円
E	調整交付金相当額	1,124,665,581円
F	調整交付金見込額	1,711,499,000円
G	準備基金取崩額	295,000,000円
H	保険料収納必要額 $D+E-F-G$	4,403,418,831円
I	予定保険料収納率	99.40%
J	保険料見込額(年額) $H \div C \div I$ (端数処理)	75,600円
K	保険料見込額(月額) $J \div 12$ か月	6,300円

※調整交付金見込額は、地域包括ケア「見える化」システム・将来推計による試算値です。

### (3) 保険料変動要因の内訳（概算）

前項のとおり、第9期における第1号被保険者の介護保険料月額が6,300円と算出されました。第8期の保険料月額6,000円から6,300円の300円増額となります。その変動要因の内訳と保険料上昇の抑制策は次のとおりです。

#### 1. 変動要因

##### ① 介護サービス利用量の増加

介護報酬改定や今後の介護サービス利用量の増加等による影響額が695円と試算されます。

##### ② 介護サービス提供基盤整備によるサービス利用量の増加

第9期計画期間中に地域密着型通所介護や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規整備を予定しています。この整備により見込まれる介護サービス利用量の増加による影響額が27円と試算されます。

#### 2. 保険料上昇の抑制策

次項のとおり、準備基金を取り崩すことにより保険料の上昇が422円抑制されます。

■保険料変動要因の内訳

単位：円/月

第8期 基準額 A	上昇要因		抑制要因	第9期 基準額 B = A + ① + ② + ③
	①介護サービス利用量の増加（報酬改定の影響等含む）	②介護サービス提供基盤整備によるサービス利用量の増加	③準備基金取崩	
6,000	695	27	▲422	6,300

(4) 所得段階別保険料の見込

前項での算定額を基に、下表のとおり第5段階の基準額を月額6,300円と設定します。  
各所得段階別の保険料は次のとおりです。本市では、令和6年度から令和8年度までの所得段階は次の13段階とします。

住民税課税状況		要件（前年の所得等）	所得段階	基準額に対する割合	月額保険料（円）	年額保険料（円）
世帯員	本人					
非課税	非課税	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	第1段階	0.285 (0.455)	1,796	21,546
		合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の人	第2段階	0.485 (0.685)	3,056	36,666
		合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	第3段階	0.685 (0.690)	4,316	51,786
		合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	第4段階	0.900	5,670	68,040
課税	課税	第4段階に該当しない人	第5段階	1.000	<b>6,300</b> 【基準額】	<b>75,600</b> 【基準額】
		合計所得金額が120万円未満の人	第6段階	1.200	7,560	90,720
		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	第7段階	1.300	8,190	98,280
		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	第8段階	1.500	9,450	113,400
		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	第9段階	1.700	10,710	128,520
		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	第10段階	1.900	11,970	143,640
		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	第11段階	2.100	13,230	158,760
		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	第12段階	2.300	14,490	173,880
合計所得金額が720万円以上の人	第13段階	2.400	15,120	181,440		

※第1段階から第3段階までを対象に公費による軽減措置が実施されています。（ ）内は、軽減前の保険料率です。

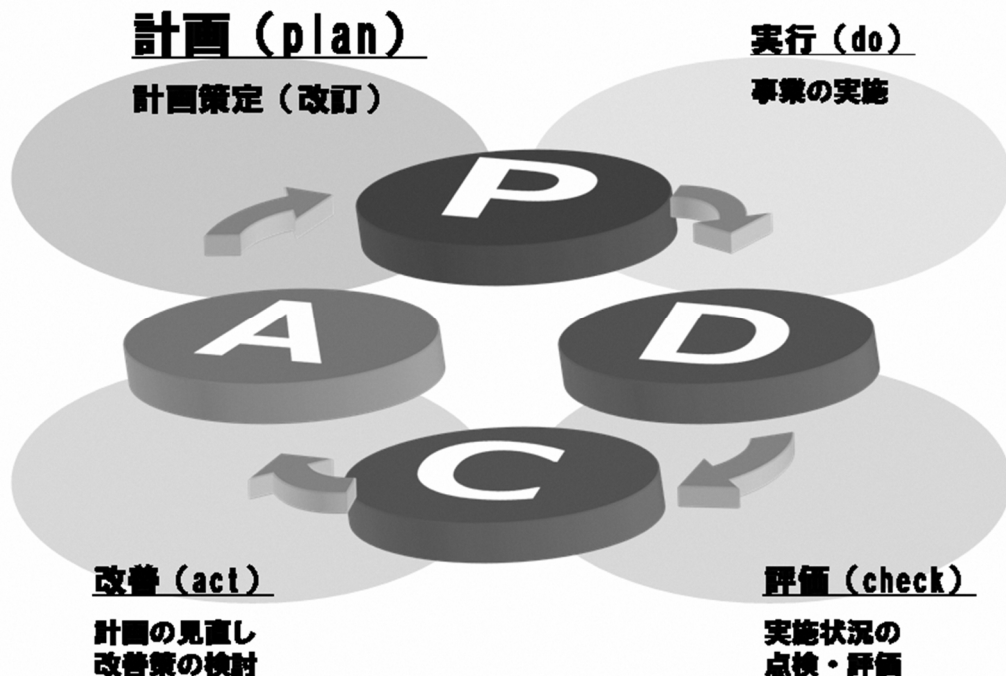
## 第6章

### 計画の推進に向けて

#### 1. 計画の進行管理

高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、3年に1度見直すこととされていますが、保健・医療・福祉の連携を基礎として、円滑に推進されるように進行管理する必要があります。特に介護保険制度では、利用者が必要とするサービスが効果的・効率的かつ迅速に提供されるとともに、質の高いサービスの維持・確保が重要となります。また、介護保険事業が計画的に運営されているか、市民の意見を的確に反映しているかなどの評価を定期的に行う必要があります。計画の進行管理については、十日町市介護保険運営協議会に進捗状況を報告し、PDCAの手法を参考にして計画の推進状況の評価・確認に努めます。あわせて、国が示した保険者機能強化推進交付金\*等の評価指標に基づき、地域支援事業や予防給付の実施による介護予防の達成状況や、総合事業の実施状況結果を同協議会へ報告し評価・検討を行います。

■PDCA サイクル\*による進行管理のイメージ





## 2. 連携体制の強化

### (1) サービスの円滑な提供のための連携

計画の推進に向けては、介護給付等対象サービスや総合事業の円滑な提供が重要となります。指定介護予防支援や指定居宅介護支援の事業者が、各種サービスの事業者と連携して、適切なケアプランを作成することができるよう、関係事業者に情報を提供するための体制を整えます。さらに、介護サービスの適切な利用及び提供を促進する方策として、地域包括支援センターを中心に情報提供を行うことができる体制を充実します。

また、総合事業の実施においては、元気な高齢者への様々な生活支援サービスや、運動教室等の介護予防サービスを委託事業者と連携し、円滑かつ予防効果のある事業として適切に実施できるよう体制を整えていきます。

### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進のための連携

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたり、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援などの連携が不可欠です。高齢者施策を総合的・計画的に進めるために、関連各部署及び関係機関の連携強化を図ります。

## 3. 市民への情報提供

ホームページや広報紙による広報活動に加え、「高齢者のいろいろなサービス」、「介護保険サービスガイド」、「地域包括支援センター」等のパンフレットを作成し、高齢者に対する福祉及び介護保険の情報提供を積極的に行うとともに、出前講座などを通じて、介護保険や高齢者の現状や施策などについて広報・啓発に努めます。また、高齢者相談の際や教室の開催時などの機会を通して、高齢者をはじめ要介護者や介護者などの要望に耳を傾けるとともに、ニーズを介護予防事業、介護保険サービス、高齢者福祉施策に反映するよう努めます。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、医療・介護サービスの情報に加え、地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービス事業所の所在地やサービス内容について、広く住民に伝えていくことが大切です。厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」の活用を促進するため、パンフレット類にそのアクセス方法を明記するなど、積極的な情報発信を行います。

## 資料編

## 1. 十日町市介護保険運営協議会委員名簿

令和5年4月1日現在

	委員氏名	所属等
1	◎ 菖蒲川 由郷	新潟大学大学院医歯学総合研究科
2	○ 齋木 ゆう子	公募委員
3	藤木 登美子	公募委員
4	高橋 光子	公募委員
5	吉楽 裕美	公募委員
6	山田 晋也	公募委員
7	浅田 一幸	十日町市中魚沼郡医師会
8	鈴木 宏	十日町市・中魚沼郡歯科医師会
9	田中 眞由美	介護福祉施設
10	宮内 博昭	介護福祉施設
11	涌井 一美	介護福祉施設
12	中村 基	十日町地域介護支援専門員連絡協議会
13	島津 栄子	看護関係
14	高橋 順子	在宅保健師（看護師）
15	柳 久	社会福祉法人 十日町市社会福祉協議会

◎：会長 ○：副会長 （敬称略）

## 2. 計画策定までの経緯

年月日	内 容
令和4年11月～ 令和5年3月	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施 調査対象：令和4年11月1日時点で要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者） 調査期間：令和4年12月 配布数：9,020件、有効回収数：7,227件、回収率：80.1% ○在宅介護実態調査の実施 調査対象：在宅で要支援・要介護認定を受けている人及びその介護者 調査期間：令和4年11月～令和5年3月 配布数：599件、有効回収数：596件、回収率：99.5% ○介護人材実態調査の実施 調査対象：市内の介護保険事業所 調査期間：令和5年1月～令和5年2月 配布数：99件、有効回収数：84件、回収率：84.8%
令和5年7月18日	第1回 十日町市介護保険運営協議会 ○令和5年度地域包括支援センターの事業計画等について ○十日町市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について
令和5年10月30日	第2回 十日町市介護保険運営協議会 ○十日町市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について ○令和4年度主要な施策の成果報告について ○令和4年度介護保険特別会計決算について
令和5年12月21日	第3回 十日町市介護保険運営協議会 ○十日町市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について ○令和5年度地域包括支援センター中間評価について
令和6年1月17日～ 1月31日	パブリックコメントの実施
令和6年2月13日	第4回 十日町市介護保険運営協議会 ○十日町市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について ○地域包括支援センター運営方針（案）について ○令和6年度 保険者機能強化推進交付金*及び保険者努力支援交付金の交付内示について

### 3. 用語集

<あ～お>

#### ICT

「Information and Communication Technology」の略語。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

#### アセスメント

課題分析などと訳される。利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのことをいう。ケアマネジメントの一環として、ケアマネジャーがケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために行われる。

#### うおぬま・米ねっと

魚沼医療圏域（十日町市・津南町・魚沼市・南魚沼市・湯沢町）の市町、医療機関、薬局、介護保険事業所が医療・介護情報を共有するために活用するICTツールの名称。

#### NPO（NPO 法人）

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

<か～こ>

#### 介護医療院

要介護者であって、長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービス。

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。

#### 介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、介護保険法に基づいて市町村が介護保険サービスの提供量や確保策を定めている計画。計画に定めるサービス見込量等に基づき第1号被保険者の保険料を算出する。3年ごとに見直している。

#### 介護予防サービス

要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援状態になっても状態の悪化を防ぐことに重点を置いたサービス。要介護認定・要支援認定で「要支援1」、「要支援2」に認定された人が利用するサービスに相当する。

### 介護予防・生活支援サービス（第1号事業）

総合事業を構成するサービスの1つで、介護予防を積極的に支援し、要支援状態の緩和や要介護状態への重篤化を防ぐための取組強化がねらい。

総合事業において行われる訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、生活支援サービス（第1号生活支援事業）及び介護予防支援事業（第1号介護予防支援事業）のことをいう。

訪問型サービス及び通所型サービスは、それぞれ予防給付のうちの訪問介護と通所介護が移行して内包する形で行われる。

介護予防・生活支援サービスの対象者は、要支援1・2のほか、要支援1・2に相当する者が迅速にサービスにつながるように基本チェックリスト対象者でサービスが必要と認められる者とされる。

### 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

平成26年の介護保険制度改正に伴い、今まで市町村の任意で行われた介護予防・日常生活支援総合事業が、新しい形で行われることとなり、平成29年度末までにすべての市町村で実施することとなった。

総合事業は、予防給付のうちの訪問介護と通所介護が移行する形で新たに編成された介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成される。

総合事業は専門的なサービスを必要とする人には、これまでどおり指定事業所の専門職から専門的なサービスが提供されるほか、NPOや民間事業者、住民ボランティア等による日常生活支援サービス、ミニデイサービス、運動・交流の場の展開など、地域の実情に応じて、高齢者のみならず地域の様々な主体が参加することで、多様で柔軟、かつ効果的で効率的なサービス提供の展開が期待されている。

この取組で、支援する側・される側が画一的な関係性ではなく、サービスを利用する高齢者自身も地域での居場所を作り出し、地域での互助活動に参加することで、結果的に高齢者の生きがいと介護予防の推進を図ることが理想とされている。

### 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする人で、在宅での生活が困難な人に対して生活全般の介護を行う施設。老人福祉法では65歳以上の高齢者を入所対象としているが、介護保険法では、特定疾病により要介護状態にある40～64歳の第2号被保険者も利用可能。

### 介護老人保健施設

慢性期医療と機能訓練によって在宅への復帰を目指す施設。病状が安定期にあり、治療の必要が少ないが、本人や親族等の様々な事情等のために入院を続けざるを得ない高齢者に対して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供することにより、その在宅復帰の促進に貢献する施設。

### 通いの場

地域に住む高齢者が定期的集まり、レクリエーションなど、様々な活動を通じて仲間と楽しんだりリフレッシュしたりと、日々の生活に活気を取り入れてもらうための取組。

## 基本チェックリスト

国が定めた 65 歳以上の高齢者（第 1 号被保険者）を対象とする高齢者の心身の状態を確認するための質問票のことをいう。旧来の二次予防事業において生活機能の低下の恐れがある高齢者を早期把握するためのツールであった。

総合事業開始後は、要支援認定を受けて総合事業を利用していた人に対して、更新認定を受けなくても総合事業を利用する場合や早期に総合事業のサービスへつなげる場合に活用されるツールとなっている。

そのため、基本チェックリスト該当者は、総合事業を利用する対象者となり得る。

## 協議体

市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画する定期的な情報共有及び連携強化の場。市町村区域で機能する「第 1 層協議体」、日常生活圏域（中学校区域等）において機能する「第 2 層協議体」がある。

## 居宅介護支援・介護予防支援

要介護認定者が居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼する場合（施設の場合には、施設が施設サービス計画を作成）と、要支援認定者が地域包括支援センターに介護予防サービス計画の作成を依頼する場合に提供されるサービス。

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者に対して、病院や診療所の医師、薬剤師及び管理栄養士等が自宅を訪問して行う療養上の管理、指導等のサービス。

## ケアプラン（居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画）

利用者個々のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、ケアマネジメントという手法を用い、利用者・家族と相談しながら作成するサービスの利用計画のこと。

## ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

## KDB

国保データベースの略。国民健康保険や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国民健康保険団体連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを活用して、①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステムを「KDB システム」という。

## 健康とくらしの調査

日本老年学的評価研究機構（Japan Agency for Gerontological Evaluation Study : JAGES）が実施している高齢者の介護・健康に関する大規模アンケート調査で、2022 年度調査では全国の約 75 市町村が参加。

## コールセンター

電話を通してお客様からの問い合わせや発注、申し込みなどに対応したり、商品の紹介やアンケートを行ったりする仕事。

## <さ～そ>

### サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設された高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えている。

### 在宅介護

病気・障がいや老化のために生活を自立して行うことができない人が、自分の生活の場である家庭において介護を受けること。またはその人に対して家庭で介護を提供すること。

### 住宅改修費（介護予防分含む）

要支援・要介護者が居宅で生活しようとするときに、家での生活に支障をきたすことにならないように、住宅改修の費用を償還する給付サービス。

具体的には、手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止・移動の円滑化のための床材または道路面の材質変更、引き戸への変更等の扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え、その他これに付帯して行う必要な工事が給付対象となっている。

### 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援・要介護になっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続することを支える観点から、地域住民との交流や地域活動への参加を図りながら、利用者の心身の状況や希望を踏まえて、「通い」サービスを中心として、随時「訪問」サービス、「泊まり」サービスを組み合わせて提供するサービス。

### 自立支援

加齢や疾病に伴い、自立して生活することに不安のある高齢者に対して、自らの意思に基づきその能力と状態に応じた日常生活ができるように支援すること。

### 人生会議

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の愛称。大事にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療・ケアを受けたいかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと共有しておくこと。

### 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。市町村区域で機能する「第1層生活支援コーディネーター」、日常生活圏域（中学校区域等）において機能する「第2層生活支援コーディネーター」、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で利用者と提供者をマッチングする「第3層生活支援コーディネーター」がある。

### 成年後見制度

認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。

### <た〜と>

#### 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要支援・要介護者が介護老人福祉施設等に短期間入所して、その施設で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。対象者は、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要支援・要介護者となる。

#### 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービス。

### 団塊ジュニア世代

第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年頃）に生まれた世代をいう。令和22年には、すべての団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる。

### 団塊の世代

第2次大戦後のベビーブーム時代の昭和22年～昭和24年に生まれた世代をいう。堺屋太一の小説の題名が定着したもの。

出生数は約800万人を超え、令和7年には団塊の世代の約800万人が75歳以上となり、2025年問題の医療・介護等社会保障における重要なファクターとなっている。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。



## 地域ケア会議

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実やそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。個別ケースの検討を行うのが「地域ケア個別会議」、地域ケア個別会議からみえてきた地域課題について検討し、必要な資源開発や政策形成の機能を担うのが「地域ケア推進会議」。

## 地域ケア個別会議

個別ケースについて、関わっている専門職と地域の関係者などが参加して課題を検討する会議。

## 地域ケア推進会議

地域ケア個別会議からみえてきた地域課題や必要な資源開発、政策形成について検討する会議。

## 地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。

## 地域福祉計画

地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。

## 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

## 地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。厚生労働省が運営。

## 地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援\*業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になる恐れのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。

### 地域密着型サービス

介護保険サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護のこと。今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設された。市町村が事業者の指定や監督を行い、事業者が所在する市町村の被保険者が利用対象者となっている。

### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービス。

### 地域密着型通所介護

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどで食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス。

### チームオレンジ

本人・家族を含む地域サポーターと多職種の地域サポーターのチームのことで、ステップアップ研修を受けた認知症サポーターがメンバーとなる。外出支援、見守り、声かけ、話し相手、認知症の人の居宅へ出向く出前支援などの活動を行う。

### 通所介護

要介護者が通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴や排泄、食事の提供等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。

### 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要支援・要介護認定者が介護老人保健施設や病院などに通い、心身の機能の維持回復を図るとともに日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うサービス。

### つまり医療介護連携センター

十日町市及び津南町の住民が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、在宅医療と介護のサービスの一体的な提供体制づくりとその推進を図ることを目的として、十日町市中魚沼郡医師会が設置したもの。

### 妻有地域包括ケア研究会

十日町市・津南町（通称「妻有地域」）の高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる地域包括ケアシステムの構築を目指して平成 28 年 4 月に結成。社会福祉法人と行政が一体となって、妻有地域の現状や課題、将来像等について、協議検討・提案等を行うことで、より質の高い福祉サービスの提供と人材育成、福祉の仕事のイメージアップに取り組んでいる。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に、または密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行う。

## 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム等）に入居している要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を介護保険サービスとして提供するもの。

特定施設自体は施設であるが、介護保険法では提供される介護やリハビリテーションサービスは居宅サービスと位置づけられている。

## 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具の中には特定福祉用具として、貸与ではなく購入費用を償還する形で介護保険の給付対象となっているものがある。特定福祉用具として給付対象になっているものは、腰掛け便座、入浴補助用具、簡易浴槽、特殊尿器、移動用リフトのつり具の5種目。

## <な～の>

### 認知症

一度獲得された知能が、脳の器質的な障がいにより持続的に低下したり、失われることをいう。一般に認知症は器質性精神障害に基づき、記銘・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障がいが見られ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶が丸ごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。

### 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場。

### 認知症ケアパス（認知症ガイド）

認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにしたガイドブックのような冊子。

### 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けて認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」をつけてもらう。

### 認知症施策推進大綱

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現のためにとりまとめられた、認知症対策の政府の方針。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪として施策を推進することを基本的な考え方とする。

### 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

### 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

少人数の入居者がスタッフの支援のもとで共同生活を営むグループホームで実施される。利用者は、要介護1～3の中程度層の人が中心となっている。

### 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者が可能な限り居宅で自立した生活を営むことができるようにするために、日常生活上の支援及び機能訓練を行う通所サービス。

### 認知症地域支援推進員

地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。

<は～ほ>

### PDCA サイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善させる仕組みのこと。事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の1つ。

### 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護認定者に対して日常生活上の便宜を図るとともに機能訓練や介護者の負担軽減のために福祉用具を貸与するサービス。貸与の対象となる指定用具は、車いす、特殊寝台、特殊寝台付属品（マット、サイドレール等）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト等がある。

### フレイル

Frailty（虚弱）の日本語訳で、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のことを指す。

### 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域の介護支援専門員、主治医、高齢者福祉の関係機関など、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

## 訪問介護

訪問介護員や介護福祉士が要支援・要介護者の居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上の必要な世話をを行うサービス。

## 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーション等の看護師等が要支援・要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。

## 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

## 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

病院及び介護老人保健施設の理学療法士等が、要介護者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを行うサービス。要介護者のうち、医療的（急性期）リハビリテーションを終えた人や、病気療養中に身体的機能の低下した人で、居宅でリハビリテーションが必要であると主治医が認めた人が対象となる。

## 保険給付

「要介護状態」または「要支援状態」となった場合に、被保険者に支給される金銭や提供されるサービス・物品をいう。介護保険制度では、1割（一定以上の所得がある場合は2割または3割）を自己負担し、残りは市区町村（保険者）から新潟県国民健康保険団体連合会を経由し事業所・施設に支払われる。

## 保険者機能強化推進交付金

平成29年の地域包括ケア強化法において制度化されたPDCAサイクルによる取組の一環として創設された交付金。市町村や都道府県による高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援することを目的としており、保険者や都道府県の様々な取組について評価できるよう客観的な指標を設定し、その達成状況に応じて支給される。

## 保険料基準額

介護保険料は、3年間の運営期間中における介護サービスの提供に要する費用の見込額から、被保険者の保険料でまかなう金額を算出し、この額を被保険者数等で割ることにより算定される。

## <ま～も>

### まちの産業発見塾

市内の中学生、高校生を対象に、地域を支える産業や企業について「知る場」、「理解する場」、「体験する場」を設けることで、地元十日町市について学ぶとともに、将来的な「十日町市への就業」意識の醸成を図ることを目的としたイベント。市内の事業所・団体がそれぞれブースをつくり、生徒に事業内容や体験を提供している。

## 看取り

近い将来、死が避けられないと判断された人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期（臨死期）まで尊厳ある生活を支援すること。

## <や～よ>

### 要介護者

介護保険制度においては、①要介護状態にある 65 歳以上の者、②要介護状態にある 40 歳以上 64 歳以下の者であって、その要介護状態の原因である障がいがんなど特定疾病による者をいう。保険給付の要件となるため、その状態が介護認定審査会（二次判定）の審査・判定によって、該当するかどうか客観的に確認される必要がある。

### 要介護認定

介護保険制度において、介護給付を受けようとする被保険者が給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。保険者である市区町村が、全国一律の客観的基準（要介護認定基準）に基づいて行う。要介護認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市区町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果等を介護認定審査会に通知し、要介護状態への該当、要介護状態区分等について審査・判定を求める。

### 要支援者

介護保険法においては、①要支援状態にある 65 歳以上の者、②要支援状態にある 40 歳以上 64 歳以下の者であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上の障がいがんなど特定疾病による者をいう。予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分（要支援 1・2）について市区町村の認定（要支援認定）を受けなければならない。

### 予防給付

介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。

## <ら～ろ>

### 老人福祉計画（高齢者福祉計画）

高齢者（保健）福祉事業についてサービスの供給量や整備量等を定め、その確保策を示す。老人福祉法に基づき市町村が定める。本市では介護保険事業計画と一体的に策定、3年ごとに見直している。

### 老老介護

高齢化と核家族化が進んでいる現代で、家庭の事情などにより 65 歳以上の高齢者が同じく高齢者の介護をせざるを得ない状況のこと。



## 十日町市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行：十日町市

編集：十日町市役所 市民福祉部 福祉課 介護保険係

住所：〒948-8501

新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

T E L：025-757-3111（代表）

F A X：025-752-4635（代表）





